

| | |
|-------------------|-------------|
| 島根原子力発電所 2号炉 審査資料 | |
| 資料番号 | PLM-03 改 10 |
| 提出年月日 | 2023年3月23日 |

島根原子力発電所 2号炉 高経年化技術評価 (コンクリートおよび鉄骨構造物)

補足説明資料

2023年3月23日

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 基本方針 | 2 |
| 3. 評価対象と評価手法 | 4 |
| 3.1 代表構造物の選定 | 4 |
| 3.2 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の抽出 | 9 |
| 3.3 劣化要因毎の評価対象部位の選定結果 | 12 |
| 3.4 評価手法 | 12 |
| 4. 代表構造物の技術評価 | 14 |
| 4.1 コンクリートの強度低下 | 14 |
| 4.2 コンクリートの遮へい能力低下 | 24 |
| 4.3 現状保全 | 25 |
| 4.4 総合評価 | 25 |
| 4.5 高経年化への対応 | 25 |
| 5. 代表構造物以外の技術評価 | 26 |
| 6. まとめ | 27 |
| 6.1 審査ガイド適合性 | 27 |
| 6.2 施設管理に関する方針として策定する事項 | 27 |

別紙1. 点検手順書における目視点検の項目、方法および判定基準について

別紙2. 鉄骨構造物の金属疲労評価の計算過程および結果について

別紙3. 島根2号炉周辺地域の凍害危険度について

別紙4. 評価に用いる温度の考え方について

別紙5. 温度測定方法、測定位置および測定結果について

別紙6. 放射線照射量の算出方法、評価モデル、過程および結果について

別紙7. 空気環境測定方法および位置について

別紙8. 中性化深さの推定値の算定過程について

別紙9. 塩分浸透における鉄筋の腐食減量の算定過程について

別紙10. 機械振動の評価対象および評価点の選定過程について

別紙11. 熱による遮へい能力低下の評価に用いた温度分布解析について

別紙12. 島根2号炉周辺の地下水による劣化評価について

1. はじめに

本資料は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第82条第1項の規定に基づき実施した高経年化技術評価のうち、コンクリート構造物の強度低下、遮へい能力低下および鉄骨構造物の強度低下の評価結果について、補足説明するものである。

コンクリートおよび鉄骨構造物の経年劣化事象、劣化要因を表1に示す。

表1 コンクリートおよび鉄骨構造物の経年劣化事象および劣化要因

| 構造物 | 経年劣化事象 | 劣化要因 | |
|--------|----------|----------|---|
| コンクリート | 強度低下 | 熱 | コンクリートが熱を受けると、温度条件によってはコンクリート中の水分の逸散に伴う乾燥に起因する微細なひび割れ、あるいは水分の移動に起因する空隙の拡大等により、強度が低下する可能性がある。 |
| | | 放射線照射 | コンクリートが中性子照射やガンマ線照射を受けると、照射量によっては、コンクリートの強度が低下する可能性がある。 |
| | | 中性化 | コンクリートは、空気中の二酸化炭素の作用を受けると、表面から徐々にそのアルカリ性を失い中性化する。中性化がコンクリートの内部に進行し、鉄筋を保護する能力が失われると、鉄筋はコンクリート中の水分、酸素の作用により腐食し始め、腐食に伴う体積膨張によりコンクリートにひび割れやはく離が生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。 |
| | | 塩分浸透 | コンクリート中に塩化物イオンが浸透し、鉄筋位置まで達すると、鉄筋の腐食が徐々に進行し、鉄筋の膨張によりコンクリートにひび割れやはく離が生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。 |
| | | アルカリ骨材反応 | アルカリ骨材反応は、コンクリート中に存在するアルカリ溶液と、骨材中に含まれる反応性のシリカ鉱物の化学反応である。このとき生成されたアルカリ・シリカゲルが周囲の水を吸収し膨張すると、コンクリート表面にひび割れが生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。 |
| | | 機械振動 | コンクリート構造物は、長期間にわたって機械振動による繰返し荷重を受けるとひび割れが発生し、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。 |
| | | 凍結融解 | コンクリート中の水分が凍結し、それが気温の上昇や日射を受けること等により融解する凍結融解を繰り返すことでコンクリートにひび割れが生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。 |
| | 遮へい能力低下 | 熱 | コンクリートは、周辺環境からの伝達熱および放射線照射に起因するコンクリート内部の温度上昇により、コンクリート中の水分が逸散し、放射線に対する遮へい能力が低下する可能性がある。 |
| 鉄骨 | 強度低下 | 腐食 | 一般的に、鋼材は大気中の酸素および水分と化学反応を起こして腐食する。腐食は、海塩粒子等により促進され、進行すると鋼材の断面欠損に至り、鉄骨構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。 |
| | | 金属疲労 | 繰返し荷重が継続的に鉄骨構造物にかかることにより、疲労による損傷が蓄積され、鉄骨の強度低下につながる可能性がある。 |
| | 制震装置強度低下 | 腐食 | 一般的に、鋼材は大気中の酸素および水分と化学反応を起こして腐食する。腐食は、海塩粒子等により促進され、進行すると制震装置（粘性ダンパー）の断面欠損に至り、制震装置（粘性ダンパー）の強度低下につながる可能性がある。 |
| | | 摩耗 | 制震装置（粘性ダンパー）の摺動部に長期間の使用により摩耗が発生すると、動作不良に至り、制震装置（粘性ダンパー）の強度低下につながる可能性がある。 |

2. 基本方針

評価対象構造物において表 1 の経年劣化事象の発生の可能性について評価し、その発生の可能性が将来にわたって否定できない場合は、その発生または進展に係る健全性評価を行い、実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイドおよび高経年化対策実施ガイドに定める要求事項に適合することを確認する。

コンクリートおよび鉄骨構造物の経年劣化事象を評価するにあたっての要求事項を表 2 に整理する。

表 2 (1/2) コンクリートおよび鉄骨構造物評価についての要求事項

| ガト | 要求事項 |
|--------------------------|---|
| 実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガト | <p>3. 高経年化技術評価等の審査の視点・着眼点</p> <p>(1) 高経年化技術評価の審査</p> <p>⑫健全性の評価</p> <p>実施ガト 3.1⑤に規定する期間の満了日までの期間について、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の発生又は進展に係る健全性を評価していることを審査する。</p> <p>⑬現状保全の評価</p> <p>健全性評価結果から現状の保全策の妥当性が評価されていることを審査する。</p> <p>⑭追加保全策の抽出</p> <p>現状保全の評価結果から、現状保全に追加する必要のある新たな保全策が抽出されていることを審査する。</p> <p>(2) 長期施設管理方針の審査</p> <p>①長期施設管理方針の策定</p> <p>すべての追加保全策について長期施設管理方針として策定されているかを審査する。</p> |

表2 (2/2) コンクリートおよび鉄骨構造物評価についての要求事項

| が「付」 | 要求事項 |
|----------------------------|---|
| 実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施が「付」 | <p>3.1 高経年化技術評価の実施及び見直し ⑤抽出された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象について、以下に規定する期間の満了日までの期間について機器・構造物の健全性評価を行うとともに、必要に応じ現状の施設管理に追加すべき保全策（以下「追加保全策」という。）を抽出すること。 イ 実用炉規則第82条第1項の規定に基づく高経年化技術評価プラントの運転を開始した日から60年間</p> <p>3.2 長期施設管理方針の策定及び変更 長期施設管理方針の策定及び変更に当たっては、以下の要求事項を満たすこと。 ①高経年化技術評価の結果抽出された全ての追加保全策（発電用原子炉の運転を断続的に行うこと前提として抽出されたもの及び冷温停止状態が維持されること前提として抽出されたもの全て。）について、発電用原子炉ごとに、施設管理の項目及び当該項目ごとの実施時期を規定した長期施設管理方針を策定すること。 なお、高経年化技術評価の結果抽出された追加保全策について、発電用原子炉の運転を断続的に行うこと前提とした評価から抽出されたものと冷温停止状態が維持されること前提とした評価から抽出されたものの間で、その対象の経年劣化事象及び機器・構造物の部位が重複するものについては、双方の追加保全策を踏まえた保守的な長期施設管理方針を策定すること。</p> |

3. 評価対象と評価手法

3.1 代表構造物の選定

コンクリートおよび鉄骨構造物の強度低下、遮へい能力低下が想定される構造物は多数存在するため、高経年化技術評価では、評価対象となる構造物の中から代表構造物を選定して評価を行う。評価対象構造物、代表構造物は以下の手順にて選定する。

3.1.1 評価対象構造物の抽出とグループ化

安全上重要な構造物「重要度分類審査指針における PS-1, 2 および MS-1, 2 に該当する構造物または該当する機器・構造物を支持する構造物」「高温・高圧の環境下にある PS-3, MS-3 の機器を支持する構造物」「常設重大事故等対処設備に該当する構造物または該当する機器・構造物を支持する構造物」「浸水防護施設に属する構造物」に該当する構造物を抽出し、コンクリート構造物と鉄骨構造物にグループ化を実施した。その結果を表 3 に示す。

3.1.2 代表構造物の選定

グループ化した評価対象構造物について、使用条件等を考慮して代表構造物を選定した。コンクリート構造物における代表構造物選定結果を表 4、鉄骨構造物における代表構造物選定結果を表 5 に示す。

表 3(1/2) 評価対象構造物の抽出とグループ化

| 対象構造物 | 重要度 ^{*1} | コンクリート構造物 | 鉄骨構造物 |
|----------------------|-----------------------|-----------|---------|
| 原子炉建物 | PS-1, 重 ^{*4} | ○ | ○ (鉄骨部) |
| タービン建物 | MS-1, 重 ^{*4} | ○ | ○ (鉄骨部) |
| 廃棄物処理建物 | MS-1, 重 ^{*4} | ○ | |
| 制御室建物 | MS-1, 重 ^{*4} | ○ | |
| 排気筒 (制震装置付) | MS-1, 重 ^{*4} | ○ | ○ |
| サボンカ建物 | 高 ^{*2} | ○ | |
| 補助ボルト室 | 高 ^{*2} | ○ | ○ |
| 屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) | MS-1, 重 ^{*4} | ○ | |
| 取水構造物 | MS-1, 重 ^{*4} | ○ | |
| 防波壁 | 設 ^{*3} | ○ | |
| 防波壁通路防波扉 | 設 ^{*3} | | ○ |
| 1号機取水槽流路縮小工 | 設 ^{*3} | | ○ |
| 1号機取水槽北側壁 | 設 ^{*3} | ○ | |
| 水密扉 (取水槽除じん機エリア) | 設 ^{*3} | | ○ |
| 水密扉 (復水器エリア) | 設 ^{*3} | | ○ |
| 防水壁 (取水槽除じん機エリア) | 設 ^{*3} | | ○ |
| 防水壁 (復水器エリア) | 設 ^{*3} | | ○ |
| 屋外排水路逆止弁 | 設 ^{*3} | | ○ |
| 屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) | 重 ^{*4} | ○ | |

表 3(2/2) 評価対象構造物の抽出とグループ化

| | | | |
|---|-----------------|---|---------|
| 第 1 ベントフィルタ格納槽 | 重 ^{*4} | ○ | |
| 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 (低圧原子炉代替注水槽含む) | 重 ^{*4} | ○ | |
| ガスタービン発電機建物 | 重 ^{*4} | ○ | ○ (鉄骨部) |
| ガスタービン発電機用軽油タンク基礎 | 重 ^{*4} | ○ | |
| 屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用 軽油タンク～ガスタービン発電機) | 重 ^{*4} | ○ | |
| 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ～原子炉建物) | 重 ^{*4} | ○ | |
| B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽 | 重 ^{*4} | ○ | |
| 緊急時対策所 (緊急時対策所遮蔽含む) | 重 ^{*4} | ○ | |
| 緊急時対策所用燃料地下タンク | 重 ^{*4} | ○ | |

*1：最上位の重要度を示す。

*2：最高使用温度が 95°C を超え、または最高使用圧力が 1,900kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器を支える構造物を示す。

*3：設計基準対象施設として評価対象とした機器および構造物を示す。

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物を示す。

表4(1/2) コンクリート構造物における代表構造物選定結果

| 対象構造物 (コンクリート構造物) | 重要度 | 使用条件等 | | | | | | | 選定 | 選定理由 |
|---------------------------|-------------------------------|-----------------------------|------------|------------|-----------|---------------------------|-------|--------------|----|-------------|
| | | 運転開始後 経過年数 ^{*7} | 高温部 の有無 | 放射線 の有無 | 振動の 有無 | 設置環境 | | 供給 塩化物量 | | |
| | | | | | | 屋内 | 屋外 | | | |
| ① 原子炉建物 | クラス1, 重 ^{*5} 設備支持 | 29年 | ○ | ○ | △ | 一部 仕上げ無し | 仕上げ有り | △ | ◎ | 高温部, 放射線の影響 |
| ② タービン建物 | クラス1, 重 ^{*5} 設備支持 | 29年 | △ | △ | ○ | 一部 仕上げ無し | 仕上げ有り | △ | ◎ | 振動の影響 |
| ③ 廃棄物処理建物 | クラス1, 重 ^{*5} 設備支持 | 29年 | △ | △ | — | 一部 仕上げ無し ^{*2} | 仕上げ有り | △ | | |
| ④ 制御室建物 | クラス1, 重 ^{*5} 設備支持 | 43年 | — | — | — | 一部 仕上げ無し | 仕上げ有り | △ | ◎ | 運転開始後経過年数 |
| ⑤ 排気筒基礎 | クラス1, 重 ^{*5} 設備支持 | 29年 | — | — | — | 埋設 ^{*1} | | △ | | |
| ⑥ サイバング建物 | クラス3 設備支持 | 33年 | △ | △ | — | 一部 仕上げ無し ^{*2} | 仕上げ有り | △ | | |
| ⑦ 補助ボイド室 | クラス3 設備支持 | 31年 20年 | △ | — | — | 一部 仕上げ無し ^{*2} | 仕上げ有り | △ | | |
| ⑧ 屋外配管ダクト(タービン 建物～排気筒) | クラス1, 重 ^{*5} 設備支持 | 29年 | — | — | — | 埋設 ^{*1} | | △ | | |
| ⑨ 取水構造物 | クラス1, 重 ^{*5} 設備支持 | 29年 | — | — | — | 仕上げ無し ^{*3} | | ○ (海水と接触) | | |
| ⑩ 防波壁 | 設 ^{*4} | 0年 ^{*6} | — | — | — | 仕上げ無し ^{*3} | | △ | | |
| ⑪ 1号機取水槽北側壁 | 設 ^{*4} 設備支持 | 43年 | — | — | — | 仕上げ無し | | ○ (海水と接触) | ◎ | 供給塩化物量の影響 |
| ⑫ 屋外配管ダクト(タービン 建物～放水槽) | 重 ^{*5} 設備支持 | 29年 | — | — | — | 埋設 ^{*1} | | △ | | |

*1：環境条件の区分として、土中埋設は一般的な環境として区分されることから、他の屋外で仕上げがない構造物で代表させる。

*2：他の屋内で仕上げがない構造物で代表させる。

*3：他の屋外で仕上げがない構造物で代表させる。

*4：設計基準対象施設として評価対象とした機器および構造物であることを示す。

*5：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物であることを示す。

*6：既に設置されているが、使用前事業者検査の合格をもって使用開始とする。

*7：2018年2月10日時点での経過年数を示す。

| 【凡例】 | |
|------|------------------------|
| ○ | 影響大 |
| △ | 影響小 |
| — | 影響極小、または無し |
| ■ | グループ内代表構造物とする 使用条件等 |

表4(2/2) コンクリート構造物における代表構造物選定結果

| 対象構造物 (コンクリート構造物) | 重要度 | 使用条件等 | | | | | | 選定 | 選定理由 | |
|---|-------------------------|-----------------------------|------------|------------|-----------|---------------------------|---------------------|------------|------|--|
| | | 運転開始後 経過年数 ^{*6} | 高温部 の有無 | 放射線 の有無 | 振動の 有無 | 設置環境 | | 供給 塩化物量 | | |
| | | | | | | 屋内 | 屋外 | | | |
| ⑬ 第1ペントフィルタ格納槽 | 重 ^{*4} 設備支持 | 0年 ^{*5} | — | — | — | 仕上げ無し ^{*2} | 埋設 ^{*1} | △ | | |
| ⑭ 低圧原子炉代替注水ボンブ ⁵ 格納槽(低圧原子炉代替注水槽含む) | 重 ^{*4} 設備支持 | 0年 ^{*5} | — | — | — | 一部 仕上げ無し ^{*2} | 埋設 ^{*1} | △ | | |
| ⑮ ガスタービン発電機建物 | 重 ^{*4} 設備支持 | 0年 ^{*5} | △ | — | △ | 一部 仕上げ無し ^{*2} | 仕上げ有り | △ | | |
| ⑯ ガスタービン発電機用軽油タンク基礎 | 重 ^{*4} 設備支持 | 0年 ^{*5} | — | — | — | | 仕上げ無し ^{*3} | △ | | |
| ⑰ 屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) | 重 ^{*4} 設備支持 | 0年 ^{*5} | — | — | — | | 埋設 ^{*1} | △ | | |
| ⑱ 屋外配管ダクト(B-デイゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物) | 重 ^{*4} 設備支持 | 29年 | — | — | — | | 埋設 ^{*1} | △ | | |
| ⑲ B-デイゼル燃料貯蔵タンク格納槽 | 重 ^{*4} 設備支持 | 0年 ^{*5} | — | — | — | 仕上げ無し ^{*2} | 埋設 ^{*1} | △ | | |
| ⑳ 緊急時対策所(緊急時対策所遮蔽含む) | 重 ^{*4} | 0年 ^{*5} | — | — | — | 一部 仕上げ無し ^{*2} | 仕上げ有り | △ | | |
| ㉑ 緊急時対策所用燃料地下タンク | 重 ^{*4} 設備支持 | 0年 ^{*5} | — | — | — | | 埋設 ^{*1} | △ | | |

*1：環境条件の区分として、土中埋設は一般的な環境として区分されることから、他の屋外で仕上げがない構造物で代表させる。

*2：他の屋内で仕上げがない構造物で代表させる。

*3：他の屋外で仕上げがない構造物で代表させる。

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物であることを示す。

*5：既に設置されているが、使用前事業者検査の合格をもって使用開始とする。

*6：2018年2月10日時点での経過年数を示す。

| |
|--------------|
| 【凡例】 |
| ○：影響大 |
| △：影響小 |
| —：影響極小、または無し |

表 5 鉄骨構造物における代表構造物選定結果

| 対象構造物 (鉄骨構造物) | 重要度 | 使用条件等 | | | 選定 | 選定理由 | | |
|------------------------|-------------------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------------------|----|------|--|--|
| | | 運転開始後 経過年数 ^{*6} | 設置環境 | | | | | |
| | | | 屋内 | 屋外 | | | | |
| ① 原子炉建物 (鉄骨部) | クラス1, 重 ^{*3} 設備支持 | 29年 | 仕上げ有り ^{*1} | | | | | |
| ② タービン建物 (鉄骨部) | クラス1, 重 ^{*3} 設備支持 | 29年 | 仕上げ有り ^{*1} | | | | | |
| ③ 排気筒 | クラス1, 重 ^{*3} 設備支持 | 29年 | | 仕上げ有り | ◎ | 屋外環境 | | |
| ④ 補助ボイシ室 | クラス3 設備支持 | 31年 | 仕上げ有り | | ◎ | 屋内環境 | | |
| ⑤ 防波壁通路防波扉 | 設 ^{*2} | 0年 ^{*4} | | 仕上げ有り ^{*5} | | | | |
| ⑥ 1号機取水槽流路縮 小工 | 設 ^{*2} | 0年 ^{*4} | | 仕上げ有り ^{*5} | | | | |
| ⑦ 水密扉(取水槽除じ ん機エリア) | 設 ^{*2} | 0年 ^{*4} | | 仕上げ有り ^{*5} | | | | |
| ⑧ 水密扉(復水器エリア) | 設 ^{*2} | 0年 ^{*4} | 仕上げ有り ^{*1} | | | | | |
| ⑨ 防水壁(取水槽除じ ん機エリア) | 設 ^{*2} | 0年 ^{*4} | | 仕上げ有り ^{*5} | | | | |
| ⑩ 防水壁(復水器エリア) | 設 ^{*2} | 0年 ^{*4} | 仕上げ有り ^{*1} | | | | | |
| ⑪ 屋外排水路逆止弁 | 設 ^{*2} | 0年 ^{*4} | | 仕上げ無し ^{*5} (ステンレス鋼) | | | | |
| ⑫ ガスタービン発電機建物 (鉄骨部) | 重 ^{*3} 設備支持 | 0年 ^{*4} | 仕上げ有り ^{*1} | | | | | |

*1：他の屋内で仕上げがある構造物で代表させる。

*2：設計基準対象施設として評価対象とした機器および構造物であることを示す。

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物であることを示す。

*4：既に設置されているが、使用前事業者検査の合格をもって使用開始とする。

*5：他の屋外で仕上げがある構造物で代表させる。

*6：2018年2月10日時点での経過年数を示す。

【凡例】
 ：グループ内代表構造物とする
 使用条件等

3.2 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の抽出

3.2.1 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を表 6 に示す。また、表 1 に示した経年劣化事象のうち、以下①と②以外について、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として抽出した。

表 6 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

| 構造物 | 経年劣化事象 | 高経年化対策上着目すべき経年劣化要因 |
|--------|---------|--------------------|
| コンクリート | 強度低下 | 熱 |
| | | 放射線照射 |
| | | 中性化 |
| | | 塩分浸透 |
| | | 機械振動 |
| | 遮へい能力低下 | 熱 |

①高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

表 7 に示す経年劣化事象については、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っていることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象と判断した。なお、コンクリートおよび鉄骨構造物の保全活動は、保全計画に基づく頻度、「QMS7-06-N16 島根原子力発電所土木建築関係設備点検手順書」（以下、「点検手順書」という）に定めた点検方法により、実施している。具体的な点検および補修の実績を表 8 に示す。また、点検手順書における目視点検の項目、方法および判定基準について、別紙 1 に示す。

表7 日常劣化管理事象

| 構造物 | 経年劣化事象 | 劣化要因 | 理由 |
|--------|--------------|--------------|---|
| コンクリート | 強度低下 | アルカリ骨材 反応 | <p>定期的（1回／年）に点検手順書に基づく目視点検を行っているが、アルカリ骨材反応に起因すると判断されるひび割れは確認されていない。</p> <p>また、試験によりコンクリート構造物の健全性に影響を与えるような反応性がないことを確認している。試験結果を表9に示す。</p> <p>今後も使用環境が急激に変化することはないことから、アルカリ骨材反応の進展傾向は極めて小さいと考えられる。</p> |
| 鉄骨 | 強度低下 | 腐食 | <p>定期的（1回／年）に点検手順書に基づく目視点検を行い、鋼材の腐食に影響する塗膜の劣化等が認められた場合には、補修塗装を施すことによって健全性を確保している。</p> |
| | | 金属疲労 | <p>鉄骨構造物のうち、風による繰返し荷重を受ける排気筒が対象構造物と考えられる。</p> <p>島根2号炉の排気筒は、その耐震裕度を向上させるために鉄塔支持型（制震装置付）に変更し、2015年4月に完了している。</p> <p>鉄骨構造物の風等による繰返し荷重に対する評価は、（社）日本建築学会「鋼構造設計規準（2005）」に示されている評価式を用いて、発電所近傍で計測された風に基づき算定した応力範囲が、運転開始後60年時点においても、許容疲労強さよりも小さいことを確認し、疲労を考慮する必要ないと評価した。排気筒の疲労評価について別紙2に示す。</p> <p>島根2号炉の排気筒は鉄塔支持型であり、自立型よりも共振現象が起きにくいとされている。また排気筒の主要構造部材は、これまでの目視点検でも共振による疲労割れは確認されておらず、今後もこれらの共振現象による疲労が大きく変化する要因があるとは言い難い。</p> <p>以上から、鉄骨の金属疲労については、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。</p> |
| | | 腐食 | 定期的（1回／年）に点検手順書に基づく目視点検を行い、有意な塗膜の劣化等が認められた場合には、補修塗装を施すことによって健全性を確保している。 |
| | 制震装置 強度低下 | 摩耗 | 定期的（1回／年）に点検手順書に基づく目視点検を行い、有意な摩耗が認められた場合には、新品への取替え等を行うことにより、健全性を確保している。 |
| | | | |

表8 アルカリ骨材反応、鉄骨腐食、金属疲労および摩耗に関する点検および補修の実績

| 経年劣化事象 | 劣化要因 | 対象構造物 | 点検方法 | 点検頻度 | 点検結果 | 補修実績 |
|-------------|----------|-------------|------|------|----------------------------------|--------|
| コンクリートの強度低下 | アルカリ骨材反応 | コンクリート構造物全般 | 目視点検 | 1回／年 | アルカリ骨材反応に起因すると判断されるひび割れは確認されていない | 補修実績なし |
| 鉄骨の強度低下 | 腐食 | 鉄骨構造物全般 | 目視点検 | 1回／年 | 有害な腐食は認められない | 補修実績なし |
| | 金属疲労 | 排気筒 | 目視点検 | 1回／年 | 有害な疲労割れは認められない | 補修実績なし |
| 制震装置の強度低下 | 腐食 | 排気筒 | 目視点検 | 1回／年 | 有害な腐食は認められない | 補修実績なし |
| | 摩耗 | 排気筒 | 目視点検 | 1回／年 | 有害な摩耗は認められない | 補修実績なし |

表9 アルカリ骨材反応に関する試験結果

| 対象構造物 | 試験方法 (試験実施年) | 骨材 | 測定値 | 判定基準 | 結果 |
|------------------|----------------------|-------------|--------|------|----|
| 原子炉建物ほか 主要構造物 | モルタルバー法 (昭和 59 年) | 八雲村産 粗骨材 | 0.024% | | |

②高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象以外）

表 10 に示す経年劣化事象については、今後も経年劣化事象の進展が考えられない、または進展傾向が極めて小さいと考えられることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象と判断した。

表 10 日常劣化管理事象以外

| 構造物 | 経年劣化事象 | 劣化要因 | 理由 |
|--------|--------|------|--|
| コンクリート | 強度低下 | 凍結融解 | <p>日本建築学会「高耐久性鉄筋コンクリート造設計施工指針（案）・同解説（1991）」によると、凍害危険度が 2 以上の地域は、凍結融解を含む凍害を考慮する必要がある地域である。</p> <p>日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事（2015）」に示されている解説図 26.1（凍害危険度の分布図）によると、島根 2 号炉の周辺地域は凍結融解の危険性がない地域に該当している。</p> <p>あらためて、気象条件から島根 2 号炉の周辺地域の凍害危険度を確認すると、凍結融解の危険性がない地域に該当していた。</p> <p>島根 2 号炉周辺地域の凍害危険度について別紙 3 に示す。</p> |

3.3 劣化要因毎の評価対象部位の選定結果

経年劣化事象に対する劣化要因毎の評価対象部位について、選定した結果を表 11 に示す。

3.4 評価手法

高経年化対策上着目すべき経年劣化事象について、劣化要因毎に評価対象部位の材料および構造部条件並びに使用および環境条件に基づき、その進展の程度が大きいと考えられる評価点について、材料面の性能を確認する。

性能を確認する方法としては、学会基準等による既往の健全性評価または国内外の研究成果による健全性評価とした。

表 11 経年劣化事象に対する要因毎の評価対象部位

| 構造種別 | コンクリート構造物 | | | | | | | | 鉄骨構造物 | | | 備考 | |
|-------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------|-----------------|------|-----------------|------|----|----------|---|
| | 経年劣化事象 | 強度低下 | | | | | | | 遮へい能力低下 | 強度低下 | | 制震装置強度低下 | |
| 要因 | | 熱 | 放射線照射 | 中性化 | 塩分浸透 | 骨材反応 | アルカリ | 機械振動 | | 熱 | 腐食 | 金属疲労 | |
| 代表構造物 | 原子炉建物 | ○ ^{*1} | ○ ^{*1} | ○ ^{*2} | ○ | △ | ○ | ▲ | ○ ^{*5} | | | | *1:一次遮へい壁 *2:内壁 *3:壁面 *4:タービン発電機架台 *5:ガム線遮へい壁 |
| | タービン建物 | ○ | ○ | ○ ^{*2} | ○ | △ | ○ ^{*4} | ▲ | ○ | | | | |
| | 制御室建物 | | | ○ ^{*2} | ○ | △ | | ▲ | | | | | |
| | 排気筒 | | | | | | | | | △ | △ | △ | △ |
| | 補助ボイラー室 | | | | | | | | | △ | | | |
| | 1号機取水槽北側壁 | | | ○ ^{*3} | ○ ^{*3} | △ | | ▲ | | | | | |

○：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

▲：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象以外）

* : 評価対象部位

4. 代表構造物の技術評価

4.1 コンクリートの強度低下

4.1.1 熱による強度低下

(1) 評価の概要

評価対象部位は、対象構造物のうち、通常運転時に雰囲気温度が高く、高温の原子炉圧力容器近傍に位置する一次遮へい壁とし、評価点は一次遮へい壁内側とした（図1参照）。

評価については、別紙4に示す評価に用いる温度の考え方に基づき、通常運転時における周辺の温度測定結果と、コンクリートの温度制限値を比較した。通常運転時における温度測定の方法、位置および結果を別紙5に示す。

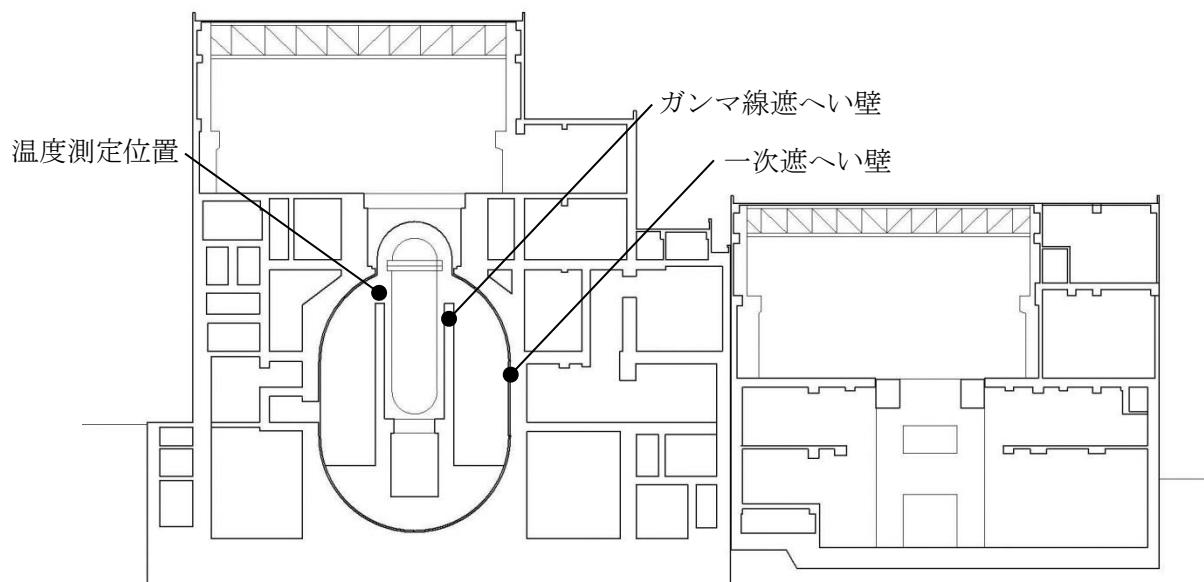


図1 原子炉格納容器概要

(2) 評価結果

コンクリートの温度制限値は設計基準強度確保の観点から、局部では90°C、一般部では65°Cと定められている^{※1}。

評価温度は、一次遮へい壁に対して温度条件の厳しくなる原子炉格納容器内の雰囲気温度とし、測定値の最高温度は62°C（測定位置は、原子炉圧力容器に近く温度の高くなるガンマ線遮へい壁近傍）であり、コンクリートの温度制限値以下である。

以上から、熱による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

※1：日本建築学会「原子炉建屋構造設計指針・同解説（1988）」

4.1.2 放射線照射による強度低下

(1) 評価の概要

評価対象部位は、対象構造物のうち、原子炉圧力容器近傍に位置し、運転時に中性子照射量およびガンマ線照射量の最も大きい一次遮へい壁とし、評価点を一次遮へい壁内側とした。

評価については、評価点における運転開始後 60 年時点での予想される中性子照射量およびガンマ線照射量を解析により算出した。放射線照射量の算出方法、条件、過程および結果を別紙 6 に示す。

(2) 評価結果

中性子照射と強度の関係に関しては、従来 Hilsdorf 他の文献^{※2}における「中性子照射したコンクリートの圧縮強度 (f_{cu}) と照射しないコンクリートの圧縮強度 (f_{cu0}) の変化」を参考していた。一方、小嶋他の試験結果を踏まえた最新知見（小嶋他、NTEC-2019-1001「中性子照射がコンクリートの強度に及ぼす影響」）によると、コンクリートの圧縮強度は、およそ $1 \times 10^{19} n/cm^2$ の中性子照射量 ($E > 0.1 MeV$) から低下する可能性が確認されている。

運転開始後 60 年時点での予想される中性子照射量 ($E > 0.1 MeV$) は、放射線照射量解析の結果、評価点において $1.32 \times 10^{14} n/cm^2$ であり、 $1 \times 10^{19} n/cm^2$ を超えておらず、中性子照射によるコンクリートの強度低下への影響はない判断する。

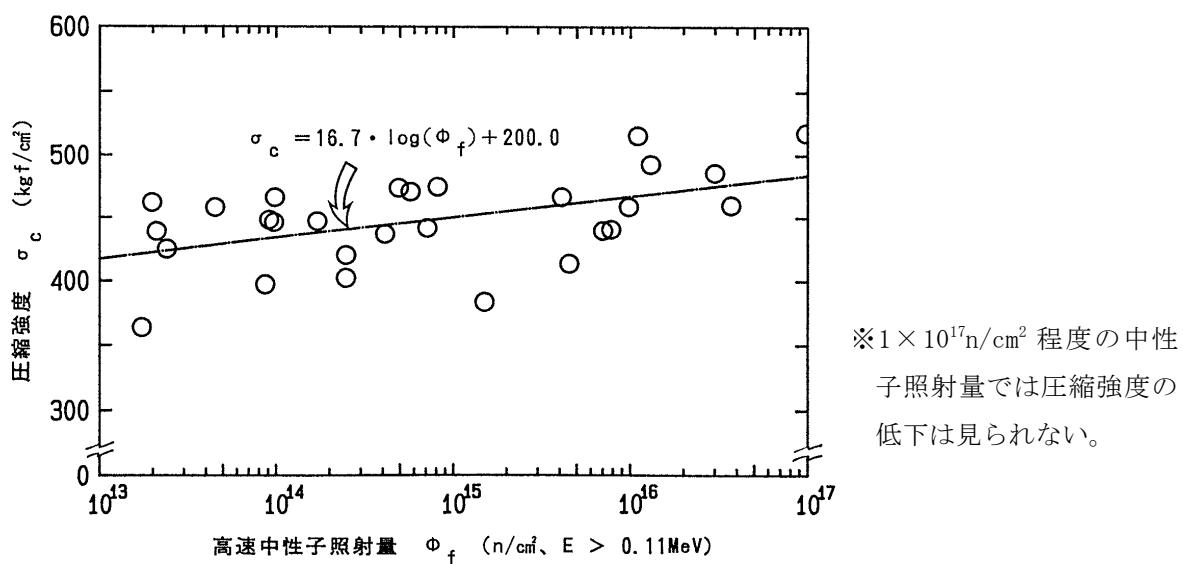
また、日本原子力研究所（現：日本原子力研究開発機構）動力試験炉の生体遮へいコンクリートから採取したコンクリートの試験結果によると、中性子照射量は上記よりは少ない $1 \times 10^{13} \sim 10^{17} n/cm^2$ ($E > 0.11 MeV$) ではあるが、圧縮強度の低下は見られない（図 2 参照）。

一方、ガンマ線照射量と強度との関係についても、Hilsdorf 他の文献^{※2}によると、ガンマ線照射量が $2 \times 10^{10} rad$ 程度以下では有意な強度低下は見られない（図 3 参照）。

運転開始後 60 年時点での予想されるガンマ線照射量は、放射線照射量解析の結果、評価点において $2.81 \times 10^6 rad$ であり、 $2 \times 10^{10} rad$ を超えることはないと推定されるため、ガンマ線照射によるコンクリート強度低下への影響はないものと判断する。

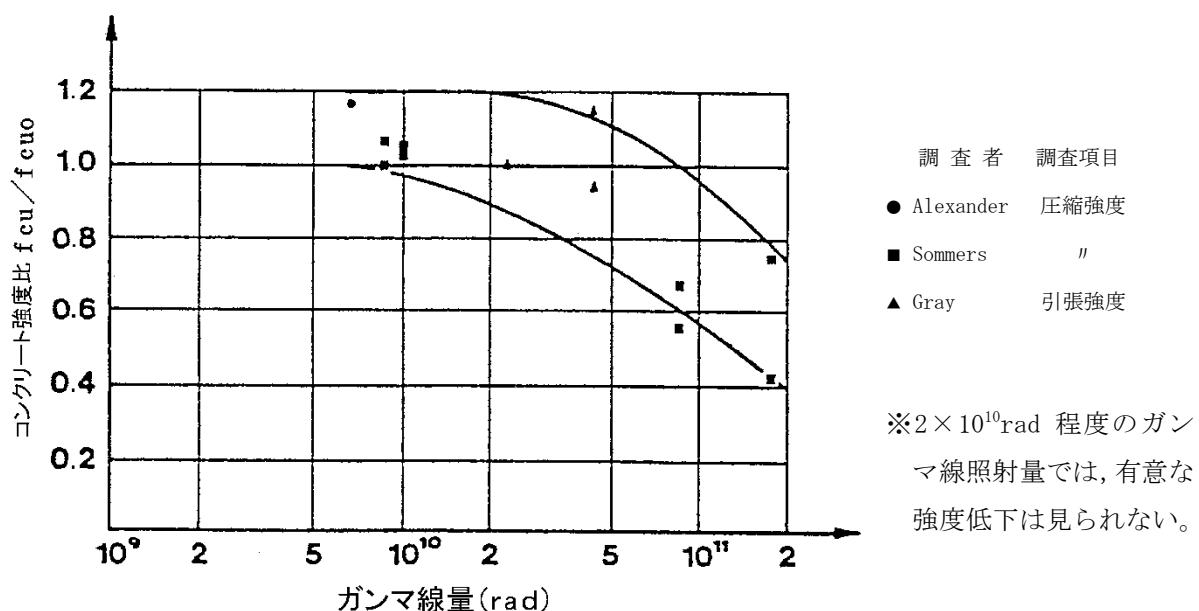
以上から、放射線照射による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

※2 : Hilsdorf, Kropp, and Koch, "The Effects of Nuclear Radiation on the Mechanical Properties of Concrete", American Concrete Institute Publication, SP-55, Paper 10. (1977)



(出典) 出井他, 日本原子力研究所 JAERI-M 90-205
「JPDR 生体遮蔽コンクリートの材料強度特性」

図 2 高速中性子量とコンクリートの圧縮強度との関係



(出典) Hilsdorf, Kropp, and Koch, "The Effects of Nuclear Radiation on the Mechanical Properties of Concrete", American Concrete Institute Publication SP-55, Paper 10.

図 3 ガンマ線照射したコンクリートの圧縮強度 (f_{cu}) と照射しないコンクリートの圧縮強度 (f_{cu0}) の変化

4.1.3 中性化による強度低下

(1) 評価の概要

中性化の進展度合は、環境条件（温度、相対湿度、二酸化炭素濃度）の影響を受けるため、空気環境測定を実施した。空気環境測定方法および位置を別紙7に示す。

中性化の評価対象部位は、屋外と屋内では、鉄筋位置に対する中性化深さと鉄筋腐食の開始の関係が異なることから、各々に対して評価対象部位を抽出することとし、空気環境の影響を遮断するコンクリートの塗装仕上げの有無、環境条件（温度、相対湿度、二酸化炭素濃度）に基づく中性化に及ぼす影響度、かぶり厚さを考慮して選定した。

仕上げの状況については、対象構造物のうち、仕上げが無い箇所がある構造物を選定し、設置環境が屋内の構造物と屋外の構造物に分類する。屋外の構造物については、**対象構造物のうち、1号機取水槽北側壁**を選定した。屋内については、対象構造物のうち、原子炉建物、タービン建物および制御室建物の内壁を選定した。

評価点については、屋内の各評価対象構造物で鉄筋腐食開始年数が最小となった、原子炉建物3階非常用ガス処理装置室、タービン建物3階タービン室、制御室建物1階1D非常用電気室、1C非常用電気室の内壁とした。なお、鉄筋腐食開始年数については、各環境条件（温度、相対湿度、二酸化炭素濃度）が入力値となる森永式^{※3}を用いて算出した。表12に各評価対象部位での森永式から算出される鉄筋腐食開始年数を示す。

また、屋外の構造物については海水によりコンクリート表面が湿潤とならず、空気環境の影響を受ける**1号機取水槽北側壁**の壁面（気中帶）とした。

※3：森永繁「鉄筋の腐食速度に基づいた鉄筋コンクリート建築物の寿命予測に関する研究
—東京大学学位論文（1986）」

表 12 森永式による中性化の鉄筋腐食開始年数の比較

| 対象構造物 | 調査部位 | 測定面種類 | 鉄筋が腐食し始める時点の中性化深さ ^{*1} (cm) | 60年時点における中性化深さ(cm) | 鉄筋腐食開始年数 ^{*3} (年) |
|--------|------|----------------------|--------------------------------------|--------------------|----------------------------|
| 原子炉建物 | 内壁 | B2階(東面) | 塗装面 | 7.0 | 0.88 |
| | | B1階(西面) | 塗装面 | 7.0 | 1.10 |
| | | 1階(西面) | 塗装面 | 7.0 | 1.04 |
| | | 2階(東面) | 塗装面 | 8.0 | 0.93 |
| | | | 未塗装面 | 8.0 | 2.39 |
| | | 3階(北面) 非常用ガス処理装置室 | 塗装面 | 7.0 | 0.97 |
| | | | 未塗装面 | 7.0 | 2.50 |
| タービン建物 | 内壁 | 4階(北面) | 塗装面 | 7.0 | 0.93 |
| | | | 未塗装面 | 7.0 | 3,460 |
| | | B1階(北面) | 塗装面 | 7.0 | 0.57 |
| | | | 未塗装面 | 7.0 | 1,386 |
| | | 1階(北面) | 塗装面 | 8.0 | 0.98 |
| | | | 未塗装面 | 8.0 | 2.51 |
| | | 2階(西面) | 塗装面 | 6.0 | 0.89 |
| | | | 未塗装面 | 6.0 | 2.27 |
| 制御室建物 | 内壁 | 3階(北面) タービン室 | 塗装面 | 6.0 | 0.91 |
| | | | 未塗装面 | 6.0 | 2.34 |
| | | 1階(東面) 1C非常用電気室 | 未塗装面 | 7.0 | 4.53 |
| | | 1階(北面) 廊下 | 塗装面 | 7.0 | 1.29 |
| | | 1階 1D非常用電気室 | 未塗装面 | 7.0 | 4.53 |

*1：かぶり厚さから評価した値（屋内ではかぶり厚さに2cmを加えた値）

*2：島根2号炉運転開始より60年時点

*3：森永式によって算出される中性化深さが、鉄筋が腐食し始める時点の中性化深さに達する年数

森永式

$$x = \sqrt{\frac{c}{5}} \cdot 2.44 \cdot R \cdot (1.391 - 0.017 \cdot RH + 0.022 \cdot T) \cdot (4.6 \cdot w/c - 1.76) \cdot \sqrt{t}$$

t : 材令 (日)

x : 中性化深さ (mm)

w/c : 水セメント比

C : 炭酸ガス濃度 (%)

RH : 相対湿度 (%)

T : 温度 (°C)

R : 仕上げ材による係数

評価については以下の手順にて実施した。算定過程を別紙8に示す。

①中性化深さの推定

中性化深さの推定式（岸谷式^{※4}、依田式^{※5}、森永式^{※3} および中性化深さの実測値に基づく \sqrt{t} 式^{※6}）により、運転開始後60年経過時点の中性化深さを算出

②最大中性化深さ推定値の抽出

中性化深さの推定式により得られる中性化深さのうち、最大値となる中性化深さを抽出

③鉄筋が腐食し始める時点の中性化深さの算出

鉄筋が腐食し始める時点の中性化深さとして、屋内はかぶり厚さに2cmを加えた値、屋外はかぶり厚さの値をそれぞれ算出

④運転開始後60年経過時点の中性化深さの評価

②が③よりも小さいことを確認

※4：日本建築学会「高耐久性鉄筋コンクリート造設計施工指針（案）・同解説（1991）」

※5：技報堂出版「コンクリート構造物の耐久性シリーズ 中性化（1986）」

※6：土木学会「コンクリート標準示方書 維持管理編（2013）」

(2) 評価結果

評価対象部位の運転開始後60年経過時点における中性化深さの推定値は表13に示すとおり、いずれの評価点においても鉄筋が腐食し始める時点の中性化深さを十分に下回っていることを確認した。

また、定期的に目視点検を実施しているが、中性化による鉄筋腐食に起因する有害なひび割れ等は確認されていない。

以上から、中性化による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

表 13 運転開始後 60 年時点と鉄筋が腐食し始める時点の中性化深さの比較

(単位 : cm)

| 評価点 | | 調査時点の中性化深さ | | 運転開始後 60 年時 点の中性化深さ ^{*1} | 鉄筋が腐食し始める 時点の中性化深さ ^{*2} |
|-----|-----------------------|------------------|---------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| | | 調査時期 (経過年数) | 実測値 (最大値) | | |
| 屋内 | 原子炉建物 3 階内壁 | 2016 年 (27 年) | 0.65 (2.2) | 3.57 (岸谷式) | 7.0 |
| | タービン建物 3 階内壁 | 2016 年 (27 年) | 0.36 (1.2) | 3.57 (岸谷式) | 6.0 |
| | 制御室建物 1 階内壁 | 2013 年 (39 年) | 0.0 (0.1) | 5.24 (岸谷式) | 7.0 |
| 屋外 | 1 号機取水 槽北側壁 気中帶 | 2011 年 (37 年) | 3.1 (4.5) | 6.4 (\sqrt{t} 式) | 6.6 |

*1 : 岸谷式, 依田式, 森永式および中性化深さの実測値に基づく \sqrt{t} 式による評価結果のうち
最大値を記載

*2 : かぶり厚さから評価した値

4.1.4 塩分浸透による強度低下

(1) 評価の概要

塩分浸透の評価対象部位は、対象構造物のうち飛来塩分および海水とその飛沫の影響により最も厳しい塩分浸透環境下にあり、塗装等の仕上げが施されていない部位がある**1号機取水槽北側壁**とした。塩分浸透の測定結果を表14に示す。

評価点については、評価対象構造物（**1号機取水槽北側壁**）のうち、「高経年化技術評価審査マニュアル（JNES-RE-2013-9012）」に基づき、塩分浸透環境を考慮し、図4に示すとおり、環境条件が異なる**1号機取水槽**の気中帯、干満帶および海中帯をそれぞれ評価点として選定した。

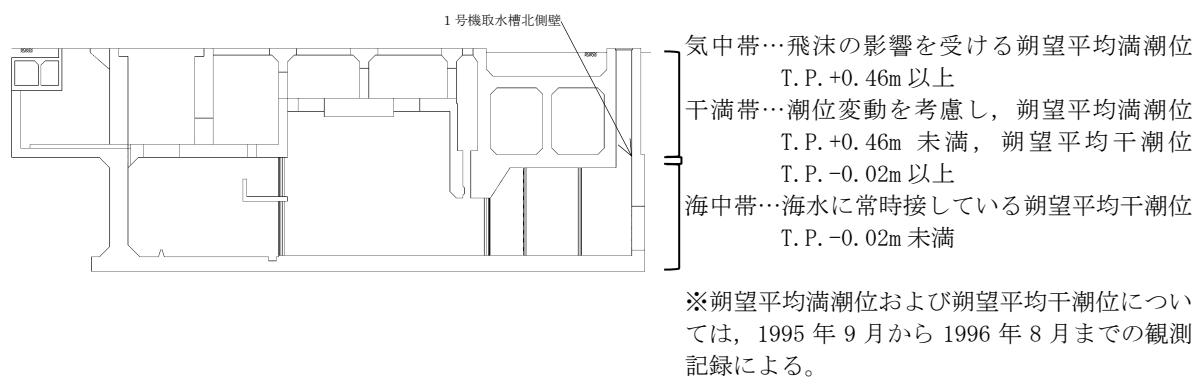


図4 1号機取水槽の概要

表14 塩分浸透の測定結果

| 対象の コンクリート構造物 | 表面からの 深さ (mm) | 塩化物イオン量 (kg/m ³) | | |
|-----------------------|---------------------|------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | 気中帯 | 干満帯 | 海中帯 |
| 1号機取水槽 北側壁 | 0~10 | 4.81 | 5.43 | 3.63 |
| | 10~20 | 5.38 | 3.66 | 6.16 |
| | 20~30 | 7.22 | 2.16 | 3.99 |
| | 30~40 | 9.33 | 1.44 | 3.20 |
| | 40~50 | 7.74 | 1.13 | 1.95 |
| | 50~60 | 5.02 | 0.72 | 1.48 |
| | 60~70 | 4.16 | 0.48 | 1.10 |
| | 70~80 | 2.30 | 0.37 | 0.92 |
| | 80~90 | 2.22 | 0.28 | 0.56 |
| | 90~100 | 1.22 | 0.22 | 0.38 |
| | 100~120 | 0.57 | 0.55 | 0.31 |
| | 120~140 | 0.27 | 0.09 | 0.16 |
| | 140~160 | 0.27 | 0.04 | 0.04 |
| 点検年月日 () 内はデータ採取日 | | 2011年2月2日 (2011年1月14日) | 2011年2月4日 (2011年1月14日) | 2011年2月8日 (2011年1月14日) |

評価については、以下の手順にて実施した。算定過程を別紙9に示す。

①運転開始後60年時点における鉄筋の腐食減量の算出

- ・拡散方程式により塩化物イオン濃度の測定結果とともに、運転開始経過年毎のコンクリート表面からの塩化物イオンの浸透を予測し、鉄筋位置における塩化物イオン量を算出
- ・森永式^{※3}により鉄筋位置における塩化物イオン量を用いて、運用開始経過年数毎の鉄筋の腐食減量を算出

②かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点における鉄筋の腐食減量の算出

森永式により鉄筋径およびかぶり厚さを用いて、かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点における鉄筋の腐食減量を算出

③運転開始後60年時点における鉄筋の腐食減量の評価

- ①が②より小さいことを確認

(2) 評価結果

評価対象部位の運転開始後60年経過時点における鉄筋の腐食減量の推定値は表15に示すとおり、かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点の鉄筋の腐食減量を十分に下回っていることを確認した。

また、定期的に目視点検を実施しているが、塩分浸透による鉄筋腐食に起因する有害なひび割れ等は確認されていない。

以上から、塩分浸透による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

表15 鉄筋の腐食減量

| 評価点 | | 調査時期 (経過年数) | 鉄筋位置での 塩化物イオン濃度 (%) | 鉄筋の腐食減量 ($\times 10^{-4}$ g/cm ²) | | |
|----------|-----|----------------|---------------------------|--|----------------|-------------------------------|
| | | | | 調査時点 | 運転開始後 60年時点 | かぶりコンクリート にひび割れが 発生する時点 |
| 1号機側壁取水槽 | 気中帶 | 2011年 (37年) | 0.18 (3.79) * | 9.9 | 31.6 | 69.2 |
| | 干満帶 | 2011年 (37年) | 0.016 (0.35) * | 0.0 | 0.5 | 69.2 |
| | 海中帶 | 2011年 (37年) | 0.048 (1.08) * | 0.3 | 2.8 | 69.2 |

* : () 内は塩化物イオン量 (kg/m³)

4.1.5 機械振動による強度低下

(1) 評価の概要

評価対象部位は、プラント運転中常時振動を受ける代表構造物のうち、最も大きな機械振動を受けるタービン建物のタービン発電機架台とし、評価点については、機械振動荷重を直接受ける機器支持部付近（基礎ボルト周辺のコンクリート）を選定した。

機械振動の評価対象および評価点の選定過程は別紙 10 に示す。

(2) 評価結果

タービン発電機については、「QMS7-02-N28 2号機巡視点検要領書」に基づき異常振動の有無を日常的なパトロールで確認している。タービン発電機架台については定期的（1回／年）に点検手順書に基づき目視点検を行い、コンクリート表面において強度に支障をきたす可能性のある欠陥がないことを確認している。

また、仮に機械振動により機器のコンクリート基礎への定着部の支持力が失われるような場合、機器の異常振動が発生するものと考えられるが、「QMS7-02-N01 運転管理手順書」に基づき日常的な巡視点検やタービン監視計器により軸振動の測定値を中央制御室において連続監視しており、異常の兆候は検知可能である。

以上から、機械振動による強度低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

4.2 コンクリートの遮へい能力低下

4.2.1 熱による遮へい能力低下

(1) 評価の概要

評価対象部位は、放射線の遮へい能力が要求されるガンマ線遮へい壁および一次遮へい壁のうち、原子炉圧力容器近傍に位置し、周辺環境からの伝達熱および運転時に照射量の最も大きいガンマ線遮へい壁とする。評価点は、ガンマ線遮へい壁の炉心領域部とする。評価に用いる温度の考え方について、別紙4に示す。

(2) 評価結果

放射線防護の観点から、コンクリート遮へい体の設計に適用されている「コンクリート遮へい体設計基準」(R. G. Jaeger et al. 「Engineering Compendium on Radiation Shielding (ECRS) VOL. 2」)には、周辺および内部最高温度の制限値が示されており、「コンクリートに対しては中性子遮へいで88°C以下、ガンマ線遮へいで177°C以下」となっている。

これに対し、評価対象部位の最高温度は、工事計画認可申請書添付書類「生体しゃへい装置の放射線のしゃへい及び熱除去についての計算書」によると、コンクリート中の全ガンマ線束による発熱を考慮して温度分布解析を行った結果は78°Cであり、コンクリート温度制限値を下回っていることから、運転開始後60年時点においても遮へい能力への影響ないと判断する。なお、評価に用いた温度分布解析の詳細については別紙11に示す。

また、仮に熱によるコンクリート構造物の遮へい能力低下が生じた場合、放射線量が上昇するものと考えられるが、放射線量は日常的に監視しており、異常の兆候は検知可能である。

以上から、熱によるコンクリートの遮へい能力低下に対しては、長期健全性評価上問題とならない。

4.3 現状保全

コンクリート構造物の強度低下については、定期的（1回／年）に点検手順書に基づくコンクリート表面の目視点検を実施している。目視点検の結果、ひび割れ等の補修が必要となる損傷が確認された場合、即時補修が必要な場合を除き、その経過を継続的に監視しつつ、点検実施後数年以内を目途に補修を計画、実施している。

コンクリート構造物の遮へい能力低下については、ガンマ線遮へいコンクリートについては、鉄板で覆われているため、ガンマ線遮へいコンクリートに近く、他の部位より熱の影響を受けていると思われる一次遮へい壁において構造物の健全性維持の観点から定期的（1回／年）に点検手順書に基づくコンクリート表面の目視点検を実施している。また、放射線量を日常的に監視している。

4.4 総合評価

コンクリート構造物の強度低下については、健全性評価結果から判断して、今後、強度低下が急激に発生する可能性は小さい。

また、定期的（1回／年）な点検手順書に基づく目視点検により補修対象となったひび割れ等の補修を計画、実施しており、現状の保全方法は、コンクリート構造物の健全性を維持する上で適切である。

コンクリート構造物の遮へい能力低下については、健全性評価結果から判断して、現状において問題はなく、今後、遮へい能力低下が急激に発生する可能性は小さい。

また、仮に熱によるコンクリート構造物の遮へい能力低下が生じた場合、放射線量が上昇するものと考えられるが、放射線量は日常的に監視しており、異常の兆候は検知可能である。

4.5 高経年化への対応

コンクリート構造物の強度低下および遮へい能力低下に対しては、高経年化対策の観点から現状の保全内容に対して追加すべき項目はなく、今後も現状保全を継続していく。

5. 代表構造物以外の技術評価

コンクリートおよび鉄骨構造物の技術評価については、代表構造物について各経年劣化事象に影響を及ぼす要因毎に使用条件を考慮して実施しており、グループ内構造物の使用条件は代表構造物に包含されているため、技術評価結果も代表構造物に包含された結果となる。

6. まとめ

6.1 審査ガイド適合性

「2. 基本方針」で示した要求事項について技術評価を行った結果、すべての要求を満足しており、審査ガイドに適合していることを確認した。コンクリートおよび鉄骨構造物についての要求事項との対比を表16に示す。

6.2 **施設**管理に関する方針として策定する事項

今後も現状の保全方法により健全性を確認していくものとし、現状保全項目に高経年化対策の観点から追加すべきものではなく、**施設**管理に関する方針として策定する事項はない。

以上

表 16 (1/2) コンクリートおよび鉄骨構造物についての要求事項との対比

| ガイド | 要求事項 | 技術評価結果 |
|---------------------------------|---|---|
| 実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド 28 | <p>(1) 高経年化技術評価の審査</p> <p>⑫健全性の評価</p> <p>実施ガイド 3.1⑤に規定する期間の満了日までの期間について、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の発生又は進展に係る健全性を評価していることを審査する。</p> <p>⑬現状保全の評価</p> <p>健全性評価結果から現状の保全策の妥当性が評価されていることを審査する。</p> <p>⑭追加保全策の抽出</p> <p>現状保全の評価結果から、現状保全に追加する必要のある新たな保全策が抽出されていることを審査する。</p> <p>(2) 長期施設管理方針の審査</p> <p>①長期施設管理方針の策定</p> <p>すべての追加保全策について長期施設管理方針として策定されているかを審査する。</p> | <p>「4. 代表構造物の技術評価」に示すとおり、代表構造物について運転開始後 60 年時点を想定した健全性評価を実施した。</p> <p>「4.3 現状保全」に示すとおり、健全性評価結果から、現状の保全策が妥当であることを確認した。</p> <p>「4.5 高経年化への対応」に示すとおり、現状保全項目に、高経年化対策の観点から追加すべき新たな保全策はなかった。</p> <p>「4.5 高経年化への対応」に示すとおり、現状保全項目に、高経年化対策の観点から追加すべきものではなく、施設管理に関する方針として策定する事項はなかった。</p> |

表 16 (2/2) コンクリートおよび鉄骨構造物についての要求事項との対比

| ガイド | 要求事項 | 技術評価結果 |
|---------------------------------|---|---|
| 実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド 29 | <p>3.1 高経年化技術評価の実施及び見直し</p> <p>⑤抽出された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象について、以下に規定する期間の満了日までの期間について機器・構造物の健全性評価を行うとともに、必要に応じ現状の施設管理に追加すべき保全策（以下「追加保全策」という。）を抽出すること。</p> <p>イ 実用炉規則第 82 条第 1 項の規定に基づく高経年化技術評価 プラントの運転を開始した日から 60 年間</p> <p>3.2 長期施設管理方針の策定及び変更</p> <p>長期施設管理方針の策定及び変更に当たっては、以下の要求事項を満たすこと。</p> <p>①高経年化技術評価の結果抽出された全ての追加保全策（発電用原子炉の運転を断続的に行うことを前提として抽出されたもの及び冷温停止状態が維持されることを前提として抽出されたもの全て。）について、発電用原子炉ごとに、施設管理の項目及び当該項目ごとの実施時期を規定した長期施設管理方針を策定すること。</p> <p>なお、高経年化技術評価の結果抽出された追加保全策について、発電用原子炉の運転を断続的に行うことを前提とした評価から抽出されたものと冷温停止状態が維持されることを前提とした評価から抽出されたものとの間で、その対象の経年劣化事象及び機器・構造物の部位が重複するものについては、双方の追加保全策を踏まえた保守的な長期施設管理方針を策定すること。</p> | <p>「4.5 高経年化への対応」に示すとおり、現状保全項目に、高経年化対策の観点から追加する新たな保全策はなかった。</p> <p>「4.5 高経年化への対応」に示すとおり、現状保全項目に、高経年化対策の観点から追加すべきものではなく、施設管理に関する方針として策定する事項はなかった。</p> |

点検手順書における目視点検の項目、方法および判定基準について

「QMS7-06-N16 島根原子力発電所土木建築関係設備点検手順書」に基づき定期的（1回／年）に実施する目視点検について、点検手順書に定める、目視点検の項目・方法および判定基準を以下に示す。

島根原子力発電所 土木建築関係設備 点検基準

1号機土木関係設備（廃止措置段階設備）

| 分類 | 名称 | 定期点検 | | 個別点検 | |
|-----------|----------|--------|----------------|------------|-----------------------------------|
| | | 定期点検頻度 | 項目 | 頻度 | 項目 |
| 海岸構築物 | 放水口 | 1回/年 | 亀裂、劣化、相対変位の状態等 | 1回/2定検(※1) | 潜水点検による亀裂・劣化の状態等 |
| | 取水口 | ----- | ----- | 1回/2定検(※1) | 潜水点検による亀裂・劣化の状態等 |
| | 取水路 | ----- | ----- | 1回/4定検(※1) | 潜水点検による亀裂・劣化の状態等 |
| 岩盤上の構築物 | 取水槽 | 1回/年 | 亀裂、劣化、相対変位の状態等 | ----- | ----- |
| | 屋外機械装置基礎 | | | 1回/年 | 変位測定（「消防法に基づく点検管理手順書」に定められた設備が対象） |
| | 放水槽 | | | ----- | ----- |
| 盛土地盤上の構築物 | 屋外機械装置基礎 | 1回/年 | 亀裂、劣化、相対変位の状態等 | 1回/年 | 変位測定（杭基礎のものは除く） |
| | ダクト | | | 1回/年 | 変位測定 |

(注) 潜水点検について、運転中立入りできない箇所は定期検査時に実施する。

(※1) 電気事業法第54条に基づく定期検査

島根原子力発電所 土木建築関係設備 点検基準

2号機土木関係設備（共用設備含む）

| 分類 | 名称 | 定期点検 | | 個別点検 | |
|-----------|--|--------|----------------------------|------------|--|
| | | 定期点検頻度 | 項目 | 頻度 | 項目 |
| 海岸構築物 | 護岸 (津波防波壁、屋外排水路逆止弁含む) 防波堤 物揚場 | 1回/年 | 亀裂、劣化、相対変位の状態等 | 1回/年 | 変位測定、潜水点検による 亀裂・劣化の状態等 |
| | 放水口 | ----- | ----- | 1回/3定期(※1) | 潜水点検による亀裂・劣化の状態等 |
| | 泊地 | ----- | ----- | 必要に応じ | 深浅測量 |
| | 取水口 取水路 | ----- | ----- | 1回/1定期(※1) | 潜水点検による亀裂・劣化の状態等 |
| | 放水路 | ----- | ----- | 1回/3定期(※1) | 潜水点検による亀裂・劣化の状態等 |
| | 津波防波扉 (※4) | 1回/年 | 劣化の状態等 | 1回/年 | 諸測定(絶縁抵抗等) |
| | | 1回/3月 | 扉の外観点検および開閉試験、予備発電機等の試運転 | ----- | ----- |
| 岩盤上の構築物 | 取水槽 屋外機械装置基礎 ダクト 屋外開閉所基礎 放水槽 屋外壁 フィルタ付ペント設備格納槽 恒設代替注水水槽 補助消火水槽 | 1回/年 | 亀裂、劣化、相対変位の状態等 | 1回/5年 | コンクリートの非破壊検査(反発度の測定) |
| | | | | 1回/年 | 変位測定(「消防法に基づく点検管理手順書」に定められた設備が対象) |
| | | | | ----- | ----- |
| | | | | ----- | ----- |
| | | | | ----- | ----- |
| | | | | ----- | ----- |
| | | | | ----- | ----- |
| 盛土地盤上の構築物 | 貯水槽 屋外機械装置基礎 ヘリポート 屋外壁 | 1回/年 | 亀裂、劣化、相対変位の状態等 | 1回/年 | 変位測定(杭基礎のものは除く) 漏水測定(屋外開放の貯水槽のみ) 変位測定(杭基礎のものは除く) |
| | | | | 1回/年 | 変位測定 |
| | | | | ----- | ----- |
| | | | | ----- | ----- |
| 土地に係わる構築物 | 斜面 | 1回/年 | 亀裂、劣化、相対変位、 植生、周辺地山の状態等 | 1回/年(※2) | 変位測定(高さ20m未満の斜面、および自然斜面は除く) |
| | 擁壁 | | 亀裂、劣化、相対変位の状態等 | 1回/年(※2) | 変位測定(高さ5m未満の擁壁は除く) |
| | 調整池 沈砂池 | 1回/年 | 亀裂、劣化、相対変位、周辺斜面の状態等 | 1回/年(※2) | 変位測定(※3) 堆積土砂測定(※3) |
| 道路 | 道路 | 1回/年 | 亀裂、劣化、沈下、安全施設の状態等 | ----- | ----- |

(注) 潜水点検について、運転中立入りできない箇所は定期検査時に実施する。

(※1) 電気事業法第54条に基づく定期検査

(※2) 測定結果等により問題がないと判断される場合には、頻度を減少又は測定を省略することができる。なお、頻度を減少又は測定を省略する場合には、その理由を明確にし、これを記録・保管しておくものとする。

(※3) 現状は本谷調整池・沈砂池、深田調整池のみとする。

(※4) 津波防波扉(荷揚場北、荷揚場南、北中、東、1号機放水口)

表 5-2 (5/6)
[5.1 項関係]

島根原子力発電所 土木建築関係設備 点検基準

2号機建築関係設備（共用設備含む）

| 分類 | 名称 | 通常・定期点検 | | 個別点検 | |
|-----|----------------------|-----------|---------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | 定期点検頻度 | 項目 | 頻度 | 項目 |
| 建物 | 発電所本館建物 (※1) | 1回/年 | 様式5-4（建築関係設備 点検チェックシート）による | 1回/5年 | 原子炉建物、タービン建物のコンクリート非破壊検査 |
| | 固体廃棄物貯蔵所 サイトバンカ建物 | | | ----- | ----- |
| | 屋内閉鎖所等 その他付属建物 | | | ----- | ----- |
| | 管理事務所等 一般建物 (※2) | ----- | 様式5-4（建築関係設備 点検チェックシート）による | ----- | ----- |
| | 免震部材 | ----- | 様式5-4（建築関係設備 点検チェックシート）による | 竣工後5年、 10年後、 1回/10年程度 | 免震部材・免震層・建物外周部の変位計測等 (※3) |
| 構築物 | 排気筒 | 1回/年 (※5) | 様式5-4（建築関係設備 点検チェックシート）による (※4) | 1回/5年程度 | 塗膜厚、鋼板板厚測定 |
| | | ----- | ----- | 1回/10年 | 排気筒の筒身部、基礎ボルトの外観検査【定期事業者検査】 |
| | サイトバンカ建物 排気筒 | 1回/年 (※6) | 様式5-4（建築関係設備 点検チェックシート）による | 1回/10年 | 排気筒の筒身部の外観検査【定期事業者検査】 |
| | ディーゼル燃料移送ポンプ障壁・水密扉 | 1回/年 | 様式5-4（建築関係設備 点検チェックシート）による | ----- | ----- |

(注) 定期点検について、運転中立入りできない箇所は定期検査時に実施する。

(※1) 防火扉については、定期点検とは別に以下の頻度で点検を実施する。
・(頻度: 2回/年以上)

(※2) 管理事務所2号館を除く。

(※3) 点検項目・点検方法については、「一般社団法人日本免震構造協会 免震建物の維持管理基準」および「免震重要棟における免震部材の維持管理計画書」に準拠する。

(※4) 高光度航空障害灯・原子力施設灯火については、以下の頻度で定期的に交換を実施する。
・高光度航空障害灯・原子力施設灯火のランプの交換(頻度: 1回/年)
・高光度航空障害灯のコンデンサ、離電器の交換(頻度: 1回/5年程度)

(※5) 筒身部底面コンクリート部の点検頻度は1回/10年とする。

(※6) 筒身部底面鋼板部の点検頻度は1回/10年とする。

土木関係設備処置判定表

点検結果に基づく A異常なし, B継続監視, C詳細調査, D計画的補修, E速やかに補修の処置判定を点検対象物および変状の種類ごとに以下に示す。

1. コンクリート

(1)ひび割れ

- ひび割れが確認された場合は,
 - a. ひび割れ幅
 - b. ひび割れ位置
 - c. ひび割れパターン

による防水性能、構造上の影響度より処置判定（B継続監視, C詳細調査, D計画的補修, E速やかに補修）を行う。

上記 a～c による防水性能、構造上の影響度による処置判定後、ひび割れ 0.3mm 未満は記録対象外とし、0.4mm 以上のひび割れが認められた場合は、「B継続監視」、「D計画的補修」の判定を行う。

a. ひび割れによる防水性能への影響度

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 ^① | | |
|-------|-------------------------|-------------------|----------------|---------|
| | | B継続監視 | C詳細調査またはD計画的補修 | E速やかに補修 |
| 貯水槽 等 | 側壁、底版等のひび割れによる防水性能への影響度 | | | |

b. ひび割れ位置による構造上の影響度

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|--|--------------------------|--------------------|--|---|
| | | c項の判定を実施 | せん断ひび割れ、曲げひび割れである | |
| 屋外機械装置基礎、取水槽、配管ダクト、放水口（土留壁、排水路）、放水槽、護岸（津波防波壁含む）、防波堤、物揚場、貯水槽、屋外壁、ヘリポート調整池、沈砂池、トンネル、道路（橋台、橋脚）、切取盛土斜面および自然斜面（法枡、排水路）、擁壁、フィルタ付ペント設備格納槽、恒設代替注水水槽、補助消火水槽 等 | 梁、壁、柱のひび割れ位置による構造部材への影響度 | せん断ひび割れ、曲げひび割れではない | B継続監視 | C詳細調査またはD計画的補修 |
| | | | 構造部材への影響が小さい、かつ「d-1. 補修の要否検討」で「B継続監視」と判定した場合 | 構造部材への影響が小さい、かつ「d-1. 補修の要否検討」で「D計画的補修」と判定した場合 |

c. ひび割れパターンによる構造上の影響度

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|--|---|----------|--|---|
| | | d項の判定を実施 | ある | |
| 屋外機械装置基礎、取水槽、配管ダクト、放水口（土留壁、排水路）、放水槽、護岸（津波防波壁含む）、防波堤、物揚場、貯水槽、屋外壁、ヘリポート調整池、沈砂池、トンネル、道路（橋台、橋脚）、切取盛土斜面および自然斜面（法枡、排水路）、擁壁、フィルタ付ペント設備格納槽、恒設代替注水水槽、補助消火水槽 等 | 壁、擁壁の膨張性の網目状のひび割れ 軸方向鉄筋に沿った膨張性のひび割れ 鉄筋腐食による直線状のひび割れ | ない | 構造部材への影響が小さい、かつ「d-1. 補修の要否検討」で「B継続監視」と判定した場合 | 構造部材への影響が小さい、かつ「d-1. 補修の要否検討」で「D計画的補修」と判定した場合 |
| | | | | |
| | | | | |

表 5-5 (1/4)
[5.5.1 項関係]

d.ひび割れ幅

| 名 称 | 処置判定 ²⁾ | | | |
|--|--|-------------------------|---------|--|
| | A : 異常なし | 補修の要否検討（B継続監視またはD計画的補修） | E速やかに補修 | |
| 屋外機械装置基礎、取水槽、配管ダクト、放水口（土留壁、排水路）、放水槽、護岸（津波防波壁含む）、防波堤、物揚場、貯水槽、泊地、屋外壁、ヘリポート、調整池、沈砂池、トンネル、道路（橋台、橋脚）、切取盛土斜面および自然斜面（法枠、排水路）、擁壁、フィルタ付ベント設備格納槽、恒設代替注水水槽、補助消火水槽 等 | 土木関係設備については、「図5-2 コンクリートのひび割れ処置判定フロー」による 機械基礎および機器アンカー部については、「図5-4 コンクリートのひび割れ処置判定フロー」による | | | |

d-1. 補修の要否検討

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | |
|---|-----------------|--------|--------|
| | | B継続監視 | D計画的補修 |
| ひび割れ幅が0.4mm以上ある場合もしくは構造部材への影響が小さい場合の補修の要否判定 | ひび割れによる第三者への影響度 | ない | ある |
| | ひび割れによる機能性 | 影響が小さい | 影響が大きい |
| | ひび割れによる耐久性 | 影響が小さい | 影響が大きい |

| 名 称 | 処置判定 ³⁾ | | |
|--------|--------------------|----------------|---------|
| | B継続監視 | C詳細調査またはD計画的補修 | E速やかに補修 |
| 道路トンネル | | | |

(2) はく離・はく落

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|--|-----------------|--------|----------------|-----------------|
| | | B継続監視 | C詳細調査またはD計画的補修 | E速やかに補修 |
| 屋外機械装置基礎、取水槽、配管ダクト、放水口（土留壁、排水路）、放水槽、護岸（津波防波壁含む）、防波堤、物揚場、貯水槽、泊地、屋外壁、ヘリポート、調整池、沈砂池、トンネル、道路（橋台、橋脚）、切取盛土斜面および自然斜面（法枠、排水路）、擁壁、フィルタ付ベント設備格納槽、恒設代替注水水槽、補助消火水槽 等 | はく離・はく落による構造安全性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |
| | はく落による第三者への影響度 | ない | 影響が大きい | |
| | はく離・はく落による機能性 | 影響が小さい | 影響が大きい | 影響を及ぼす可能性が極めて高い |
| | はく離・はく落による耐久性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |

(3) 鉄筋腐食

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|--|-------------------------|--------|----------------|-----------------|
| | | B継続監視 | C詳細調査またはD計画的補修 | E速やかに補修 |
| 屋外機械装置基礎、取水槽、配管ダクト、放水槽、貯水槽、屋外壁、ヘリポート、トンネル、道路（橋台、橋脚）、切取盛土斜面および自然斜面（法枠、排水路）、擁壁、フィルタ付ベント設備格納槽、恒設代替注水水槽、補助消火水槽 等 | 鉄筋腐食によるコンクリート構造物としての耐久性 | 影響が小さい | 影響が大きい | 影響を及ぼす可能性が極めて高い |

(4) 目地切れ

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|--|-------------------|--------|----------------|-----------------|
| | | B継続監視 | C詳細調査またはD計画的補修 | E速やかに補修 |
| 屋外機械装置基礎、取水槽、配管ダクト、放水槽、貯水槽、屋外壁、ヘリポート 等 | 目地切れによる構造物としての機能性 | 影響が小さい | 影響が大きい | 影響を及ぼす可能性が極めて高い |

表5-5 (2/4)
[5.5.1項関係]

(5) 沈下

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|--|---------------|--------|-----------------|-----------------|
| | | B 繼続監視 | C 詳細調査またはD計画的補修 | E 速やかに補修 |
| 屋外機械装置基礎、取水槽、配管ダクト、放水口（土留壁、排水路）、放水槽、護岸（津波防波壁含む）、防波堤、物揚場、貯水槽、屋外壁、ヘリポート 調整池、沈砂池、トンネル、道路（橋台、橋脚）、切取盛土斜面および自然斜面（法枠、排水路）、擁壁 等 | 沈下による構造安全性 | 影響が小さい | 影響が大きい | 影響を及ぼす可能性が極めて高い |
| | 沈下による第三者への影響度 | ない | 影響が大きい | |
| | 沈下による機能性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |
| | 沈下による耐久性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |

(6) 漏水、湧水

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|--|------------------|--------|-----------------|-----------------|
| | | B 繼続監視 | C 詳細調査またはD計画的補修 | E 速やかに補修 |
| 取水槽、配管ダクト、放水槽、貯水槽 調整池、沈砂池、恒設代替注水水槽、補助消火水槽 等 | 漏水、湧水による構造安全性 | 影響が小さい | 影響が大きい | 影響を及ぼす可能性が極めて高い |
| | 漏水、湧水による第三者への影響度 | ない | 影響が大きい | |
| | 漏水、湧水による機能性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |
| | 漏水、湧水による耐久性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |

2. 法面

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|---------|--------------------|--------|-----------------|-----------------|
| | | B 繼続監視 | C 詳細調査またはD計画的補修 | E 速やかに補修 |
| 切取、盛土法面 | 法面の各種変状による構造安全性 | 影響が小さい | 影響が大きい | 影響を及ぼす可能性が極めて高い |
| | 法面の各種変状による第三者への影響度 | ない | ある | |
| | 法面の各種変状による機能性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |
| | 法面の各種変状による耐久性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |

3. 構造物周辺

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|------------------------|-----------------------|--------|-----------------|-----------------|
| | | B 繼続監視 | C 詳細調査またはD計画的補修 | E 速やかに補修 |
| 配管ダクト、貯水槽、擁壁、屋外壁、ヘリポート | 構造物周辺の各種変状による構造安全性 | 影響が小さい | 影響が大きい | 影響を及ぼす可能性が極めて高い |
| | 構造物周辺の各種変状による第三者への影響度 | ない | 影響が大きい | |
| | 構造物周辺の各種変状による機能性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |
| | 構造物周辺の各種変状による耐久性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |

4. 道路

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|------|-------------------|--------|-----------------|-----------------|
| | | B 繼続監視 | C 詳細調査またはD計画的補修 | E 速やかに補修 |
| 道路路面 | 舗装面の変状による第三者への影響度 | 影響が小さい | 影響が大きい | 影響を及ぼす可能性が極めて高い |
| | 舗装面の変状による機能性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |

表5-5 (3/4)
[5.5.1 項関係]

5. 鋼構造物（浸水防止設備他）

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|--|----------------|--------|-----------------|-----------------|
| | | B 繼続監視 | C 詳細調査またはD計画的補修 | E 速やかに補修 |
| 物揚場、放水口、取水槽（防水壁、水密扉、耐火扉、竪巻防護設備）、津波防波扉（1号放水口連絡付止水扉含む）、屋外排水路逆止弁、復水貯蔵タンク遮蔽壁（水密扉）、補助復水貯蔵タンク遮蔽壁（水密扉）、トーラス水受入タンク遮蔽壁（水密扉）、復水貯蔵タンク連絡ダクト（水密扉） | 劣化等による構造安全性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |
| | 劣化等による第三者への影響度 | ない | 影響が大きい | 影響を及ぼす可能性が極めて高い |
| | 劣化等による機能性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |
| | 劣化等による耐久性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |

6. 遮水シート

| 名 称 | 判定項目 | 処置判定 | | |
|-----------|------------------|--------|-----------------|-----------------|
| | | B 繼続監視 | C 詳細調査またはD計画的補修 | E 速やかに補修 |
| 貯水槽（輪谷東側） | 漏水・劣化による構造安全性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |
| | 漏水・劣化による第三者への影響度 | ない | 影響が大きい | 影響を及ぼす可能性が極めて高い |
| | 漏水・劣化による機能性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |
| | 漏水・劣化等による耐久性 | 影響が小さい | 影響が大きい | |

¹⁾ 日本コンクリート工学協会：コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2003-²⁾：電力共通研究「原子力発電所におけるRC板状部材のひび割れ後耐力・耐漏洩機能に関する研究」平成16年度】³⁾：日本道路協会：「道路トンネル維持管理便覧 1993. 11」

建築関係設備処置判定表

点検結果に基づく A 異常なし, B 継続監視, D 計画的補修, E 速やかに補修の処置判定を点検対象物および変状の種類ごとに以下に示す。

I. 建物

1. 仕上部の点検

(1) 屋根および屋上

| 名 称 | 点検項目 | 処置判定 | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|--------------------|
| | | A 異常なし | B 継続監視 | D 計画的補修 | E 速やかに補修 |
| (a) アスファルト防水 | ①漏水の有無 | — | 漏水の跡が有る | 漏水が有る | — |
| | ②防水保護材の亀裂, 浮き, 盛上り, 及び損傷の有無 | — | 漏水の恐れは無い | 漏水の恐れが有る | — |
| | ③伸縮目地材の劣化及び損傷の有無 | — | 漏水の恐れは無い | 漏水の恐れが有る | — |
| | ④排水状態の良否 | — | — | 排水状態が不良 | — |
| (b) シート防水及び塗膜防水 | ①漏水の有無 | — | 漏水の跡が有る | 漏水が有る | — |
| | ②防水層の亀裂, 破断, めくれ, ふくれの有無 | — | 漏水の恐れは無い | 漏水の恐れが有る | — |
| | ③保護塗装の劣化の有無 | — | 漏水の恐れは無い | 漏水の恐れが有る | — |
| | ④排水状態の良否 | — | — | 排水状態が不良 | — |
| (c) 金属屋根, スレート屋根 | ①漏水の有無 | — | 漏水の跡が有る | 漏水が有る | — |
| | ②変形, 割れ, 鑄, 腐食, 塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無 | — | 漏水の恐れは無く, 機能性, 耐久性への影響が小さい | 漏水の恐れが有り, 機能性, 耐久性への影響が大きい | — |
| | ③下地材の変形, 鑄, 腐食の有無 | — | 漏水の恐れは無く, 機能性, 耐久性への影響が小さい | 漏水の恐れが有り, 機能性, 耐久性への影響が大きい | — |
| | ④シーリング材のひび割れ, 変形, 損傷及び劣化の有無 | — | 漏水の恐れは無く, 機能性, 耐久性への影響が小さい | 漏水の恐れが有り, 機能性, 耐久性への影響が大きい | — |
| (d) バラベット (コンクリート笠木 及び金属笠木) | ①コンクリートまたはモルタルのひび割れ, 浮き, 及び剥落等の有無 | — | 機能性, 耐久性への影響が小さい | 機能性, 耐久性への影響が大きい | 剥落等により第三者被害の可能性が有る |
| | ②金属笠木の変形, 鑄, 腐食の有無及び取付状態の良否 | — | 機能性, 耐久性への影響が小さい | 機能性, 耐久性への影響が大きい | 剥落等により第三者被害の可能性が有る |
| | ③シーリング材のひび割れ, 変形, 損傷及び劣化の有無 | — | 機能性, 耐久性への影響が小さい | 機能性, 耐久性への影響が大きい | — |

表 5-6(1 / 14)
[5.5.1 項関係]

2. 構造部の点検

(1) 基 础

| 名 称 | 点検項目 | 処置判定 | | | |
|-----------|-------------------------------------|--------|-------------------|-------------------|--------------------------|
| | | A 異常なし | B 継続監視 | D 計画的補修 | E 速やかに補修 |
| (1) 建物まわり | ①建物と周辺地盤との相対的な沈下及び浮上の有無 | — | 構造安定性、機能性への影響が小さい | 構造安定性、機能性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ②建物に近接した法面及び舗装面の亀裂、ゆるみ、はらみ出し及び陥没の有無 | — | 構造安定性、機能性への影響が小さい | 構造安定性、機能性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| (2) 基礎本体 | ①基礎の損傷の有無 (目視可能な場合のみ) | — | 構造安定性、機能性への影響が小さい | 構造安定性、機能性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ②建物の傾斜の有無、外壁面のひび割れから基礎の変形状態を推定 | — | 構造安定性、機能性への影響が小さい | 構造安定性、機能性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |

(2) 上部躯体 (R C 造, S R C 造, 補強コンクリートブロック造)

| 名 称 | 点検項目 | 処置判定 | | | |
|-----------------------------|------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------------------------|
| | | A 異常なし | B 継続監視 | D 計画的補修 | E 速やかに補修 |
| 柱、梁、壁、 床スラブ、機械基礎、機器アンカー部 | ①ひび割れの有無 | 図 5-3, 図 5-4 コンクリートのひび割れ 処置判定フローによる | | | |
| | ②剥離及び剥落の有無 | — | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が小さい | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が大きい | 剥落により第三者被害の可能性が有る |
| | ③梁及び床の過大なたわみの有無 | — | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が小さい | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ④異常な振動の有無 | — | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が小さい | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ⑤補強コンクリートブロック造の壁面ひび割れ及びそりの有無 | | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が小さい | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |

表 5-6(6 / 14)
〔5.5.1 項関係〕

(3) 上部躯体（鉄骨造）

| 名 称 | 点検項目 | 処置判定 | | | |
|------------------|----------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------------------------|
| | | A 異常なし | B 継続監視 | D 計画的補修 | E 速やかに補修 |
| (1) 柱、梁、筋かい、床、屋根 | ①部材及び溶接部のひび割れ及び変形の有無 | — | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が小さい | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ②部材及び溶接部の錆及び腐食の有無 | — | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が小さい | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ③塗装及び表面処理の劣化の有無 | — | 耐久性への影響が小さい | 耐久性への影響が大きい | — |
| | ④筋かいのゆるみの有無 | — | 構造安定性、機能性への影響が小さい | 構造安定性、機能性への影響が大きい | — |
| | ⑤梁及び床の過大なたわみの有無 | — | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が小さい | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ⑥異常な振動の有無 | — | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が小さい | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が大きい | 建物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ⑦床のひび割れの有無 | 図 5-3, 図 5-4 コンクリートのひび割れ 処置判定フローによる | | | |
| | ⑧床の剥離及び剥落の有無 | — | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が小さい | 構造安定性、機能性、耐久性への影響が大きい | 剥落により第三者被害の可能性が有る |
| (2) 耐火被覆材 | ①浮き、剥離及び脱落の有無 | — | 機能性への影響が小さい | 機能性への影響が大きい | — |

表 5-6 (7 / 14)
〔5.5.1 項関係〕

3. 浸水防止設備の点検

| 名 称 | 点検項目 | 処置判定 | | | |
|---|------------------------------|--------|---------------------|----------------------|----------|
| | | A 異常なし | B 継続監視 | C 詳細調査または D 計画的補修 | E 速やかに補修 |
| (1) 水密扉 | ①扉の変形、錆、腐食、傷、損耗、塗装の劣化の有無等 | — | 機能性、耐久性への影響が小さい | 機能性、耐久性への影響が大きい | — |
| | ②止水ゴムの劣化の有無 | — | 劣化しているが、水密性能を満足している | 水密性能を満足しない | — |
| (2) 防水壁 | ①止水パネルの変形、錆、腐食、傷、損耗、塗装の劣化の有無 | — | 機能性、耐久性への影響が小さい | 機能性、耐久性への影響が大きい | — |
| (3) 堀 | ①堀の変形、錆、腐食、傷、損耗、塗装の劣化の有無 | — | 機能性、耐久性への影響が小さい | 機能性、耐久性への影響が大きい | — |
| | ②止水ゴムの劣化の有無 | — | 劣化しているが、水密性能を満足している | 水密性能を満足しない | — |
| (4) その他 ・止水テープ ・ハッチ、マンホール蓋 ・エキスパンションジョイント ・FRP 防水 | ①変形、腐食、傷、損耗の有無 | — | 機能性への影響が小さい | 機能性への影響が大きい | — |
| | ②止水ゴムの劣化の有無 | — | 劣化しているが、水密性能を満足している | 水密性能を満足しない | — |
| | ③固定ボルトの腐食、損耗の有無 | — | 機能性への影響が小さい | 機能性への影響が大きい | — |
| | ④防水層の亀裂、破断、めくれ、ふくれの有無 | — | 機能性への影響が小さい | 機能性への影響が大きい | — |

表 5-6 (8 / 14)
〔5.5.1項関係〕

建築関係設備処置判定

II. 構築物

1. 排気筒の点検

| 名 称 | 点検項目 | 処置判定 | | | |
|---|---|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| | | A 異常なし | B 継続監視 | C 詳細調査または D 計画的補修 | E 速やかに補修 |
| (1) 筒身部 (a) 一般部 | ①座屈, 割れ, 錆, 腐食等の異常有無 | — | 構造安定性, 機能性, 耐久性への影響が小さい | 構造安定性, 機能性, 耐久性への影響が大きい | 構造物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ②筒身本体付属部材接合部の変形, 割れ, 錆, 腐食等の異常有無 | — | 構造安定性, 機能性, 耐久性への影響が小さい | 構造安定性, 機能性, 耐久性への影響が大きい | 構造物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ③塗装の劣化の有無 | — | 耐久性への影響が小さい | 耐久性への影響が大きい | — |
| (b) 脚部 | ①根巻きコンクリート部のひび割れ発生の有無 | 図 5-3 コンクリートのひび割れ処置判定フローによる | | | |
| | ②根巻きコンクリート部の漏水箇所の有無 | — | 漏水の跡が有る | 漏水が有る | — |
| (c) 底面 | ①コンクリート部のひび割れの有無 | 図 5-3 コンクリートのひび割れ処置判定フローによる | | | |
| | ②鋼板部の亀裂, 腐食の有無 | — | 漏水の恐れは無い | 漏水が有る | — |
| (2) 筒身支持構造部 (a) 鉄塔 | ①主要部材(主柱, 斜・水平材, 支持材)の変形, 割れ, 錆, 腐食等の異常有無 | — | 構造安定性, 機能性, 耐久性への影響が小さい | 構造安定性, 機能性, 耐久性への影響が大きい | 構造物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ②塗装の劣化の有無 | — | 耐久性への影響が小さい | 耐久性への影響が大きい | — |
| | ①根巻きコンクリート部のひび割れ発生の有無 | 図 5-3 コンクリートのひび割れ処置判定フローによる | | | |
| (b) 脚部 | ②根巻きコンクリート部の漏水箇所の有無 | — | 漏水の跡が有る | 漏水が有る | — |
| | ①変形, 割れ, 錆, 腐食及び取付状態の異常の有無 | — | 構造安定性, 機能性, 耐久性への影響が小さい | 構造安定性, 機能性, 耐久性への影響が大きい | 脱落等により第三者被害の可能性が有る |
| (3) 付帯設備 (a) 架設手摺・ステップ (b) 階段・歩廊・梯子 | ②塗装の劣化の有無 | — | 耐久性への影響が小さい | 耐久性への影響が大きい | — |
| | ①損傷, 取付状態の異常の有無 | — | 機能性への影響が小さい | 機能性への影響が大きい | — |
| (4) 高光度航空障害灯・原子力灯火 | ②球切れの有無 | — | — | 球切れが有る | — |

表 5-6 (13 / 14)
〔5.5.1 項関係〕

QMS7-06-N16-22

| | | | | | |
|-----------|--|---|-------------|-------------|---------------------------|
| (5)制振ダンパー | ①部材（シリカ [®] 、クリビス部、ロット [®] 、蛇腹）の傷、変形、錆、腐食及び破損等の異常の有無 | — | 機能性への影響が小さい | 機能性への影響が大きい | 構造物全体の安全性に重大な影響を及ぼす可能性が有る |
| | ②塗装の劣化の有無 | — | 耐久性への影響が小さい | 耐久性への影響が大きい | — |
| | ③オイル漏れの有無 | — | 機能性への影響が小さい | 機能性への影響が大きい | — |

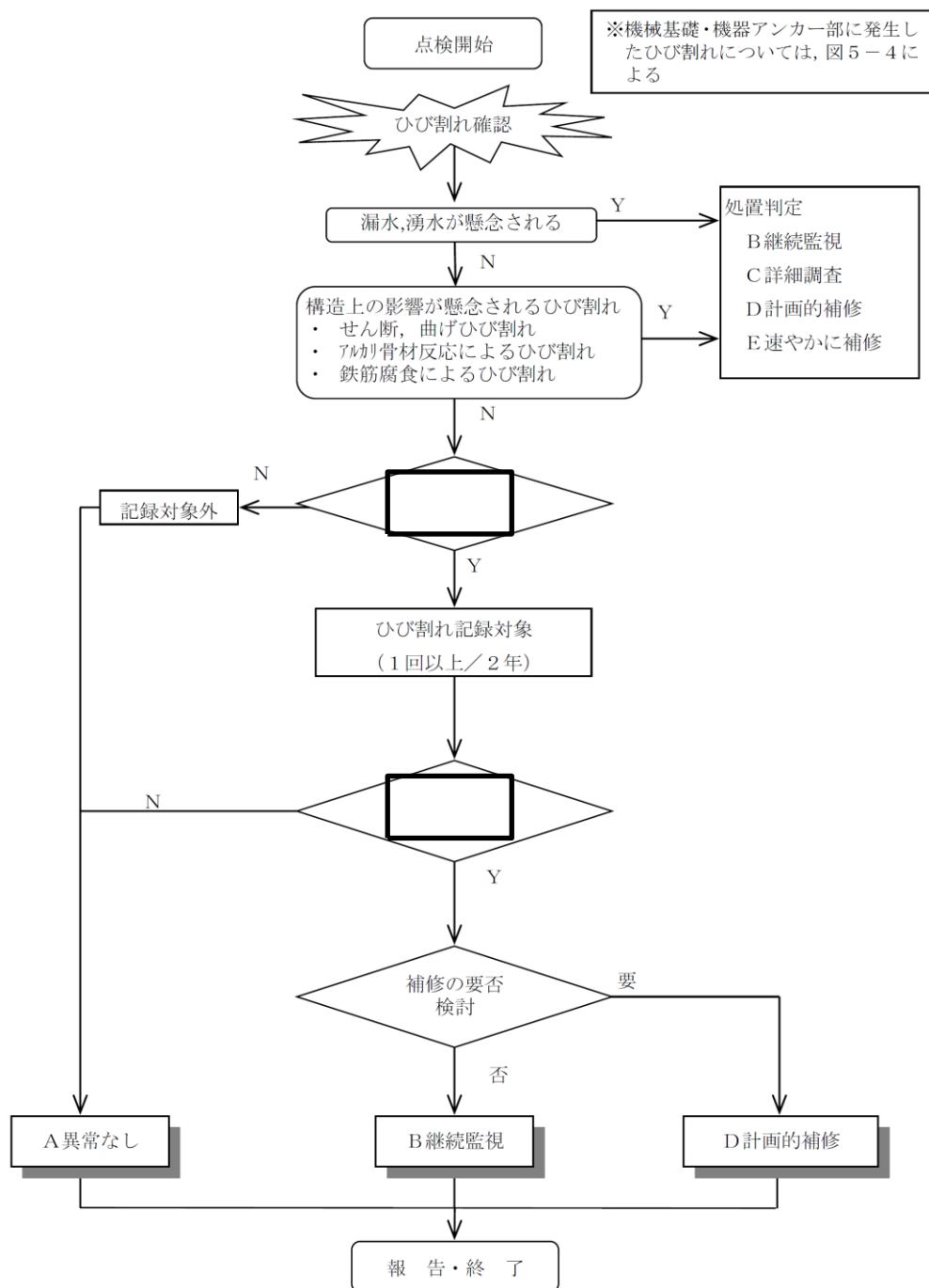


図5-2 コンクリートひび割れ処置判定フロー（土木関係設備）[5.5.1 項関係]

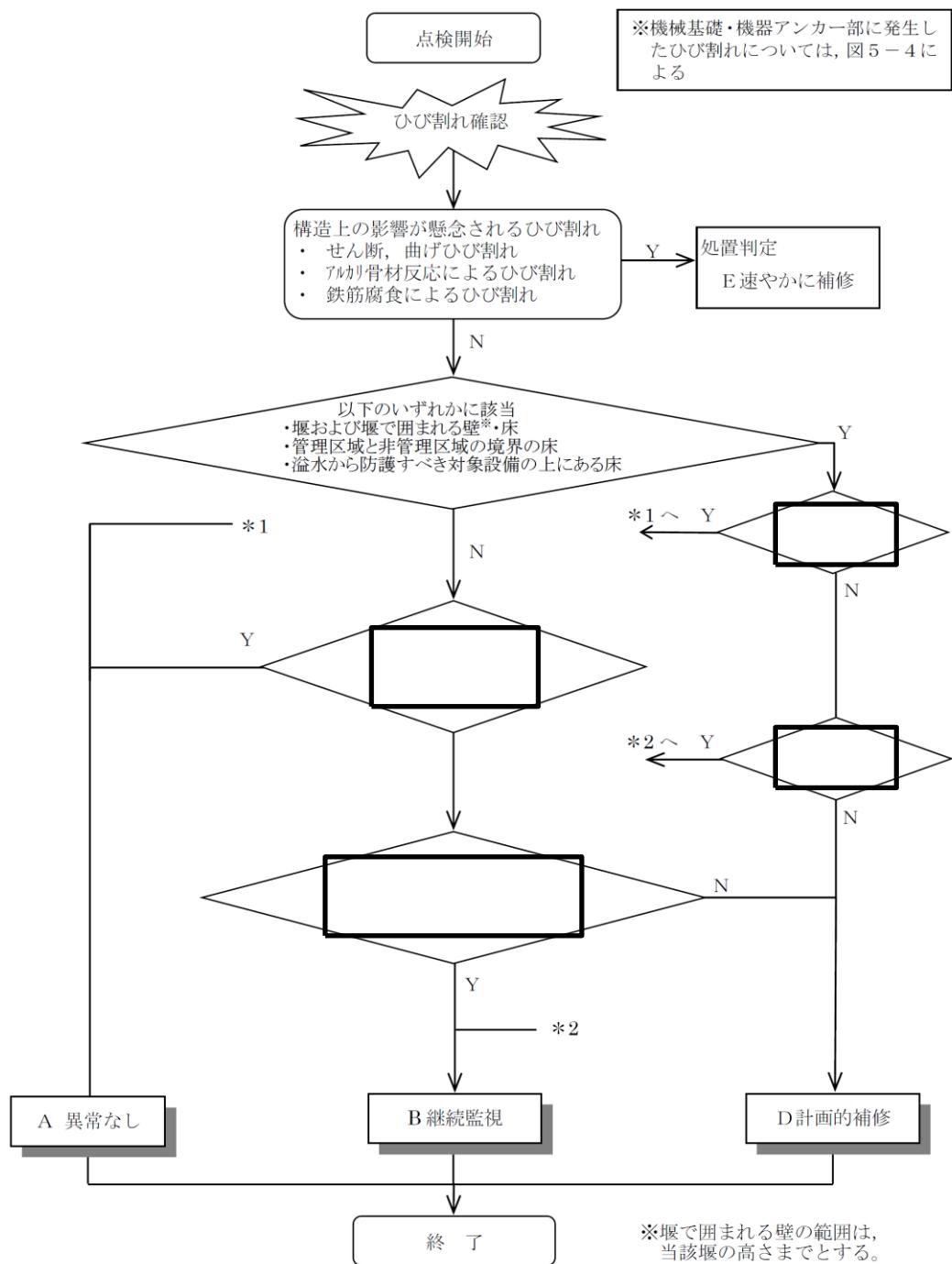


図5-3 コンクリートひび割れ処置判定フロー（建築関係設備）[5.5.1 項関係]

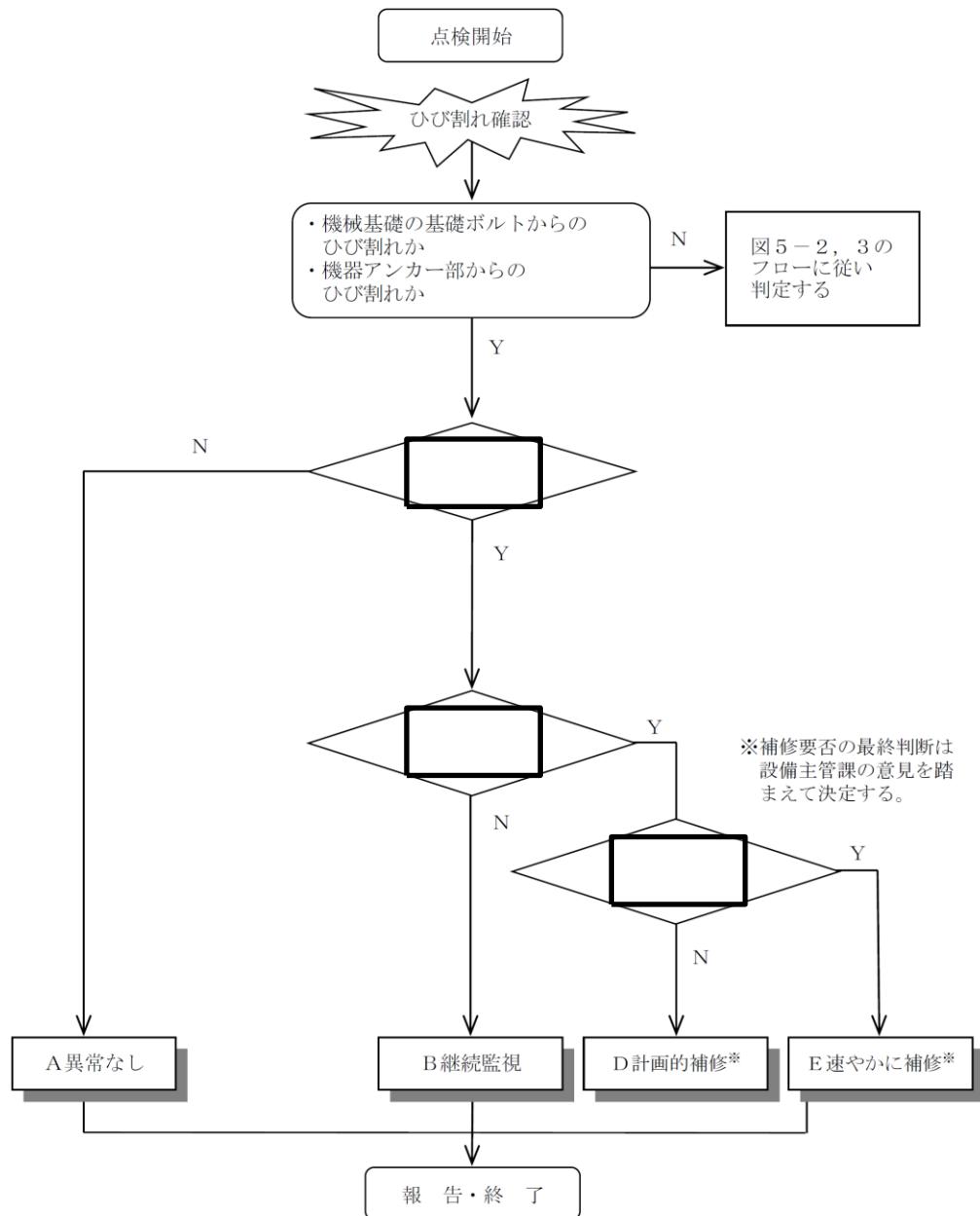


図5-4 コンクリートひび割れ処置判定フロー（機械基礎・機器アンカー部）【5.5.1 項関係】

鉄骨構造物の金属疲労評価の計算過程および結果について

1. はじめに

風などの繰返し荷重が継続的に鉄骨に作用することにより、疲労による損傷が蓄積され、鉄骨部材あるいは接合部の健全性が損なわれる可能性がある。

島根 2 号炉の機器・構造物のうち、風による繰返し荷重を受ける排気筒の鉄骨構造物を評価対象とし、排気筒を直接支持している鉄塔の主柱材および排気筒の筒身について疲労の検討を行う。

評価対象である排気筒の筒身および鉄塔について、建設時において、筒身は工場溶接で製作したブロックを現地で溶接して組み立てており、鉄塔については、工場溶接で製作した主柱材等を現地で高力ボルト接合により組み立てている。工場製作での品質管理として、鋼材検査証明書（ミルシート）による材料検査、工場出荷時に寸法検査および外観検査を実施するとともに、放射線透過試験にて異常な欠陥がないことを確認している。現地溶接部については開先面検査、開先合せ検査を実施するとともに、放射線透過試験にて異常な欠陥がないことを確認している。排気筒建設以降は、筒身、鉄塔とともに保全計画に基づく外観点検を実施しており、表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある割れ・変形等の有意な異常がないことを確認している。

排気筒の疲労評価は、(社)日本建築学会「鋼構造設計規準—許容応力度設計法—2005」(以下、「S 規準」という)に示される疲労損傷評価法を参照し、疲労評価を実施している。

S 規準の「7.1 適用範囲」には、「 1×10^4 回を超える繰返し応力を受ける部材、および接合部に対して疲労の検討を行う」と規定されており、日本鋼構造協会編「鋼構造物の疲労設計指針・同解説 1993」等の最新知見を取り入れた上で、建築鋼構造の各種継手形式に対応する疲労設計曲線を定め、応力の繰返し数に応じた許容疲労強さを規定するとともに、変動応力振幅や組合せ応力の繰返しに対する疲労の検討を可能としている。

疲労設計曲線には、応力範囲の打切り限界（疲労限）が設定されており、打切り限界以下の繰返し応力範囲は疲労を考慮する必要はないとしているため、本評価においては、応力の繰返し数および繰返し応力範囲を算定し、許容疲労強さ並びに打切り限界と比較することにより、疲労を考慮する必要性の有無を評価する。

なお、検討条件は工事計画認可申請書の条件を用いる。

2. 排気筒の疲労評価

2.1 評価条件

(1) 評価対象

風による繰返し荷重を受ける排気筒の鉄骨構造部を対象とした。

(2) 評価内容

①使用材料

排気筒の使用材料は、以下の通りである。

- ・鉄塔（主柱材）：STK400 一般構造用炭素鋼钢管
- ・筒身：SMA400A 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材

②検討用風速および発生日数

風に関する記録として、気象庁 HP および国立天文台編「理科年表 令和 5 年第 96 冊」(以

下、「理科年表」という)には、日最大風速(「10分間の風速の平均値)を表す)10m/s以上および15m/s以上の日数の月別平均値(1991~2020年までの平均値)が掲載されている。これらのうち、島根2号炉近傍の気象官署地点として鹿島、松江を選定する。また、理科年表に記載されている山陰地方の気象官署地点である、鳥取、浜田も選定する。

各気象官署における風に関する記録を表-別紙2-1に示す。

表-別紙2-1 発電所近傍の気象官署における風に関する記録

| 項目 | 鹿島 | 松江 | 鳥取 | 浜田 |
|--------------------------|------|------|------|------|
| 日最大風速10m/s以上の日数の年間平均値(日) | 16.3 | 67.4 | 28.2 | 64.9 |
| 日最大風速15m/s以上の日数の年間平均値(日) | 0.3 | 6.0 | 1.5 | 8.9 |

これらを踏まえ、島根2号炉近傍の観測点として松江気象官署の記録を、また、保守的評価の観点から各風速で最も発生回数の多い浜田気象官署の記録を用いて、以下の4ケースで検討を行う。

- ・ケース1: 検討用風速 $V_1=10.0$ (m/s), 年間平均日数 67.4 (日)
- ・ケース2: 検討用風速 $V_2=15.0$ (m/s), 年間平均日数 6.0 (日)
- ・ケース3: 検討用風速 $V_3=10.0$ (m/s), 年間平均日数 64.9 (日)
- ・ケース4: 検討用風速 $V_4=15.0$ (m/s), 年間平均日数 8.9 (日)

(3) 応力の繰返し数

気象庁HPおよび理科年表より求められた年間平均日数を評価年数60年分の累積時間(秒)に換算し、各ケースに対する累積時間を下式のように算定する。

- ・累積時間: 発生日数×1日中(24時間×3,600秒)×評価年数(60年間)

この累積時間を工事計画認可申請書に示される排気筒の一次固有周期で除した値を、応力の繰返し数として求める。各ケースの応力の繰返し数の算出結果を表-別紙2-2に示す。

表-別紙2-2 各ケースの応力の繰返し数

| ケース | 検討用風速(m/s) | 累積時間の算定 | | | | 一次固有周期(秒) | 応力の繰返し数(回) |
|-----|------------|---------|------|-------|--------------------|-----------|--------------------|
| | | 発生日数 | 評価年数 | 累積日数 | 累積秒数 | | |
| 1 | 10.0 | 67.4 | 60年 | 4,044 | 3.49×10^8 | 1.106 | 3.16×10^8 |
| 2 | 15.0 | 6.0 | | 360 | 3.11×10^7 | | 2.81×10^7 |
| 3 | 10.0 | 64.9 | | 3,894 | 3.36×10^8 | | 3.04×10^8 |
| 4 | 15.0 | 8.9 | | 534 | 4.61×10^7 | | 4.17×10^7 |

(4) 基準疲労強さおよび応力の打切り限界（変動振幅）

鉄塔（主柱材）および筒身の母材は、S 規準の表 7.1 における「圧延材、引抜き材」に該当するが、鉄塔、補強材接合部は高力ボルトとしていること、および筒身は縦横方向に完全溶込み溶接されていることを考慮し、基準疲労強さ $\Delta \sigma_F$ および変動振幅の応力範囲の打切り限界 $\Delta \sigma_{VL}$ を表-別紙 2-3 に示す通りとする。

表-別紙 2-3 鉄塔（主柱材）および筒身の基準疲労強さおよび応力範囲の打切り限界

| 項目 | 鉄塔（主柱材） | 筒身 |
|--|---------|----|
| 基準疲労強さ : $\Delta \sigma_F$ (N/mm ²) | 100 | 80 |
| 応力範囲の打切り限界 : $\Delta \sigma_{VL}$ (N/mm ²) | 39 | 29 |

(5) 許容疲労強さ

許容疲労強さは、荷重の繰返し数(N)に応じて応力範囲で示され、S 規準の 7.1 式により以下のように示される。

- 垂直応力範囲の許容疲労強さ : $\Delta \sigma_a = (126 / \sqrt[3]{N}) \times \Delta \sigma_F$

N : 総繰返し数

$\Delta \sigma_F$: 垂直応力範囲の基準疲労強さ

(6) 検討用応力

工事計画認可申請書の風荷重に対する応力解析結果は、基準風速 $V_0=30.0$ (m/s*) を用いて算定された数値であるため、風荷重が風速の 2 乗に比例することから、本検討においては(2) の各検討用風速と基準風速 V_0 との比 α (観測記録の最大風速の 2 乗／基準風速の 2 乗) を算定し、係数倍した応力を風荷重に対する検討用応力とする。

- ケース 1 : $\alpha_1 = V_1^2 / V_0^2 = 10.0^2 / 30.0^2 \approx 0.11$
- ケース 2 : $\alpha_2 = V_2^2 / V_0^2 = 15.0^2 / 30.0^2 = 0.25$
- ケース 3 : $\alpha_3 = V_3^2 / V_0^2 = 10.0^2 / 30.0^2 \approx 0.11$
- ケース 4 : $\alpha_4 = V_4^2 / V_0^2 = 15.0^2 / 30.0^2 = 0.25$

* : 基準風速 V_0 は、各地域における風の性状に応じて 30～46 (m/s) の範囲で国土交通大臣が定める風速を示す。

2.2 評価内容

(1) 検討用応力の算定

検討用応力は、[工事計画認可申請書](#)に記載される設計用風荷重による曲げモーメント M_1 を用いて算定する。検討用応力の算定結果について表-別紙 2-4, 2-5 に示す。

- ・検討用風荷重による曲げモーメント : $M_2 = \alpha M_1$

表-別紙 2-4 検討用応力の算定（鉄塔（主柱材））

| ケース | 標高 GL. (m) | 寸法 (mm) | 風荷重 | | |
|------|---------------|------------------|-------------------------|-------------|-------------------------|
| | | | 設計用応力 | | 検討用応力 |
| | | | 曲げモーメント M_1 (kN・m) | 係数 α | 曲げモーメント M_2 (kN・m) |
| 1, 3 | 53.7 | 508.0 φ × 9.5 | 21.2 | 0.11 | 2.4 |
| | | | 21.2 | 0.25 | 5.3 |

表-別紙 2-5 検討用応力の算定（筒身）

| ケース | 標高 GL. (m) | 寸法 (mm) | 風荷重 | | |
|------|---------------|-----------------|-------------------------|-------------|-------------------------|
| | | | 設計用応力 | | 検討用応力 |
| | | | 曲げモーメント M_1 (kN・m) | 係数 α | 曲げモーメント M_2 (kN・m) |
| 1, 3 | 79.4 | 3,320 φ × 10 | 4,835.6 | 0.11 | 532.0 |
| | | | 4,835.6 | 0.25 | 1,208.9 |

(2) 検討用応力範囲の算定

検討用応力範囲 $\Delta \sigma$ は、[工事計画認可申請書](#)に記載される断面算定結果を用いて、最大風速が正負交番荷重（完全両振り）として作用した場合を想定し、以下のように算定する。なお、排気筒から排出される気体による腐食の可能性は少ないとから、筒身の算定に用いる断面係数は腐食代を考慮しない。検討用応力範囲の算定結果について、表-別紙 2-6, 2-7 に示す。

- ・検討用応力範囲 : $\Delta \sigma = (M_2/Z) \times 2$

表-別紙 2-6 検討用応力範囲の算定結果（鉄塔（主柱材））

| ケース | 標高 GL. (m) | 寸法 (mm) | 断面係数 Z ($\times 10^3 \text{mm}^3$) | 検討用応力 曲げモーメント M_2 (kN・m) | 曲げ応力度 M_2/Z (N/mm ²) | 検討用応力 範囲 $\Delta \sigma$ (N/mm ²) |
|------|------------------|------------------|---|----------------------------------|---------------------------------------|--|
| 1, 3 | 53.7 | 508.0 φ × 9.5 | 1,820 | 2.4 | 1.4 | 2.8 |
| | | | 1,820 | 5.3 | 3.0 | 6.0 |

表-別紙 2-7 検討用応力範囲の算定結果（筒身）

| ケース | 標高 GL. (m) | 寸法 (mm) | 断面係数 Z ($\times 10^3 \text{mm}^3$) | 検討用応力 曲げモーメント M_2 (kN・m) | 曲げ応力度 M_2/Z (N/mm ²) | 検討用応力 範囲 $\Delta \sigma$ (N/mm ²) |
|------|------------------|-------------------|---|----------------------------------|---------------------------------------|--|
| 1, 3 | 79.4 | 3,320 φ × 10.0 | 85,700 | 532.0 | 6.3 | 12.6 |
| | | | 85,700 | 1,208.9 | 14.2 | 28.4 |

2.3 評価結果

算定した検討用応力範囲 $\Delta \sigma$ と許容疲労強さ $\Delta \sigma_a$ の比較を行い許容疲労強さおよび打切り限界（疲労限）以下であることを確認する。2.2で算定した検討用応力範囲 $\Delta \sigma$ と許容疲労強さ $\Delta \sigma_a$ の比較結果を表-別紙 2-8, 2-9 に示す。

また、S 規準の図 7.1.1 を参考に、検討結果をプロットしたものを、図-別紙 2-1, 2-2 に示す。

したがって、いずれの部材も許容疲労強さおよび打切り限界（疲労限）以下となっている。

表-別紙 2-8 検討用応力範囲の比較結果（鉄塔（主柱材））

| ケース | 基準疲労強さ $\Delta \sigma_F$ (N/mm ²) | 総繰返し数 (回) | 許容疲労強さ $\Delta \sigma_a$ (N/mm ²) | 検討用応力範囲 $\Delta \sigma$ (N/mm ²) | $\Delta \sigma$ と $\Delta \sigma_a$ との比較 |
|-----|--|--------------------|--|---|---|
| 1 | 100 | 3.16×10^8 | 39.0* | 2.8 | 0.08 |
| 2 | | 2.81×10^7 | 41.4 | 6.0 | 0.15 |
| 3 | | 3.04×10^8 | 39.0* | 2.8 | 0.08 |
| 4 | | 4.17×10^7 | 39.0* | 6.0 | 0.16 |

表-別紙 2-9 検討用応力範囲の比較結果（筒身）

| ケース | 基準疲労強さ $\Delta \sigma_F$ (N/mm ²) | 総繰返し数 (回) | 許容疲労強さ $\Delta \sigma_a$ (N/mm ²) | 検討用応力範囲 $\Delta \sigma$ (N/mm ²) | $\Delta \sigma$ と $\Delta \sigma_a$ との比較 |
|-----|--|--------------------|--|---|---|
| 1 | 80 | 3.16×10^8 | 29.0* | 12.6 | 0.44 |
| 2 | | 2.81×10^7 | 33.1 | 28.4 | 0.86 |
| 3 | | 3.04×10^8 | 29.0* | 12.6 | 0.44 |
| 4 | | 4.17×10^7 | 29.1 | 28.4 | 0.98 |

* : 打切り限界値を示す (図-別紙 2-1, 2-2 参照)

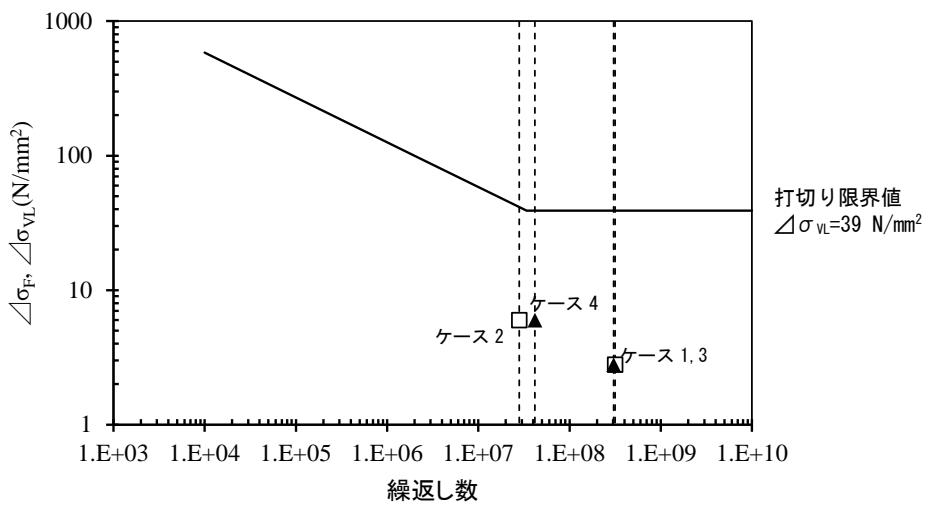


図-別紙 2-1 垂直応力範囲の繰返しによる疲労設計曲線（鉄塔（主柱材））

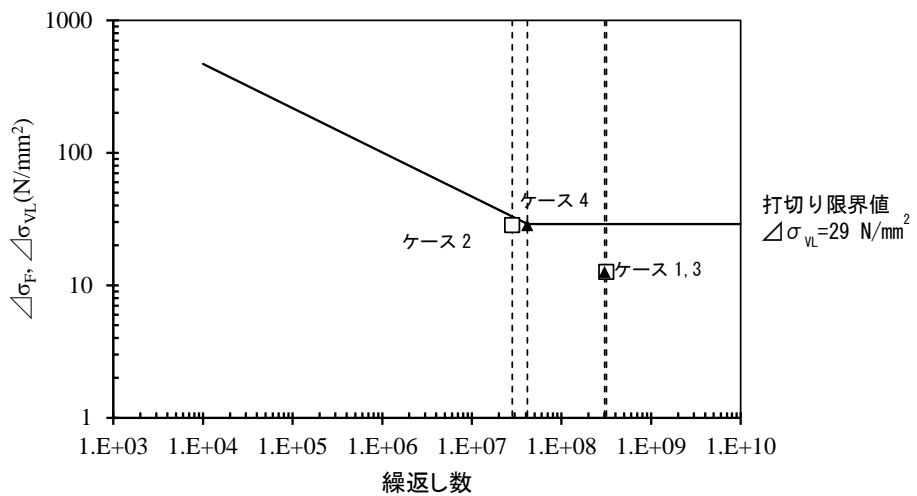


図-別紙 2-2 垂直応力範囲の繰返しによる疲労設計曲線（筒身）

島根 2 号炉周辺地域の凍害危険度について

1. はじめに

コンクリート中の水分が凍結し、それが気温の上昇や日射を受けること等により融解する凍結融解を繰り返すことでコンクリートにひび割れが生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。

図-別紙 3-1 に示す日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事 (2015)」(以下、「JASS5」という) 解説図 26.1 (凍害危険度の分布図) によると、島根 2 号炉の周辺地域は凍結融解の危険性がない地域に該当している。

なお、凍害危険度の分布図にある凍害危険度は、気象資料を用いて外気温上の凍結融解作用の強さに日射等の影響と含水程度を考慮して算出したものである。

あらためて、気象資料から島根 2 号炉周辺地域の凍害危険度を確認した結果を以下に示す。

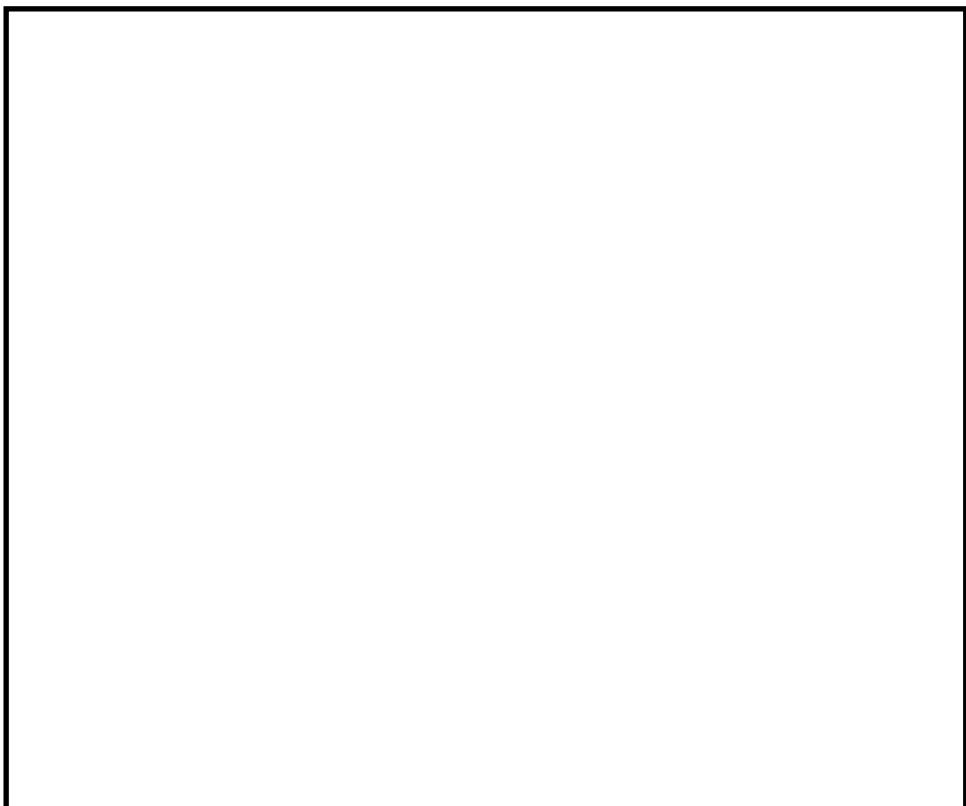


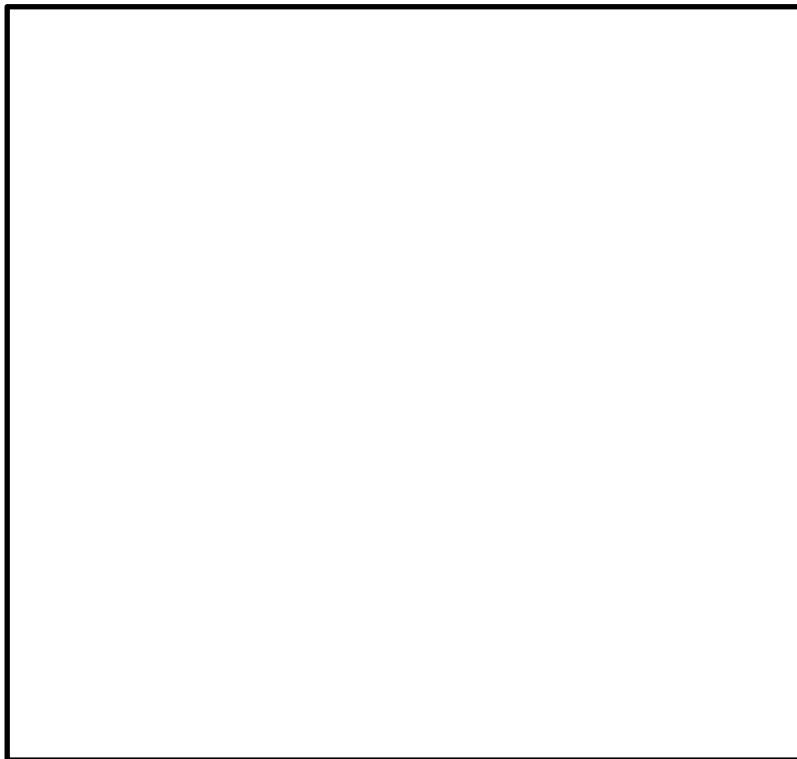
図-別紙 3-1 JASS5 凍害危険度の分布図

2. 凍結融解作用を受けるコンクリート

JASS5 「26 節　凍結融解作用を受けるコンクリート」に、寒冷地に建設する建築物の激しい凍結融解作用を受ける部分に使用するコンクリートの仕様が示されている。

26 節の適用にあたっては、解説に「凍結融解作用が激しくない場合、本節を適用する必要はない」とされ、同節の適用にあたっての目安が表により示されている。表-別紙 3-1 に、JASS5 26 節適用の目安を示す。

表-別紙 3-1 JASS5 26 節適用の目安



3. 島根 2 号炉周辺地域の凍害危険度

最新の平滑平年値（1991～2020 年の観測値）により、島根 2 号炉の周辺地域である松江地方気象台の鹿島および松江の 2 地点の最低気温を確認すると、それぞれ 0.6°C および 0.8°C であった。

表-別紙 3-1 によると、新潟の最低気温 -0.7°C に対して、凍害危険度は 0 である。これに対し、島根 2 号炉の周辺地域である鹿島および松江の最低気温は 0.6°C および 0.8°C であり、新潟よりも最低気温が高いことから、凍害危険度は 0 となり、凍結融解作用を受ける危険性はない地域と判断した。

なお、JASS5 解説に「わが国の多くの地域で最低気温と凍結融解回数が対応している」ことから、「凍結融解作用の温度条件の厳しさを最低気温によって表している」とされており、最低気温から凍害危険度を確認することは妥当と考える。

評価に用いる温度の考え方について

1. 基本方針

コンクリートの技術評価に用いる温度は実測値を基本とし、2002年2月から2012年1月に計測された最大値を用いる。

採用にあたっては、計測位置と評価対象部位との位置関係を考慮し、保守的な値であることを確認する。なお、解析値の方が保守的な値である場合は、解析値を採用する。

2. 熱によるコンクリートの強度低下

評価対象部位は一次遮へい壁とし、評価点は一次遮へい壁内側とした。評価温度は別紙5に示すとおり、一次遮へい壁に対して温度条件の厳しくなる原子炉格納容器内の雰囲気温度とし、実測値の最高温度である62°C（ガンマ線遮へい壁近傍）を採用した。熱によるコンクリートの強度低下の評価に用いる最高温度の計測位置を、図-別紙4-1に示す。

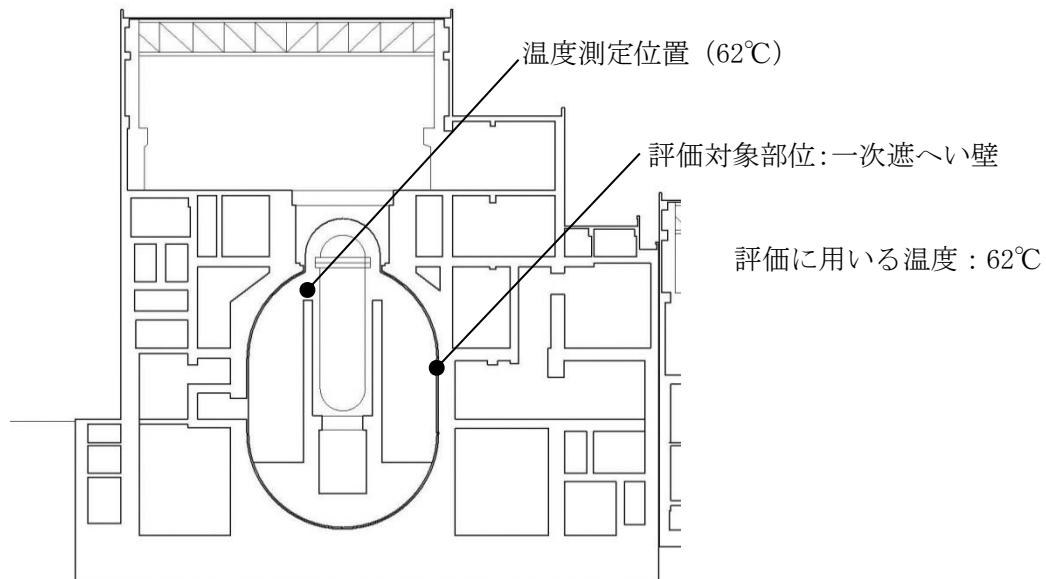


図-別紙4-1 热によるコンクリートの強度低下 評価温度概要

3. 熱によるコンクリートの遮へい能力低下

評価対象部位は、原子炉圧力容器近傍に位置するガンマ線遮へい壁とした。ガンマ線遮へい壁近傍で測定された雰囲気温度の最高温度は62°Cであるが、コンクリートの内部発熱も考慮した温度分布解析結果※は78°Cであり、解析値の方が実測値よりも高い値であるため、評価温度は解析値の78°Cとした。

熱によるコンクリートの遮へい能力低下の評価に用いる評価温度の概要を、図-別紙4-2に示す。

※：工事計画認可申請書添付書類「生体しゃへい装置の放射線のしゃへい及び熱除去についての計算書」

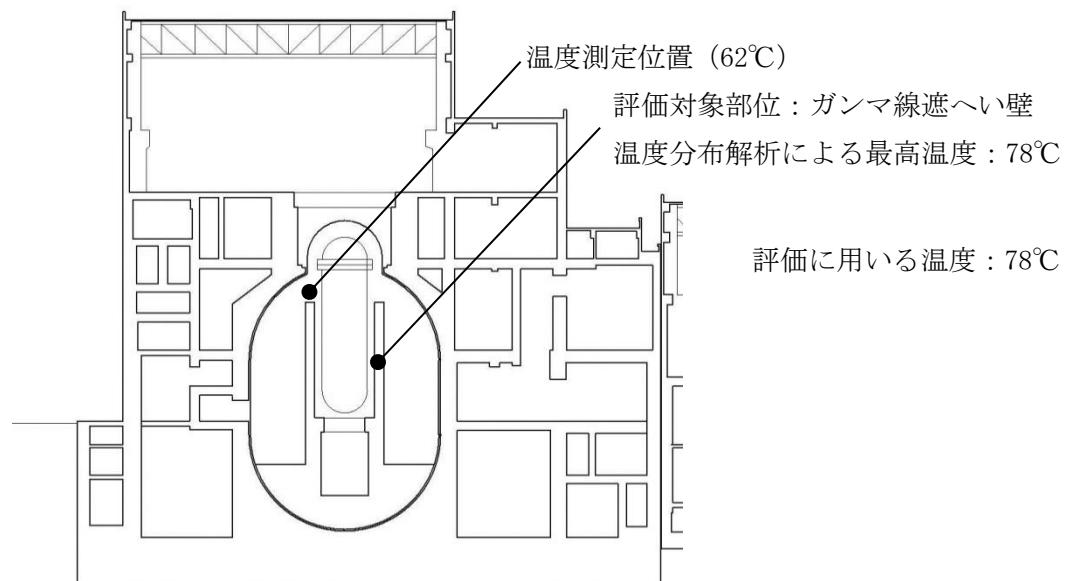


図-別紙4-2 热によるコンクリートの遮へい能力低下 評価温度概要

温度測定方法、測定位置および測定結果について

1. 温度測定の方法および位置について

評価対象部位周辺の温度を確認するため、原子炉格納容器内の温度計の測定値について確認した。温度測定の方法および位置を表-別紙 5-1 並びに図-別紙 5-1 に示す。

表-別紙 5-1 温度測定の方法および位置

| 計器名称 | 測定位置 | 測定方法 |
|----------|-----------------|------|
| TE217-2A | RPV ヘッダースタル内温度 | |
| TE217-2B | | |
| TE217-2C | | |
| TE217-2D | | |
| TE217-2E | | |
| TE217-2F | 逃がし安全弁周囲温度 | |
| TE217-2G | | |
| TE217-2H | | |
| TE217-2J | | |
| TE217-2K | RPV 上蓋フランジ周囲温度 | |
| TE217-2L | | |
| TE217-2M | | |
| TE217-2N | HVD 戻りリングダクト温度 | 熱電対 |
| TE217-2P | | |
| TE217-2R | トップヘッド給気温度 | |
| TE217-2S | トップヘッド戻り温度 | |
| TE217-2T | | |
| TE217-2U | RPV・遮へい壁間空気供給温度 | |
| TE217-2V | | |
| TE217-2W | | |
| TE217-2X | RPV・遮へい壁間空気出口温度 | |
| TE217-2Y | | |
| TE217-3A | | |
| TE217-3B | | |
| TE217-3C | RPV 胴体フランジ周囲温度 | |
| TE217-3D | | |
| TE217-3E | | |

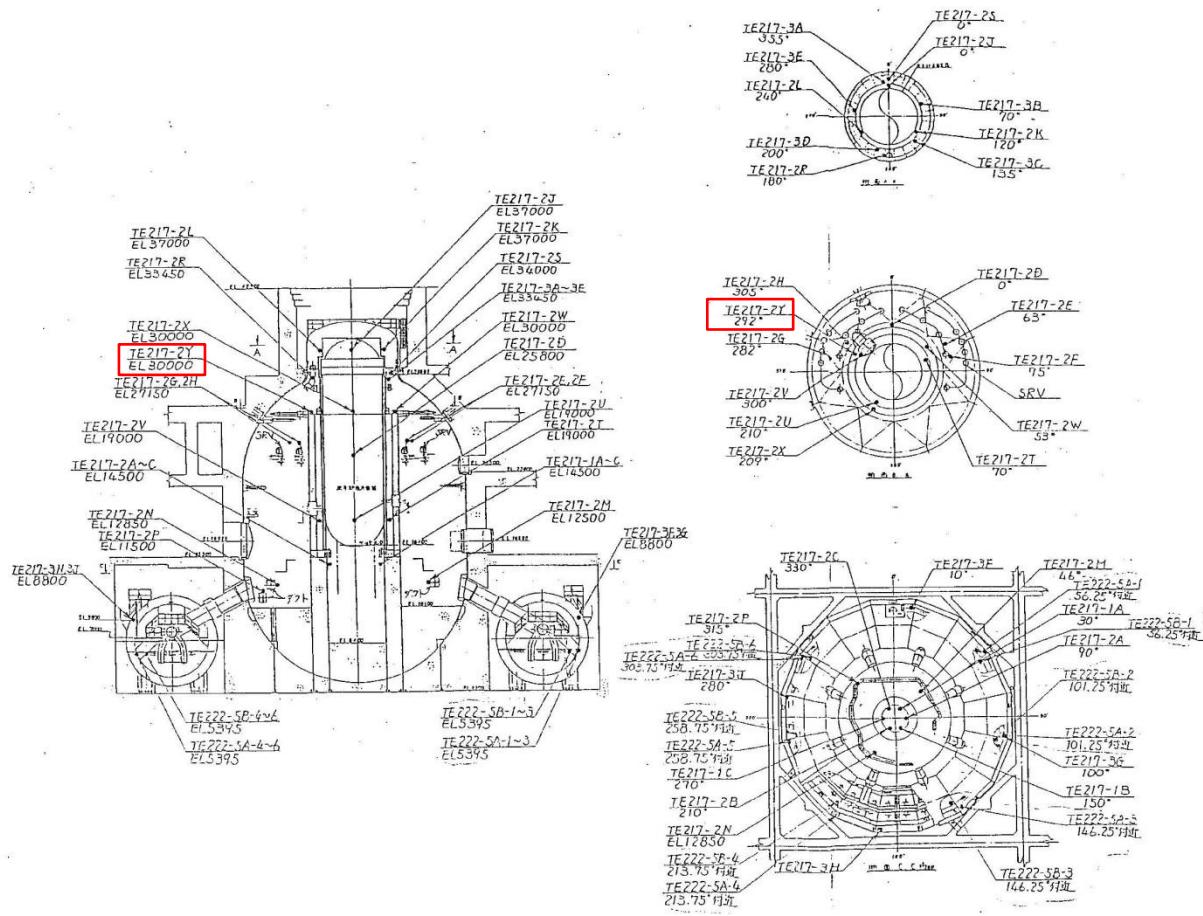


図-別紙 5-1 原子炉格納容器内雰囲気温度計検出点位置

3. 測定結果

2002年2月から2012年1月において測定した値のうち、最高温度を表-別紙5-2に示す。

原子炉格納容器内の雰囲気温度は最大で62°Cであり、コンクリートの温度制限値の65°Cを下回る。

表-別紙5-2 温度測定記録

| 計器名称 | 最高温度 | 測定日 |
|----------|------|------------|
| TE217-2A | 52°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2B | 51°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2C | 53°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2D | 50°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2E | 53°C | 2005年8月9日 |
| TE217-2F | 54°C | 2005年8月9日 |
| TE217-2G | 55°C | 2008年8月19日 |
| TE217-2H | 51°C | 2008年7月25日 |
| TE217-2J | 53°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2K | 48°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2L | 47°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2M | 51°C | 2008年8月19日 |
| TE217-2N | 50°C | 2008年7月25日 |
| TE217-2P | 50°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2R | 33°C | 2008年7月25日 |
| TE217-2S | 50°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2T | 35°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2U | 35°C | 2005年8月9日 |
| TE217-2V | 35°C | 2007年8月21日 |
| TE217-2W | 56°C | 2004年8月31日 |
| TE217-2X | 48°C | 2009年8月18日 |
| TE217-2Y | 62°C | 2007年8月21日 |
| TE217-3A | 52°C | 2005年8月9日 |
| TE217-3B | 56°C | 2003年9月19日 |
| TE217-3C | 60°C | 2002年9月11日 |
| TE217-3D | 60°C | 2007年9月19日 |
| TE217-3E | 49°C | 2007年8月21日 |

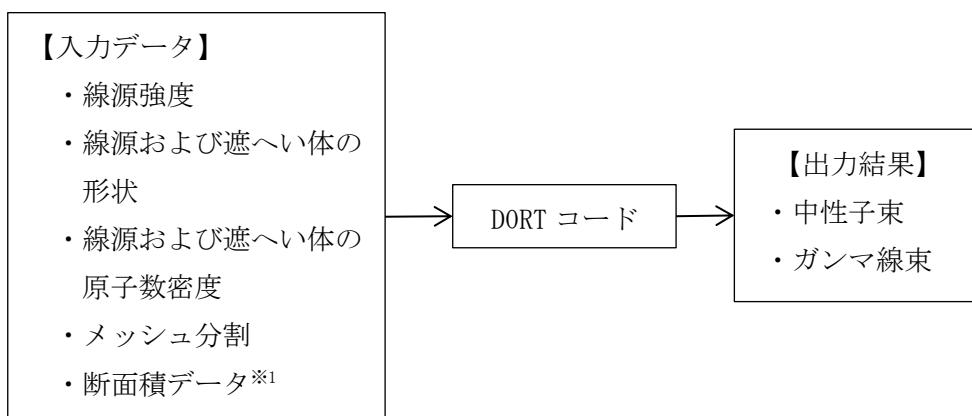
放射線照射量の算出方法、評価モデル、過程および結果について

1. 算出方法

(1) 放射線照射量の算出に用いる計算機コード

一次遮へい壁の放射線照射量は、原子炉圧力容器周囲を評価モデルとして、2次元輸送計算コード DORT (DOORS3.2a バージョン) により、各部における中性子束 ($E > 0.1 \text{ MeV}$) およびガンマ線束を算出し、運転時間を乗じることで中性子照射量およびガンマ線照射量を求めている。

DORT コードは、米国のオークリッジ国立研究所で開発された中性子輸送方程式を数値的に解くコードであり、入力パラメータは以下のとおりである。



※1 評価済み核データ JENDL-3.3 より作成された輸送計算用断面積ライブラリ MATXS LIB-J33 を使用。

(2) 放射線照射量の算出手順

一次遮へい壁における中性子照射量およびガンマ線照射量は、以下の手順で算出している。

- 基準計算として、R-Z 体系モデル（垂直断面モデル）により、一次遮へい壁の中性子束およびガンマ線吸収線量率（ガンマ線束に吸収線量率換算係数を乗じる）を算出する。
- 補正計算として、R-θ 体系モデル（水平断面モデル）により、燃料配置の影響を考慮した周方向中性子束およびガンマ線束の分布から補正係数を算出し、基準計算にて得られた中性子束およびガンマ線吸収線量率に乘じることで、炉内各位置の中性子束およびガンマ線吸収線量率の分布とする。
- 一次遮へい壁に対して、b. で求めた中性子束およびガンマ線束分布から、構造上最も数値が高くなる位置における中性子束およびガンマ線束を求める。
- 運転開始後 60 年時点での実効運転期間を設定する。
- 一次遮へい壁における最大中性子束またはガンマ線吸収線量率に実効運転期間を乗じて、一次遮へい壁の運転開始後 60 年時点での中性子照射量またはガンマ線照射量（ガンマ線吸収線量）とする。

2. 評価モデル

(1) R-Z 体系モデル（垂直断面モデル）

基準計算として、図-別紙 6-1 のような形状のモデルを用いて一次遮へい壁の中性子束およびガンマ線束を算出する。

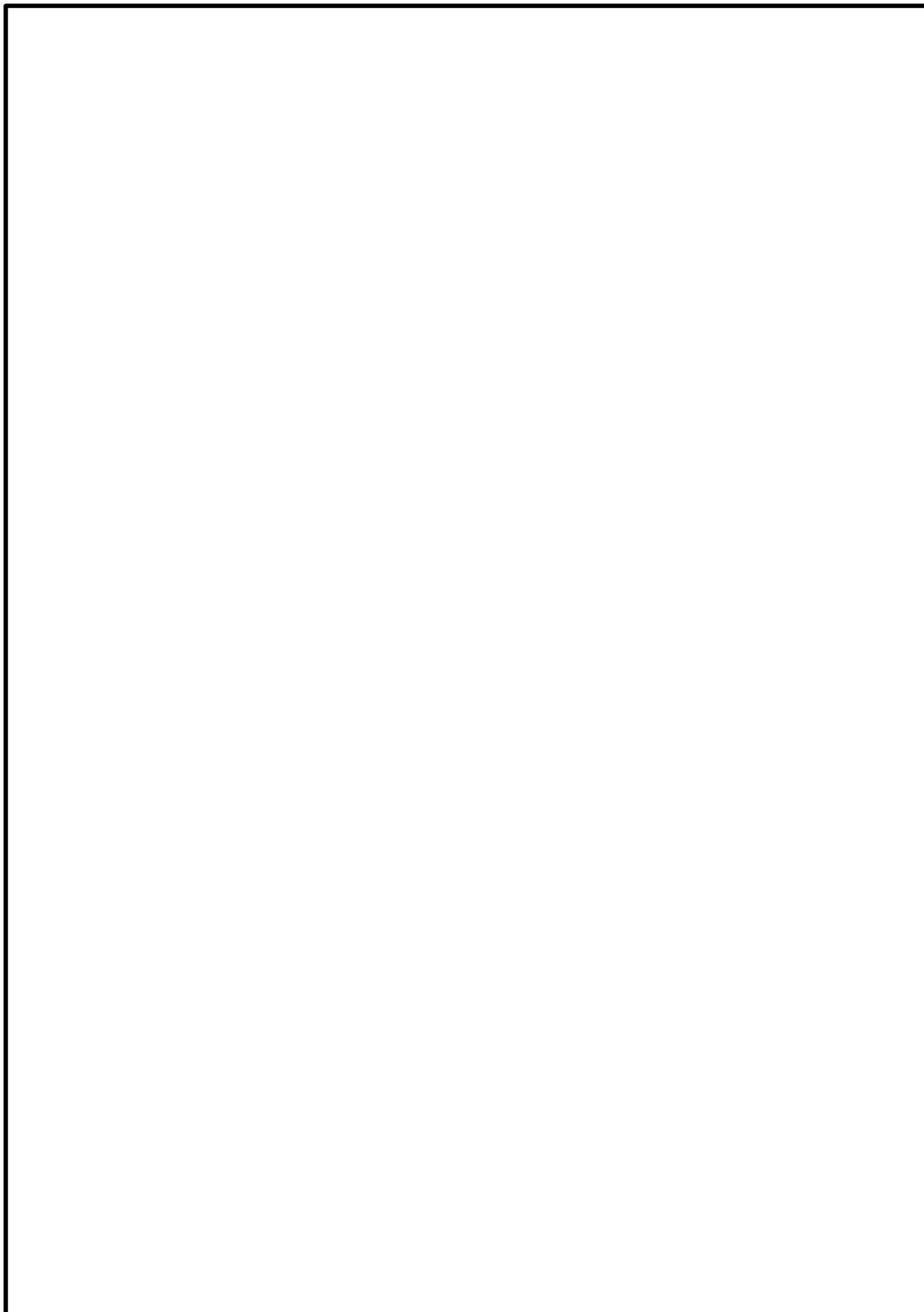


図-別紙 6-1 R-Z 体系モデル（垂直断面モデル）

(2) R- θ 体系モデル（水平断面モデル）

図-別紙 6-2 のような形状のモデルを用いて燃料配置による周方向中性子束およびガンマ線束分布から補正係数を算出する。

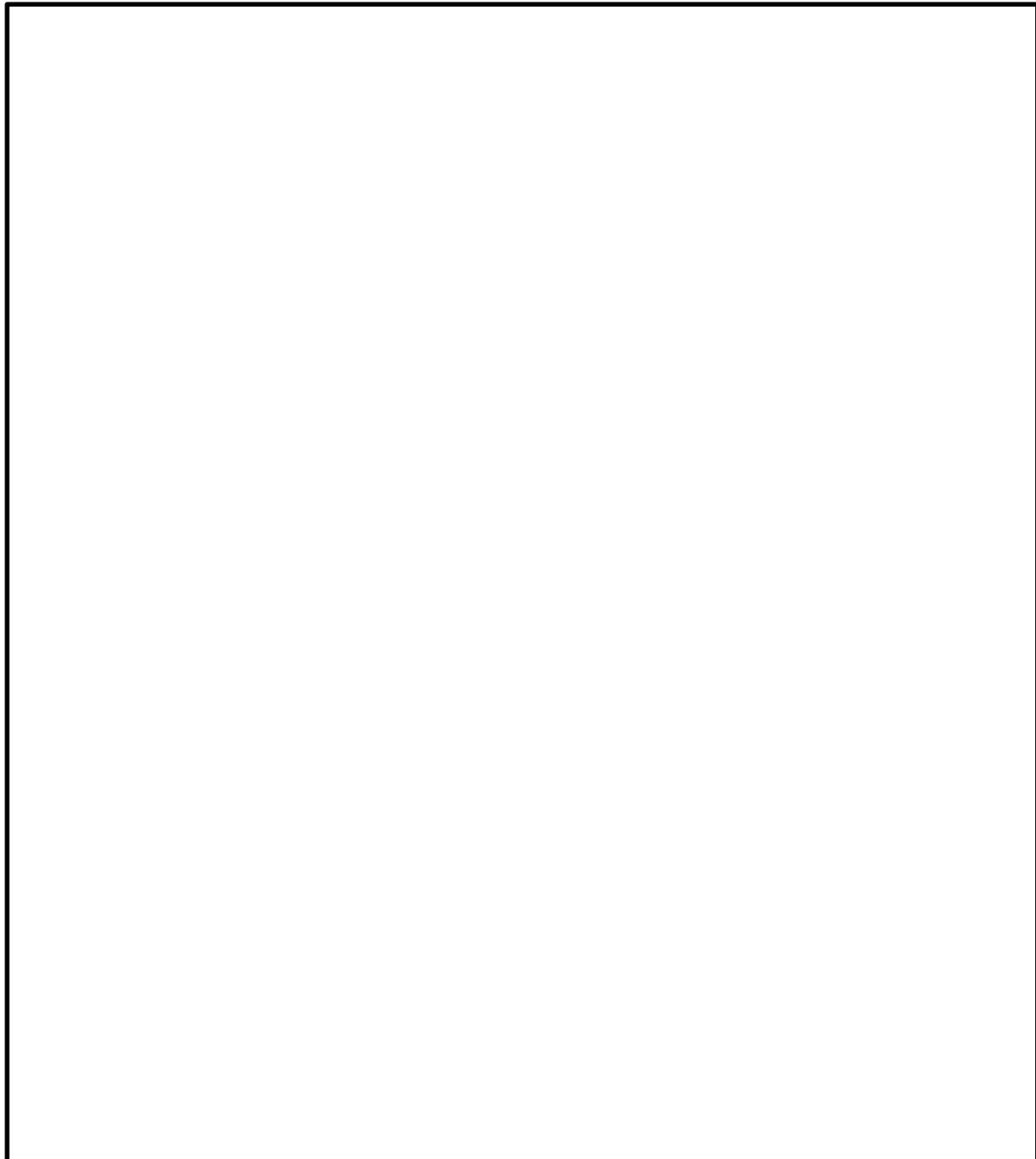


図-別紙 6-2 R- θ 体系モデル（水平断面モデル）

3. 60年時点の実効運転期間

2015年7月末時点および運転開始後60年時点での実効運転期間（EFPY）は、運転時間から下記の通り算出した。

<2015年7月末時点のEFPY>

$$\begin{aligned} &= 2015 \text{年} 7 \text{月末時点の総運転時間} \div (24 \times 365.25) \\ &= \frac{167,615(\text{H})}{24(\text{H/D}) \times 365.25(\text{D/Y})} \\ &= 19.13\text{EFPY} \end{aligned}$$

<運転開始後60年時点のEFPY>

$$\begin{aligned} &= (2015 \text{年} 7 \text{月末時点の総運転時間} + \text{次回起動日以降の総運転時間}^{*1}) \div (24 \times 365.25) \\ &= \frac{167,615(\text{H}) + 241,532(\text{H})}{24(\text{H/D}) \times 365.25(\text{D/Y})} \\ &= 46.68\text{EFPY} \end{aligned}$$

*1：次回起動日（暫定：2018年7月1日）～運転開始後60年時点（2049年2月10日）までの総時間のうち稼働率を90%と想定し算出した。

4. 放射線照射量の算出結果

一次遮へい壁の放射線照射量の算出結果を表-別紙 6-1 に示す。

表-別紙 6-1 一次遮へい壁の放射線照射量

| | 中性子束またはガンマ線束が最大となる位置 | 運転開始後 60 年時点の放射線照射量 |
|---------|----------------------|-------------------------------------|
| 中性子照射量 | 図-別紙 6-3, 6-4 参照 | $1.32 \times 10^{14} \text{n/cm}^2$ |
| ガンマ線照射量 | 図-別紙 6-3, 6-4 参照 | $2.81 \times 10^6 \text{rad}$ |



図-別紙 6-3 中性子束またはガンマ線束が最大となる位置 (R-θ 体系モデル)

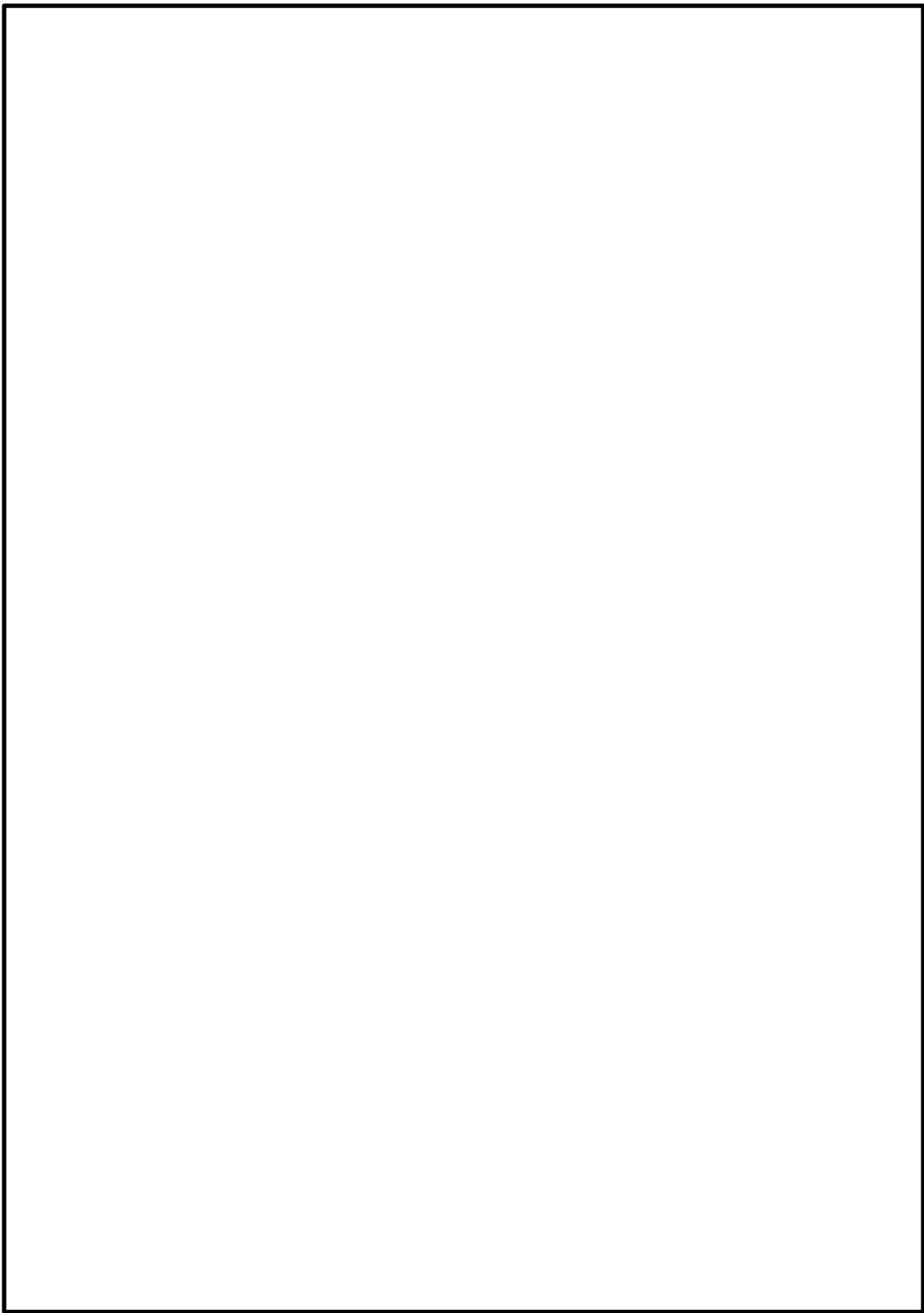


図-別紙 6-4 中性子束またはガンマ線束が最大となる位置 (R-Z 体系モデル)

空気環境測定方法および位置について

空気環境測定方法および位置を以下に示す。

1. 空気環境測定

中性化の進展度合いは、空気環境条件（温度、相対湿度、二酸化炭素濃度）の影響を受けるため、空気環境測定を実施した。

1-1. 測定方法

空気環境測定に使用した機器を表-別紙 7-1 に示す。温度、相対湿度の測定は、原子炉建物、タービン建物は 2015 年 12 月 23 日から 2016 年 9 月 29 日の期間で、制御室建物は 2010 年 12 月 22 日から 2011 年 5 月 9 日の期間で実施し、2 週間に 1 回の頻度で測定を行った。**1 号機取水槽北側壁は 2010 年 12 月 5 日から 2011 年 12 月 4 日の期間で実施し、1 時間間隔で連続測定を行った。**

二酸化炭素濃度の測定は、原子炉建物、タービン建物は 2015 年 12 月 23 日から 2016 年 9 月 29 日の期間で、制御室建物は 2010 年 12 月 22 日から 2011 年 5 月 9 日の期間で、**1 号機取水槽北側壁は 2010 年 12 月 11 日から 2011 年 11 月 28 日の期間で実施し、2 週間に 1 回の頻度で測定を行った。**

表-別紙 7-1 空気環境測定 使用機器

| 測定場所 | 測定項目 | 使用機器 |
|------|---------|----------|
| 構内各所 | 温度 | 温湿度計 |
| | 相対湿度 | |
| | 二酸化炭素濃度 | 二酸化炭素濃度計 |

1-2. 測定位置

温度、相対湿度、二酸化炭素濃度について、建物内外の計 54 箇所にて測定を実施した。測定位置図を図-別紙 7-1～9 に示す。

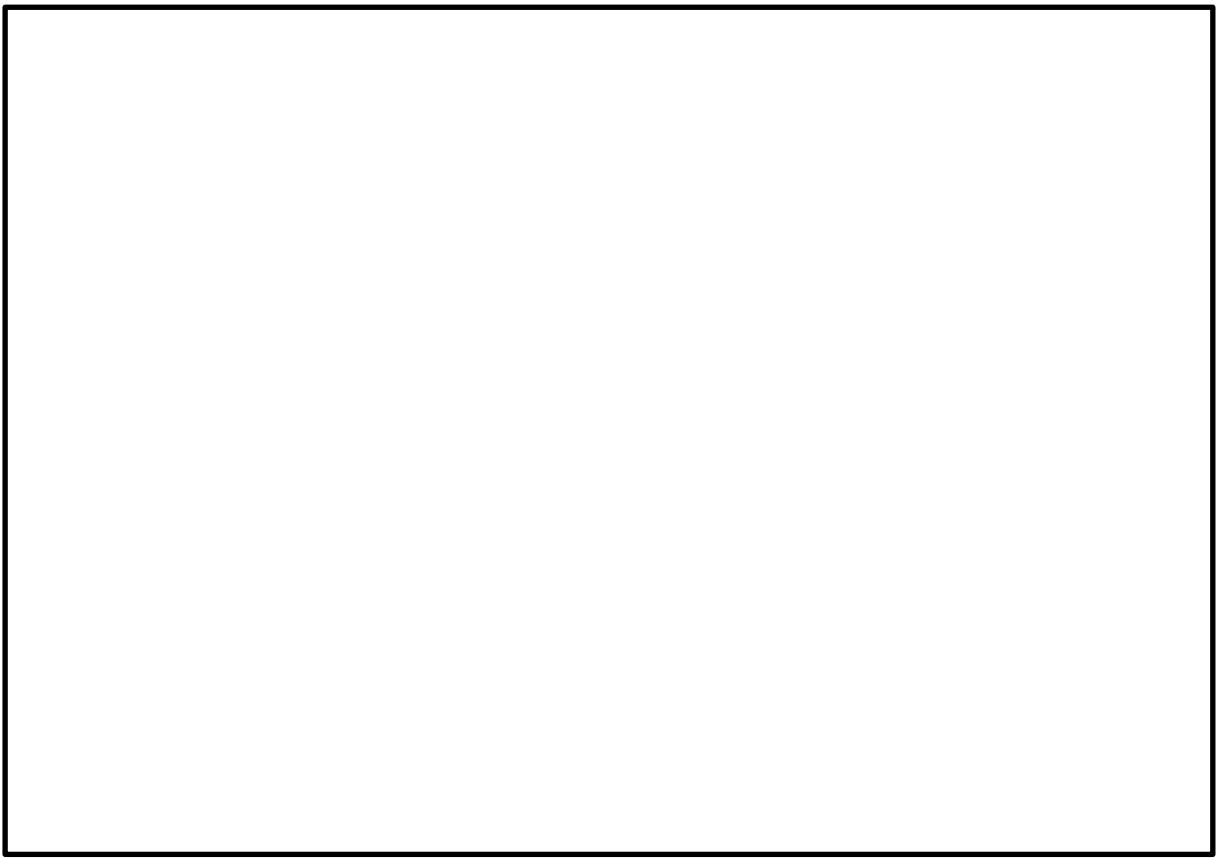


図-別紙 7-1 原子炉建物 (EL 1,300), タービン建物 (EL 2,000),
制御室建物 (EL 1,600 および EL 5,300)

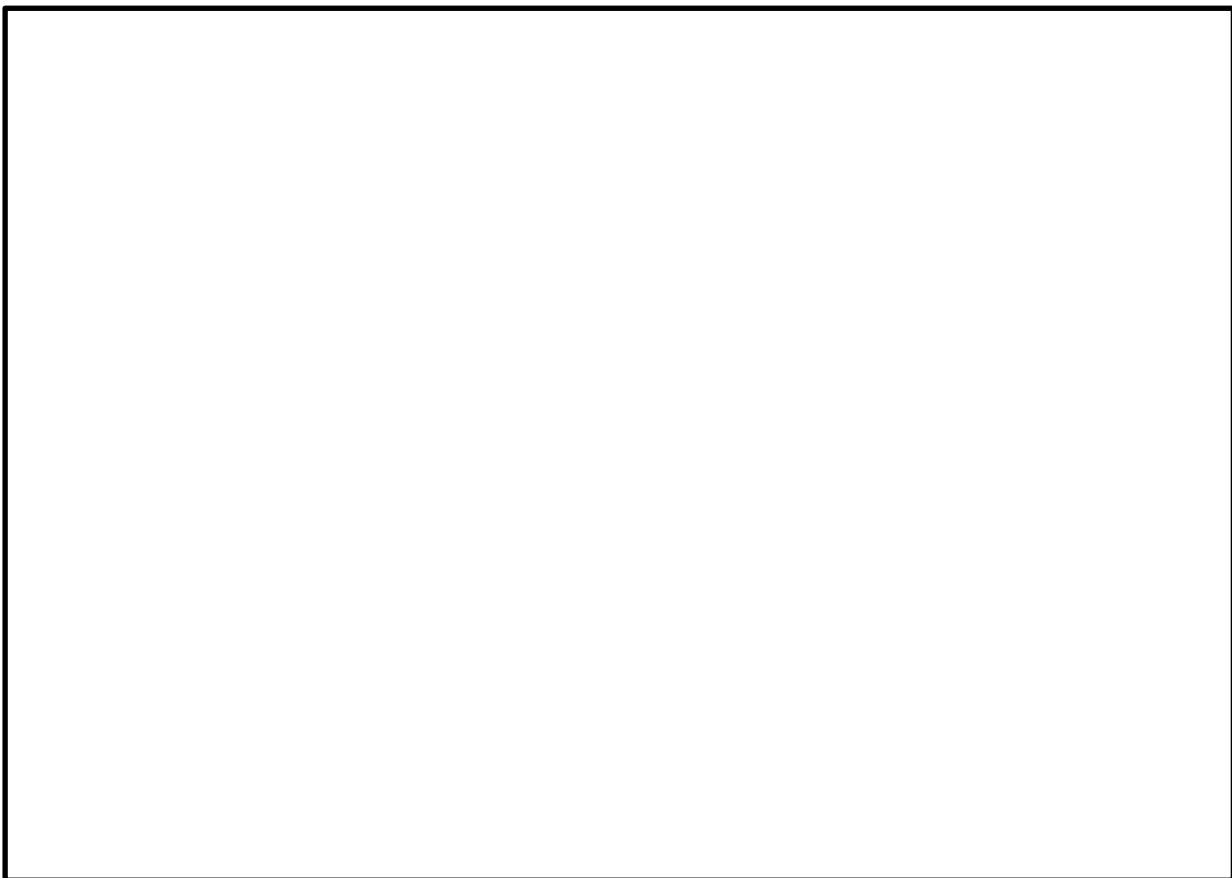


図-別紙 7-2 原子炉建物 (EL 8,800), タービン建物 (EL 5,500), 制御室建物 (EL 8,800)



図-別紙 7-3 原子炉建物 (EL 10,300), タービン建物 (EL 12,500), 制御室建物 (EL 12,800)

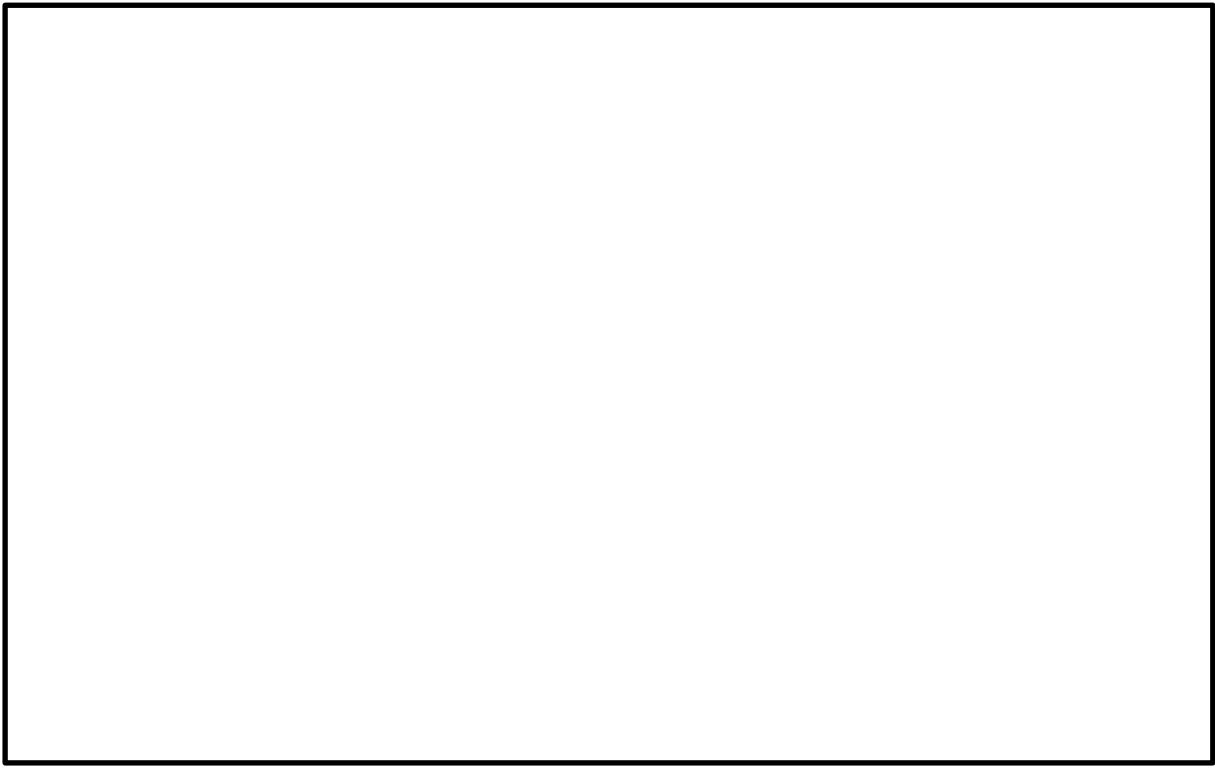


図-別紙 7-4 原子炉建物 (EL 15,500), 制御室建物 (EL 16,900)

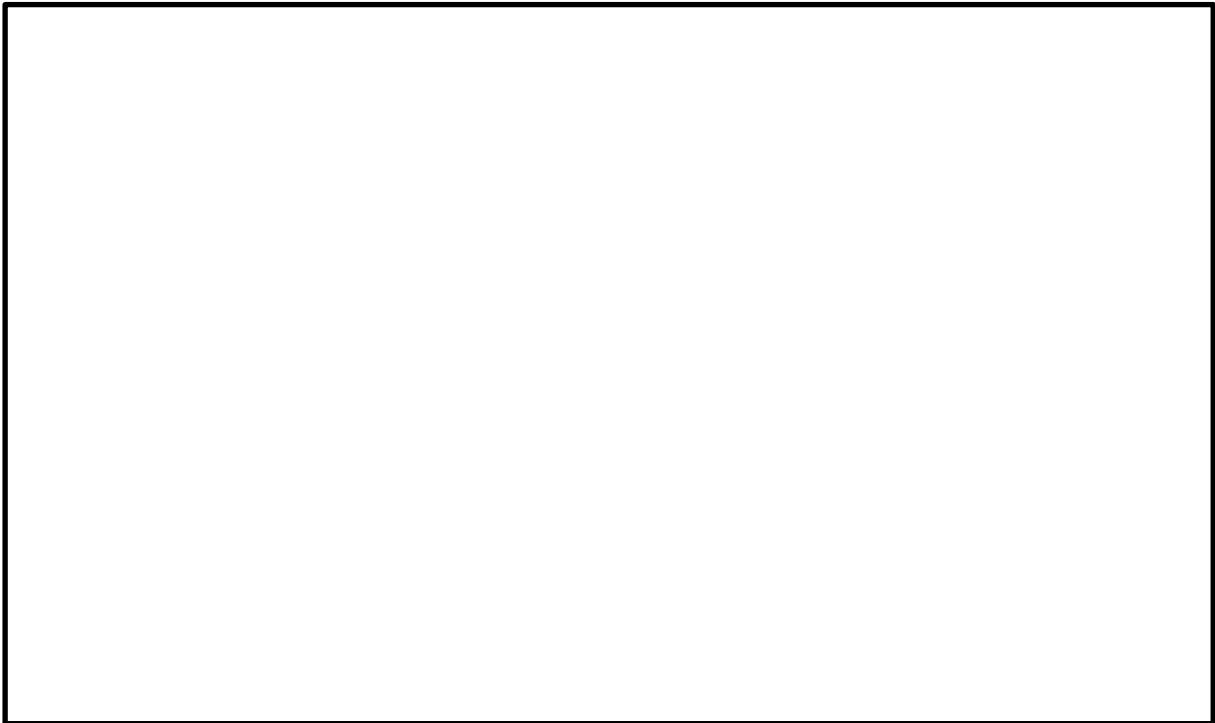


図-別紙 7-5 原子炉建物 (EL 23,800), タービン建物 (EL 20,600)



図-別紙 7-6 原子炉建物 (EL 30, 500)

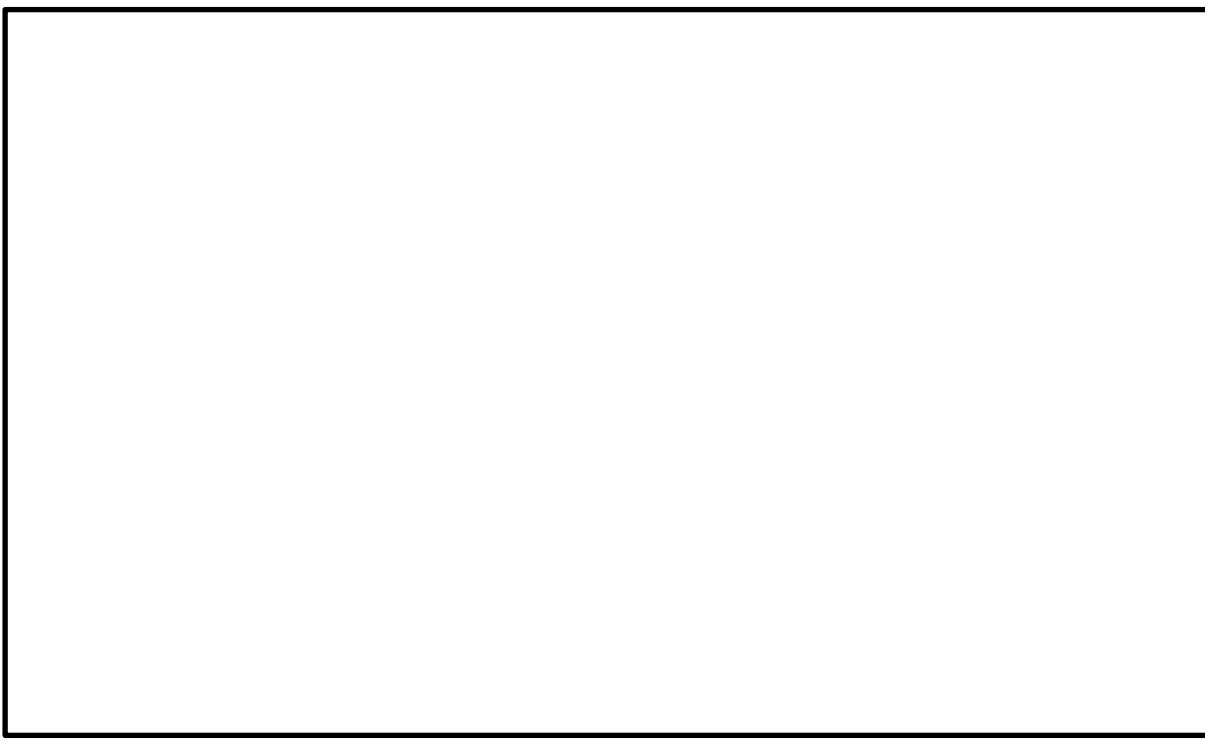


図-別紙 7-7 原子炉建物 (EL 34, 800)

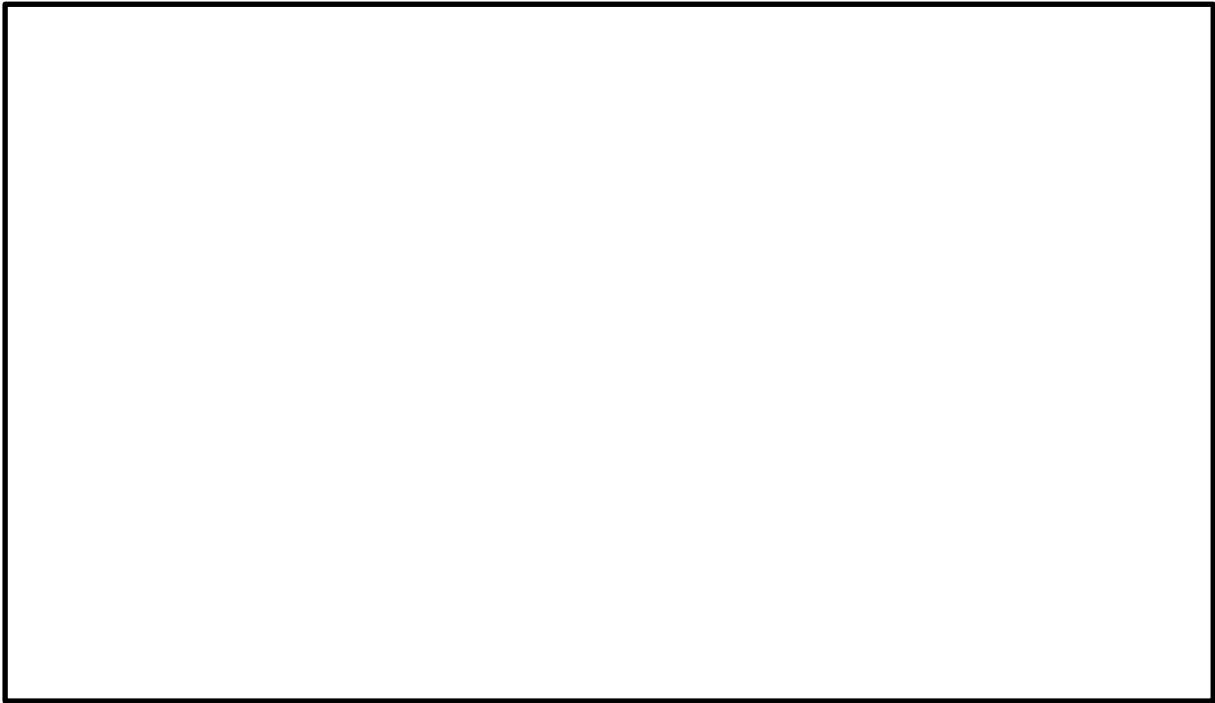


図-別紙 7-8 原子炉建物 (EL 42,800)



図-別紙 7-9 1号機取水槽北側壁 (断面図)

中性化深さの推定値の算定過程について

調査時点および運転開始後 60 年経過時点の中性化深さの推定値の算定過程（推定式、条件、パラメータ）を以下に示す。

1. 岸谷式

| | 原子炉建物 | タービン建物 | 制御室建物 | 1号機取水槽 北側壁 | 備考 |
|-----------------------------|-------|--------|-------|---------------|---|
| | 3階内壁 | 3階内壁 | 1階内壁 | 気中帶 | |
| w : 水セメント比 | 0.53 | 0.53 | 0.59 | 0.557 | |
| α : 劣化外力係数 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.0 | 原子炉建物他：屋内 1号機取水槽北側壁：屋外 |
| β : 仕上げ材による係数 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 原子炉建物他：仕上げ無し 1号機取水槽北側壁：仕上げ無し |
| γ : セメントによる係数 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | ブライッシュセメント B 種 |
| 調査時点の推定値 (cm) | 2.44 | 2.44 | 3.85 | 1.45 | 原子炉建物・タービン建物：運転開始後 27 年経過時点 制御室建物：運転開始後 39 年経過時点 1号機取水槽北側壁：運転開始後 37 年経過時点 |
| 運転開始後 60 年経過時点*の推定値 (cm) | 3.57 | 3.57 | 5.24 | 2.07 | |

* : 島根 2 号炉運転開始より 60 年時点

 : 中性化深さの推定に必要なパラメータ

 : 推定結果

岸谷式

$$t = \frac{7.2}{R^2 \cdot (4.6w - 1.76)^2} \cdot x^2$$

t : 期間 (年)
x : 中性化深さ (cm)
w : 水セメント比

R : 中性化率 ($R = \alpha \cdot \beta \cdot \gamma$)
 α : 劣化外力の区分による係数
 β : 仕上げ材による係数
 γ : セメントによる係数

2. 依田式

| | 原子炉建物 | タービン建物 | 制御室建物 | 1号機取水槽 北側壁 | 備考 |
|------------------------------|-------|--------|-------|---------------|---|
| | 3階内壁 | 3階内壁 | 1階内壁 | 気中帶 | |
| w : 水セメント比 | 0.53 | 0.53 | 0.59 | 0.507 | |
| α : コンクリートの品質係数 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 施工が優れている |
| β : 仕上げ材の中性化遅延効果 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 原子炉建物他:仕上げ無し 1号機取水槽北側壁:仕上げ無し |
| γ : 環境係数 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | ごく一般的な地域 |
| 調査時点の推定値 (cm) | 1.14 | 1.14 | 1.62 | 0.72 | 原子炉建物・タービン建物 : 運転開始後 27 年経過時点 制御室建物 : 運転開始後 39 年経過時点 1号機取水槽北側壁 : 37 年 経過時点 |
| 運転開始後 60 年経過 時点*の推定値 (cm) | 1.68 | 1.68 | 2.21 | 1.02 | |

* : 島根 2号炉運転開始より 60 年時点

 : 中性化深さの推定に必要なパラメータ

 : 推定結果

依田式

(屋内)

$$t = \alpha \cdot \beta \cdot \gamma \cdot \frac{262}{(100w - 18)^2} \cdot x^2$$

t : 期間 (年)
 x : 中性化深さ (mm)
 w : 水セメント比

α : コンクリートの品質係数
 β : 仕上げ材の中性化遅延効果
 γ : 環境係数

(屋外)

$$t = \alpha \cdot \beta \cdot \gamma \cdot \frac{155}{(100w - 36)^2} \cdot x^2$$

3. 森永式

| | 原子炉建物 | タービン建物 | 制御室建物 | 1号機取水槽 北側壁 | 備考 |
|------------------------|-------|--------|-------|---------------|---|
| | 3階内壁 | 3階内壁 | 1階内壁 | 気中帶 | |
| w/c : 水セメント比 | 0.53 | 0.53 | 0.59 | 0.507 | |
| R : 仕上げ材による係数 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 仕上げなし |
| C : 炭酸ガス濃度 (%) | 0.047 | 0.048 | 0.046 | 0.0526 | 原子炉建物、タービン建物 : 2015年12月23日から2016年9月29日の期間で、2週間に1回測定した結果の平均値 制御室建物 : 2010年12月22日から2011年5月9日の期間で、2週間に1回測定した結果の平均値 1号機取水槽北側壁 : 2010年12月11日から2011年11月28日の期間で、2週間に1回測定した結果の平均値 |
| RH : 相対湿度 (%) | 52.0 | 54.0 | 41.2 | 69.7 | 原子炉建物、タービン建物 : 2015年12月23日から2016年9月29日の期間で、2週間に1回測定した結果の平均値 制御室建物 : 2010年12月22日から2011年5月9日の期間で、2週間に1回測定した結果の平均値 |
| T : 温度 (°C) | 24.6 | 22.6 | 23.6 | 16.5 | 1号機取水槽北側壁 : 2010年12月5日から2011年12月4日の期間で、1時間間隔で連続測定した結果の平均値 |
| 調査時点の推定値 (cm) | 1.70 | 1.59 | 3.33 | 0.05 | 原子炉建物・タービン建物運転開始後27年経過時点 制御室建物 : 運転開始後39年経過時点 1号機取水槽北側壁 : 運転開始後37年経過時点 |
| 運転開始後60年経過時点*の推定値 (cm) | 2.50 | 2.34 | 4.53 | 0.07 | |

* : 島根2号炉運転開始より60年時点

 : 中性化深さの推定に必要なパラメータ

 : 推定結果

森永式

$$x = \sqrt{\frac{c}{5}} \cdot 2.44 \cdot R \cdot (1.391 - 0.017 \cdot RH + 0.022 \cdot T) \cdot (4.6 \cdot w/c - 1.76) \cdot \sqrt{t}$$

t : 材令 (日)

x : 中性化深さ (mm)

w/c : 水セメント比

C : 炭酸ガス濃度 (%)

RH : 相対湿度 (%)

T : 温度 (°C)

R : 仕上げ材による係数

4. \sqrt{t} 式

| | 原子炉建物 | タービン建物 | 制御室建物 | 1号機取水槽北側壁 | 備考 |
|--------------------------|-------|--------|-------|-----------|------------|
| | 3階内壁 | 3階内壁 | 1階内壁 | 気中帶 | |
| 中性化実測深さ (cm) | 0.65 | 0.36 | 0.0 | 3.1 | 中性化深さの測定結果 |
| 運転開始後 60 年経過時点*の推定値 (cm) | 0.95 | 0.53 | 0.0 | 6.41 | |

* : 島根 2号炉運転開始より 60 年時点

 : 中性化深さの推定に必要なパラメータ

 : 推定結果

\sqrt{t} 式

$$x = A \cdot \sqrt{t}$$

t : 期間 (年)

x : 中性化深さ (cm)

A : 中性化速度係数 (中性化実測深さと中性化期間により算出)

塩分浸透における鉄筋の腐食減量の算定過程について

鉄筋の腐食減量の算定過程（方法、条件、パラメータ）を以下に示す。

| | 1号機取水槽北側壁 | | | 備考 |
|--|--------------|--------------|--------------|---|
| | 気中帯 | 干満帯 | 海中帯 | |
| x : かぶり厚さ (mm) | 66 | 66 | 66 | |
| C : 鉄筋位置における塩化物イオン量 (kg/m³) | 3.79 4.16 | 0.35 0.48 | 1.08 1.10 | 上段：塩分浸透の測定結果（調査時点の推定値） 下段：鉄筋位置における塩化物イオン量試験結果 |
| C_0 : コンクリート表面の塩化物イオン量 (kg/m³) | 20.29 | 4.97 | 6.57 | 拡散方程式の C_0 と D を未知数として、測定値の回帰分析を行った。Levenberg-marquardt 法により、ガウス乗が最小となる C_0 を求めた。 |
| D : コンクリート中の塩化物イオンの見かけ上の拡散係数 (cm²/年) | 0.34 | 0.18 | 0.30 | 拡散方程式の C_0 と D を未知数として、測定値の回帰分析を行った。Levenberg-marquardt 法により、ガウス乗が最小となる D を求めた。 |
| C_t : 鉄筋位置における塩化物イオン量 (kg/m³) (推定値) | 0.00～7.18 | 0.00～1.02 | 0.00～2.16 | 運転開始から 60 年経過時点までの各年の推定値 |
| x : かぶり厚さ (mm) | 66 | 66 | 66 | |
| d : 鉄筋径 (mm) | 22 | 22 | 22 | |
| W : 単位水量 (kg/m³) | 152 | 152 | 152 | |
| W/C : 水セメント比 (比) | 0.507 | 0.507 | 0.507 | |
| N : 繼り混ぜ水の塩分濃度 (%) | 0.00～7.78 | 0.00～1.10 | 0.00～2.34 | 運転開始から 60 年経過時点までの各年の推定値 |
| T : 温度 (°C) | 16.5 | 19.1 | 19.1 | 気中帯：2010 年 12 月 5 日から 2011 年 12 月 4 日の期間で、1 時間間隔で連続測定した結果の平均値 干満帯、海中帯：沿岸定点の海水温の調査結果 |
| RH : 相対湿度 (%) | 85 | 100 | 100 | 気中帯：腐食による鉄筋コンクリート構造物の寿命予測（森永論文 ²⁾ ）干満帯、海中帯：海水との接触により 100%（森永論文 ²⁾ ） |
| O : 酸素濃度 (比) | 0.21 | 0.0062 | 0.0062 | 気中帯：一般大気中の酸素濃度（理科年表） 干満帯、海中帯：土木学会「原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル（2005）」引用 |
| q_i : 調査時点の鉄筋の腐食減量 ($\times 10^{-4}$ g/cm²) | 9.92 | 0.0 | 0.31 | |
| q_{t0} : 運転開始 60 年経過時点の鉄筋の腐食減量 ($\times 10^{-4}$ g/cm²) | 31.56 | 0.50 | 2.84 | |
| Q_{cr} : かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点の鉄筋の腐食減量 推定値 ($\times 10^{-4}$ g/cm²) | 69.2 | 69.2 | 69.2 | |

※森永他「腐食による鉄筋コンクリート構造物の寿命予測」－コンクリート工学論文集（1990）

 : 拡散方程式により、コンクリート表面からの塩化物イオンの浸透を予測するのに必要なパラメータ

 : 予測結果

 : 森永式により、鉄筋の腐食減量の評価を実施するのに必要なパラメータ

 : 推定結果

C : 鉄筋位置における塩化物イオン量 (kg/m³)

C_0 : コンクリート表面における塩化物イオン量 (kg/m³)

erf : 誤差関数

$$erf(x) = \frac{2}{\sqrt{\pi}} \int_0^x e^{-t^2} dt$$

x : かぶり厚さ (mm)

D : コンクリート中の塩化物イオンの見かけの拡散係数 (cm²/年)

t : 材齢 (年)

拡散方程式

$$C = C_0 \left[1 - erf \left(\frac{0.1x}{2\sqrt{D \cdot t}} \right) \right]$$

森永式

$$q = q_1 \cdot \frac{q_2}{q'_2}$$

$$q_1 = \frac{d}{c^2} [-0.51 - 7.60N + 44.97(W/C)^2 + 67.95N(W/C)^2]$$

$$\begin{aligned} q_2 &= 2.59 - 0.05T - 6.89H - 22.870 - 0.99N + 0.14TH \\ &\quad + 0.51TO + 0.01TN + 60.81HO + 3.36HN + 7.320N \\ q'_2 &= 0.56528 + 1.4304N \end{aligned}$$

q : 鉄筋の腐食速度 ($\times 10^{-4}\text{g}/\text{cm}^2/\text{年}$)

q_1 : 塩分環境下での腐食速度 ($\times 10^{-4}\text{g}/\text{cm}^2/\text{年}$)

q_2 : 寿命予測対象部位で、塩分環境下での腐食速度 ($\times 10^{-4}\text{g}/\text{cm}^2/\text{年}$)

q'_2 : 寿命予測対象部位で、標準環境下 (温度 15°C, 湿度 69%, 酸素濃度 20%) での腐食速度 ($\times 10^{-4}\text{g}/\text{cm}^2/\text{年}$)

d : 鉄筋径 (mm)

c : かぶり厚さ (mm)

N : 練り混ぜ水の塩分濃度 (%)

W/C : 水セメント比 (比)

T : 温度 (°C)

H : 湿度に関する項 $H = (RH - 45)/100$

RH : 相対湿度 (%)

O : 酸素濃度 (比)

$$Q_{cr} = 0.602 \left(1 + \frac{2c}{d}\right)^{0.85} \times d$$

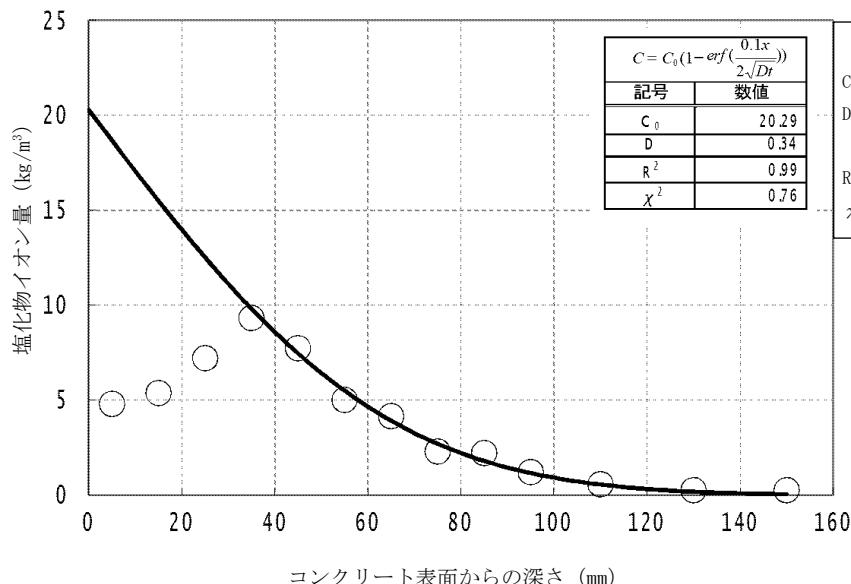
Q_{cr} : 鉄筋腐食でかぶりコンクリートにひび割れが生じる時点での腐食減量 ($\times 10^{-4}\text{g}/\text{cm}^2$)

c : かぶり厚さ (mm)

d : 鉄筋径 (mm)

2. 拡散方程式の回帰分析結果

(気中帶)



表の注記)

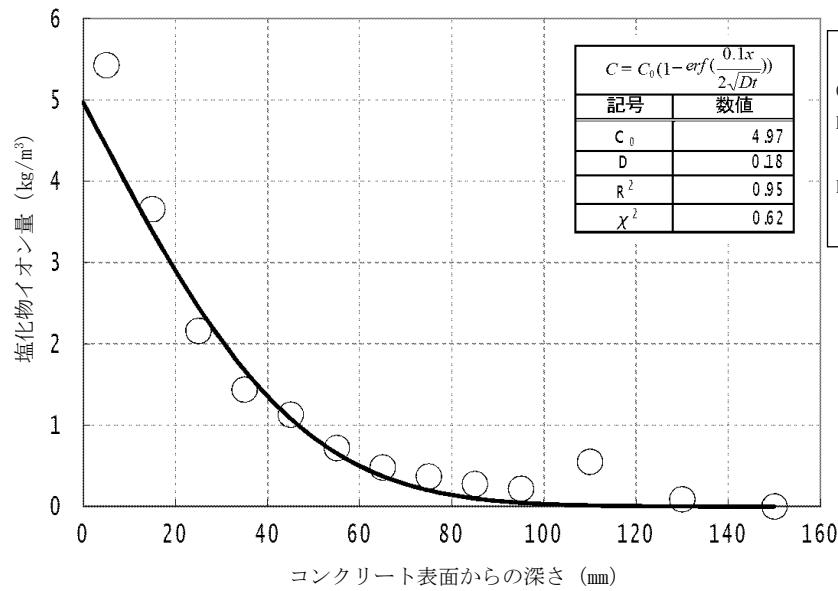
C_0 : コンクリート表面の塩化物イオン量 (kg/m^3)

D : コンクリート中の塩化物イオンの見かけの拡散係数 ($\text{cm}^2/\text{年}$)

R^2 : 決定係数

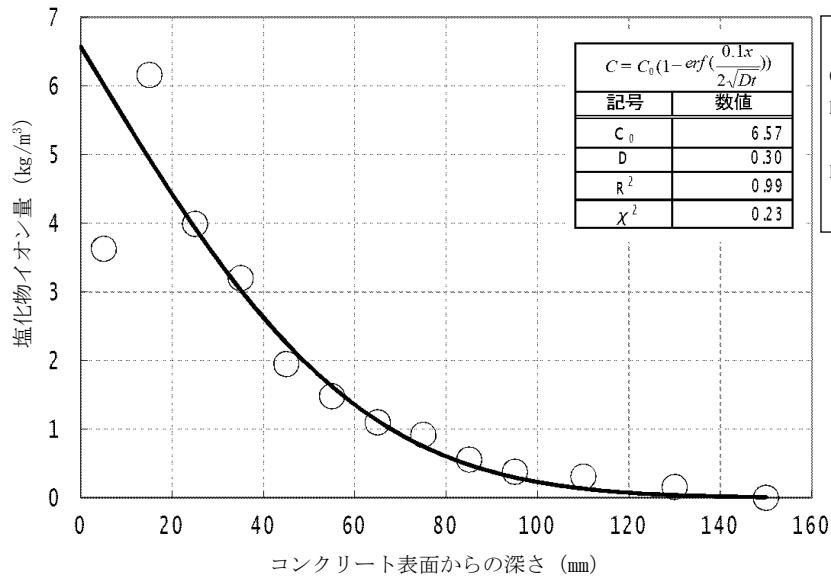
χ^2 : カイ二乗

(干満帯)



表の注記)
 C_0 : コンクリート表面の塩化物イオン量 (kg/m³)
D : コンクリート中の塩化物イオンの見かけの拡散係数 (cm²/年)
 R^2 : 決定係数
 χ^2 : カイ二乗

(海中帶)



表の注記)
 C_0 : コンクリート表面の塩化物イオン量 (kg/m³)
D : コンクリート中の塩化物イオンの見かけの拡散係数 (cm²/年)
 R^2 : 決定係数
 χ^2 : カイ二乗

3. 調査時点、運転開始後 60 年時点及びかぶりコンクリートにひび割れが発生する時点の前後
5 年の鉄筋の腐食減量

| 気中帯 | | 干満帯 | | 海中帯 | |
|-------------------------|--|-------------------------|--|-------------------------|--|
| 経過年数 【1号での年数】 (年) | Σq ($\times 10^{-4} \text{g/cm}^2$) | 経過年数 【1号での年数】 (年) | Σq ($\times 10^{-4} \text{g/cm}^2$) | 経過年数 【1号での年数】 (年) | Σq ($\times 10^{-4} \text{g/cm}^2$) |
| 17 【32】 | 7.90 | 17 【32】 | 0.00 | 17 【32】 | 0.15 |
| 18 【33】 | 8.29 | 18 【33】 | 0.00 | 18 【33】 | 0.18 |
| 19 【34】 | 8.68 | 19 【34】 | 0.00 | 19 【34】 | 0.21 |
| 20 【35】 | 9.09 | 20 【35】 | 0.00 | 20 【35】 | 0.24 |
| 21 【36】 | 9.50 | 21 【36】 | 0.00 | 21 【36】 | 0.28 |
| 22 【37】 | 9.92 | 22 【37】 | 0.00 | 22 【37】 | 0.31 |
| 23 【38】 | 10.35 | 23 【38】 | 0.00 | 23 【38】 | 0.35 |
| 24 【39】 | 10.79 | 24 【39】 | 0.00 | 24 【39】 | 0.39 |
| 25 【40】 | 11.24 | 25 【40】 | 0.00 | 25 【40】 | 0.44 |
| 26 【41】 | 11.70 | 26 【41】 | 0.00 | 26 【41】 | 0.48 |
| 27 【42】 | 12.17 | 27 【42】 | 0.00 | 27 【42】 | 0.53 |
| 55 【70】 | 28.20 | 55 【70】 | 0.35 | 55 【70】 | 2.41 |
| 56 【71】 | 28.86 | 56 【71】 | 0.38 | 56 【71】 | 2.49 |
| 57 【72】 | 29.53 | 57 【72】 | 0.41 | 57 【72】 | 2.58 |
| 58 【73】 | 30.20 | 58 【73】 | 0.44 | 58 【73】 | 2.66 |
| 59 【74】 | 30.88 | 59 【74】 | 0.47 | 59 【74】 | 2.75 |
| 60 【75】 | 31.56 | 60 【75】 | 0.50 | 60 【75】 | 2.84 |
| 61 【76】 | 32.25 | 61 【76】 | 0.54 | 61 【76】 | 2.93 |
| 62 【77】 | 32.94 | 62 【77】 | 0.57 | 62 【77】 | 3.02 |
| 63 【78】 | 33.64 | 63 【78】 | 0.61 | 63 【78】 | 3.11 |
| 64 【79】 | 34.34 | 64 【79】 | 0.65 | 64 【79】 | 3.20 |
| 65 【80】 | 35.05 | 65 【80】 | 0.68 | 65 【80】 | 3.29 |
| 103 【118】 | 64.90 | 674 【689】 | 68.50 | 465 【480】 | 68.20 |
| 104 【119】 | 65.70 | 675 【690】 | 68.60 | 466 【481】 | 68.40 |
| 105 【120】 | 66.60 | 676 【691】 | 68.80 | 467 【482】 | 68.60 |
| 106 【121】 | 67.50 | 677 【692】 | 68.90 | 468 【483】 | 68.80 |
| 107 【122】 | 68.30 | 678 【693】 | 69.00 | 469 【484】 | 69.00 |
| 108 【123】 | 69.20 | 679 【694】 | 69.20 | 470 【485】 | 69.20 |
| 109 【124】 | 70.10 | 680 【695】 | 69.30 | 471 【486】 | 69.40 |
| 110 【125】 | 70.90 | 681 【696】 | 69.50 | 472 【487】 | 69.60 |
| 111 【126】 | 71.80 | 682 【697】 | 69.60 | 473 【488】 | 69.80 |
| 112 【127】 | 72.70 | 683 【698】 | 69.80 | 474 【489】 | 70.00 |
| 113 【128】 | 73.50 | 684 【699】 | 69.90 | 475 【490】 | 70.20 |

機械振動の評価対象および評価点の選定過程について

運転中に比較的大きな振動を受ける機器の原動機出力を以下に示す。

| 機器名称 | 運転状態 | 仕様（定格出力） |
|---------------------------------|------|------------|
| 高压タービン・低压タービン | 連続 | 820,000kW |
| 原子炉再循環ポンプ [○] | 連続 | 4,540kW |
| 高压炉心ポンプ [○] | 一時 | 2,380kW |
| 高压炉心ポンプ [○] 系ディーゼル発電設備 | 一時 | 3,480kW |
| 低压炉心ポンプ [○] | 一時 | 910kW |
| 高压原子炉代替注水ポンプ [○] | 一時 | [REDACTED] |
| 低压原子炉代替注水ポンプ [○] | 一時 | 210kW |
| 残留熱除去ポンプ [○] | 一時 | 560kW |
| 原子炉補機冷却ポンプ [○] | 一時 | 360kW |
| 非常用ディーゼル発電設備 | 一時 | 6,150kW |
| ガスタービン発電機 | 一時 | 5,200kW |

常時振動している機器のうち、躯体への影響が最も大きい機器は、原動機出力から高压タービン・低压タービンとなることから、評価対象部位は、タービン発電機架台とし、評価点については、機械振動荷重を直接受ける機器支持部（基礎ボルト周辺のコンクリート）付近を選定した。タービン発電機架台躯体図を図-別紙 10-1 に示す。

振動を受ける機器であるポンプについては、出力、機器重量がタービン設備に比べ非常に小さく、構造体に与える影響はごくわずかである。

また、非常用ディーゼル発電機は、常時振動機器ではないことから、経年劣化の進展は極めて小さいと考えられる。

以上より、評価対象部位は、タービン発電機架台で問題ないと判断する。

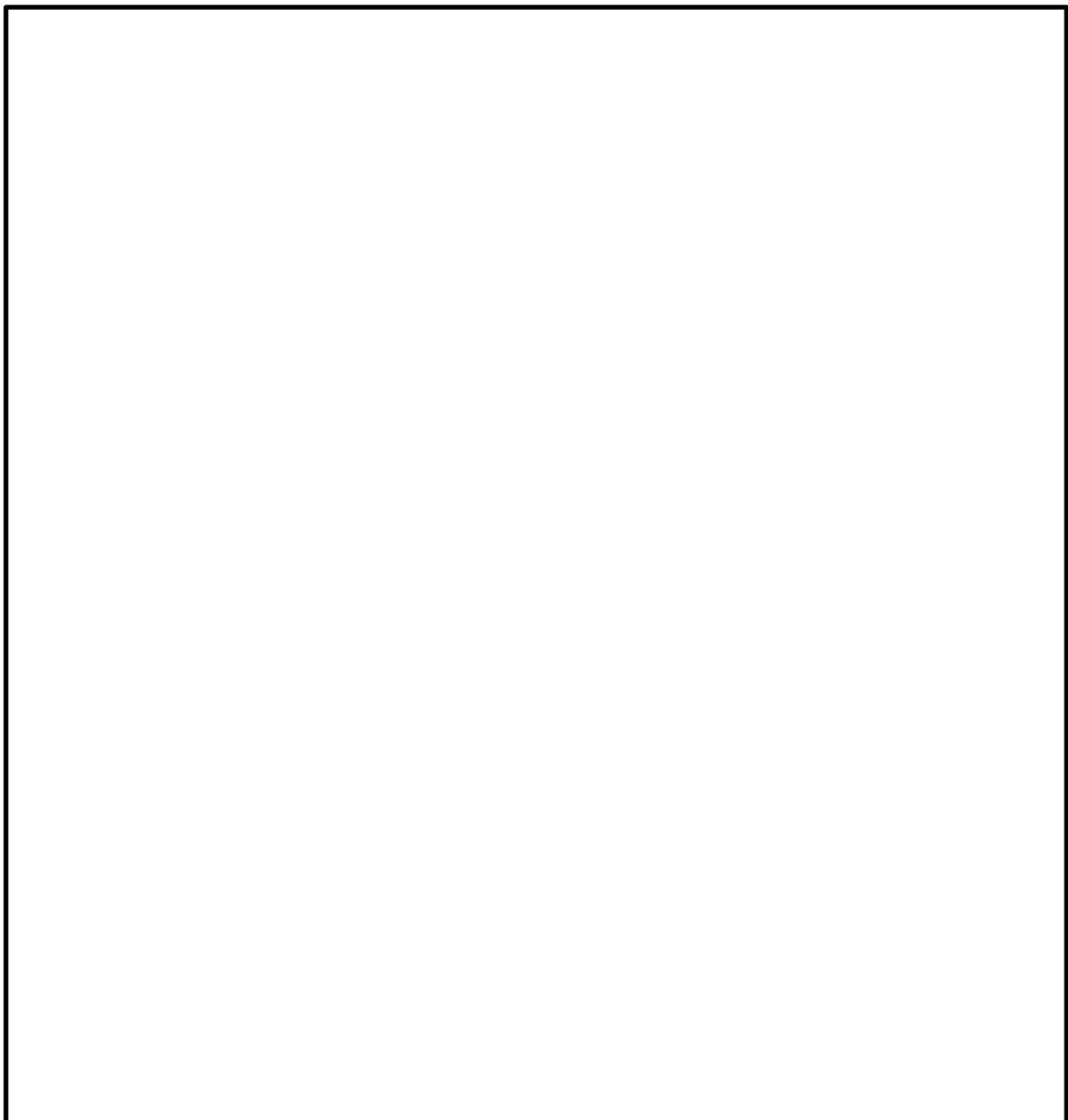


図-別紙 10-1 タービン発電機架台軸体図

熱による遮へい能力低下の評価に用いた温度分布解析について

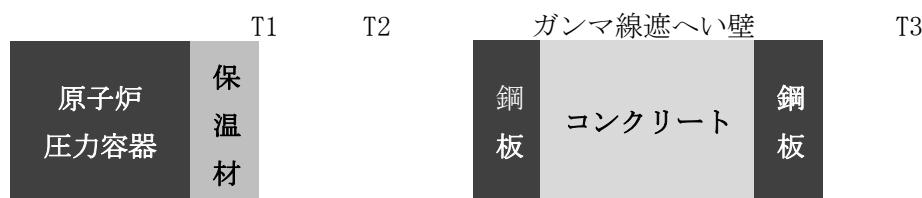
ガンマ線遮へい壁のガンマ発熱による温度分布は、別紙 6 に示す 2 次元輸送計算コード DORT により算出したガンマ線束を用いてガンマ線発熱量を算出し、熱伝導方程式を解いてガンマ線遮へい壁内の温度分布を求めた。

1. 解析条件

(1) 内部発熱量

ガンマ線束 ($\text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$) に吸收線量率換算係数 $((\text{Gy/h}) / (\text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}))$ を乗じて、ガンマ線吸収線量率 (Gy/h) を算出し、これよりコンクリート内部の発熱量 $Q(\text{kJ/m}^3 \cdot \text{h})$ を求めた。

(2) 境界条件



| | | |
|---------------------------|----|-----------|
| 原子炉圧力容器保温材表面温度 | T1 | 76.6 (°C) |
| 原子炉圧力容器保温材～ガンマ線遮へい壁間雰囲気温度 | T2 | 62 (°C) |
| ガンマ線遮へい壁～原子炉格納容器壁間雰囲気温度 | T3 | 62 (°C) |

(3) 物性値

| | | |
|-------------|-----------|-----------------|
| コンクリートの熱伝導率 | λ | 1.628 (W/m · K) |
|-------------|-----------|-----------------|

2. 温度分布解析

1. の評価条件を用いて、熱伝導方程式を解いて温度分布を求めた結果、ガンマ線遮へい壁の最高温度は、図-別紙 11-1 に示す通り 71.6°C であった。

$$\lambda \cdot \frac{d^2 T}{dx^2} + Q(x) = 0$$

λ : 熱伝導率

$Q(x)$: 内部発熱量

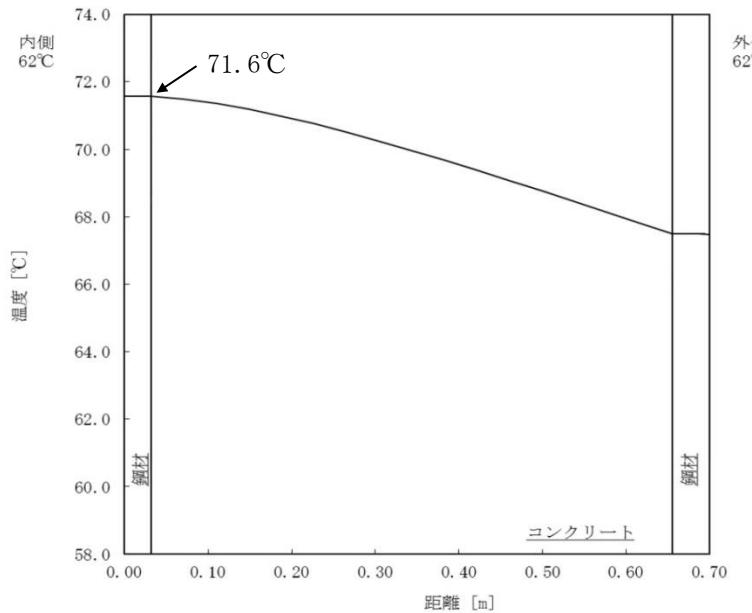


図-別紙11-1 ガンマ線遮へい壁の温度分布

3. 評価に用いるガンマ線遮へい壁の最高温度

温度分布解析結果は 71.6°C であるが、建設時の工事計画認可申請書添付書類「生体しやへい装置の放射線のしやへい及び熱除去についての計算書」では 78°C としていることから、熱によるコンクリートの遮へい能力低下の評価に用いるガンマ線遮へい壁の温度は、保守的な評価となる工事計画認可申請書の値を用いることとし、 78°C とした。

島根 2 号炉周辺の地下水による劣化影響について

1. はじめに

島根 2 号炉のコンクリート構造物の一部は地下に埋設されているため、これらの構造物に対する地下水による劣化影響について検討する。

コンクリートの強度低下に影響を及ぼすと想定される地下水に起因する劣化要因を抽出するとともに、それらが島根 2 号炉の地下埋設部コンクリートにおいて発生し、進展する可能性について評価を行う。

2. 劣化影響評価

2.1 地下水に起因するコンクリート劣化要因の抽出

地下水に起因するコンクリートの劣化要因とその概要を表-別紙 12-1 に示す。

表-別紙12-1 地下水の存在下で引き起こされるコンクリートの経年劣化要因

| 劣化要因 | 概要 |
|----------|--|
| 塩分浸透 | 地下水に含まれる塩化物イオンの浸透により、鉄筋腐食が発生し、コンクリートに膨張性のひび割れが発生する。 |
| アルカリ骨材反応 | 骨材中の反応性鉱物とセメントペースト中のアルカリイオンが反応し、これに水が加わることにより、コンクリートに膨張性のひび割れが発生する。 |
| 化学的侵食 | 水分中の酸や硫酸塩等の塩類とセメント水和物の化学的反応により、セメントペーストの溶解（酸）やコンクリート表層のはく離・はく落（塩類）が発生する。 |

2.2 地下水に起因するコンクリートの材料劣化評価

コンクリートの材料劣化に該当する劣化要因のうち、塩分浸透、アルカリ骨材反応、化学的侵食が島根 2 号炉の地下埋設部コンクリートにおいて発生し、進展する可能性について、島根 2 号炉の環境条件に基づき評価を行った。

2.2.1 塩分浸透

コンクリート中に塩化物イオンが浸透し、鉄筋位置まで達すると、鉄筋の腐食が徐々に進行し、鉄筋の体積膨張によりひび割れやはく離が生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。

島根 2 号炉の対象構造物においては、塩分浸透が生じる可能性があるため、経年劣化に対する評価を実施している。

その結果、各評価部位における鉄筋の腐食減量は、運転開始後 60 年時点の想定においても、かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点での鉄筋の腐食減量を十分に下回っている。

また、定期的な建物内部からの目視点検の結果、塩分浸透に起因する鉄筋腐食が生じた場合に発生する膨張性のひび割れは確認されていない。さらにコンクリート躯体が直接海水に接触し、塩分浸透に対し最も厳しい環境条件下にある 1 号機取水槽北側壁においても、塩分浸透に

よる鉄筋腐食に起因する膨張性のひび割れは確認されていない。

したがって、塩分浸透の評価結果、目視点検の結果および最も厳しい環境下にある1号機取水槽北側壁の現状を鑑み、同じ産地の材料を使用しているその他の地下埋設部コンクリートにおいても塩分浸透によるコンクリートの劣化が進展し、島根2号炉の共用期間中にコンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性は小さいと考えられる。

2.2.2 アルカリ骨材反応

アルカリ骨材反応は、コンクリート中に含まれるアルカリ性の水溶液と、骨材中に含まれる反応性鉱物の化学反応である。このとき生成されたアルカリ・シリカゲルが周囲の水を吸収し膨張すると、コンクリート表面にひび割れが生じ、コンクリート構造物としての健全性が損なわれる可能性がある。

ただし、島根2号炉においては、建設時の1984年にコンクリートの使用骨材についてモルタルバー法による反応性試験を実施しており、その結果得られた膨張率は「材齢6か月で0.1%以下」の判定基準に対し、無害と判定されている。

また、定期的な建物内部からの目視点検の結果、アルカリ骨材反応が発生した場合に発生する膨張性のひび割れは確認されていない。さらに絶えず海水が供給される1号機取水槽北側壁においても、アルカリ骨材反応に起因する膨張性のひび割れは確認されていない。

したがって、使用骨材の反応性試験結果、目視点検の結果および外部からの水分供給に対して最も厳しい環境下にある1号機取水槽北側壁の現状を鑑み、同じ産地の材料を使用しているその他の地下埋設部コンクリートにおいてもアルカリ骨材反応によるコンクリートの劣化が生じる可能性は小さいと考えられる。

2.2.3 化学的侵食

コンクリートの化学的侵食は、コンクリートが外部からの化学作用によって、セメント硬化体を構成する水和生成物が変質や分解することにより、結合能力を失っていく事象である。化学的侵食はその劣化機構によって、①セメント水和物との化学反応による融解、②セメント水和物との化学反応による膨張に大別される。

①セメント水和物との化学反応による融解

コンクリート中のセメント水和物との化学反応により、本来、水に溶解しにくいセメント水和物を可溶性物質に変質させ、コンクリートが多孔質化する、あるいは分解することで、骨材の露出や脱落等が生じる。

②セメント水和物との化学反応による膨張

コンクリート中のセメント水和物との化学反応により、新たな化合物が生成され、膨張する際の膨張圧がコンクリートにひび割れやはく離を生じさせる。

一般的な環境においては、化学的侵食が発生することはほとんどなく、温泉地帯、酸性河川流域および酸性・硫酸塩土壤に建造された構造物等が化学的侵食の影響を受けるとされている。

そこで、島根2号炉における地下水質の調査結果に基づき化学的侵食が発生し、進展する可

能性について評価を行った。

(1) 島根 2 号炉周辺における地下水質の調査位置および調査結果

島根 2 号炉周辺のサブドレンピット（図-別紙 12-1）においては、2013 年 12 月に地下水質調査を実施している。結果を表-別紙 12-2 に示す。

なお、調査結果は海水の影響を考慮し、図-別紙 12-1 に示す通り、陸側と海側の 2 つのエリアに大別して分析を行った。



図-別紙 12-1 島根 2 号炉周辺のサブドレン配置図

表-別紙 12-2 島根 2 号炉周辺における地下水質の調査結果

| 採取箇所 | | pH | 硫酸塩 (mg/l) | マグネシウム (mg/l) | アンモニウム (mg/l) | 侵食性 遊離炭酸塩 (mg/l) |
|------|-------|-----|---------------|------------------|------------------|------------------------|
| 陸側 | 採水位置① | 7.6 | 100 | 11 | 0.02 未満 | 1.4 |
| 海側 | 採水位置② | 6.7 | 230 | 30 | 0.02 | 5.3 |
| 海側 | 採水位置③ | 6.9 | 240 | 21 | 0.03 | 4.2 |

(2) 地下水質調査結果の分析

島根 2 号炉周辺の地下水において得られている pH、硫酸塩、マグネシウム、アンモニウムおよび侵食性遊離炭酸塩を EN206 の地下水の環境区分と対比した結果を表-別紙 12-3 に示す。

表-別紙 12-3 島根 2 号炉における調査結果と EN206 の環境区分（地下水）の対比

| 環境区分 | XA1 | XA2 | XA3 | 備 考 |
|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|----------------------|---------------|
| | 弱い 化学的侵食 | 標準的な 化学的侵食 | 強い 化学的侵食 | |
| pH | $6.5 \geq X \geq 5.5$ | $5.5 > X \geq 4.5$ | $4.5 > X \geq 4.0$ | 該当区分 なし |
| 硫酸塩 [mg/l] | $200 \leq X \leq 600$ (海側 : 235) | $600 < X \leq 3000$ | $3000 < X \leq 6000$ | 陸側は該当 区分なし |
| マグネシウム [mg/l] | $300 \leq X \leq 1000$ | $1000 \leq X \leq 3000$ | $3000 < X$ | 該当区分 なし |
| アンモニウム [mg/l] | $15 \leq X \leq 30$ | $30 < X \leq 60$ | $60 < X \leq 100$ | 該当区分 なし |
| 侵食性遊離炭酸塩 [mg/l] (aggressive) | $15 \leq X \leq 40$ | $40 < X \leq 100$ | $100 < X$ | 該当区分 なし |

注) 網掛け箇所は島根 2 号炉の調査結果が該当する区分を、() 内には該当するエリアとその平均値を示す。

(a) pH

EN206 のいずれの環境区分にも該当しないことを確認した。

(b) 硫酸塩

陸側において、EN206 のいずれの環境区分にも該当しないことを確認した。海側については、硫酸塩が EN206 の「弱い化学的侵食」に区分される結果となった。これは、海側の地下水に海水が流入していると考えられ、海水に含まれる各種イオン量との比較からも確認できる。

硫酸塩による劣化では、膨張性のエトリンガイトが生成されるが、海水の様に過剰な塩化物イオンが共存する環境下においては、塩化物があるとエトリンガイトが溶解し、海水によって浸出することがあるため、有害な膨張を伴わないとされている。また、I-GALL Reportにおいて侵食性があるとされる硫酸塩濃度の 1500ppm 以下であることから硫酸塩劣化の可能性はないと考えられる。

(c) マグネシウム

EN206 のいずれの環境区分にも該当しないことを確認した。

(d) アンモニウム

EN206 のいずれの環境区分にも該当しないことを確認した。

(e) 侵食性遊離炭酸塩

EN206 のいずれの環境区分にも該当しないことを確認した。

(3) 化学的侵食に関する劣化評価

島根 2 号炉の地下水質調査結果に基づき、地下水成分の分析を行った結果、酸や硫酸塩に起因するコンクリート劣化の可能性はないと考えられる。

また、対象構造物のうち、海洋環境の影響を直接受ける 1 号機取水槽北側壁においては、化学的侵食に特有の劣化兆候は見られない。

したがって、地下水の分析結果や、海水由来の侵食性物質に対して最も厳しい環境下にある 1 号機取水槽北側壁の現状を鑑み、同じ産地の材料を使用しているその他の地下埋設部コンクリートにおいてもアルカリ骨材反応によるコンクリートの劣化が生じる可能性は小さいと考えられる。

2.3 地下水に起因するコンクリート劣化評価についてのまとめ

地下水に起因するコンクリートの劣化要因が島根 2 号炉の地下埋設部コンクリートにおいて発生し、進展する可能性について、島根 2 号炉の環境条件に基づき評価を行った。結果を表-別紙 12-4 に示す。

これより、塩分浸透およびアルカリ骨材反応については発生の可能性が否定できないものの、1 号機取水槽北側壁等の定期的な目視点検により、塩分浸透による鉄筋腐食およびアルカリ骨材反応に起因するひび割れがないことを確認していく。

一方、地下水に起因する化学的侵食および構造劣化については、島根 2 号炉の環境条件および設計条件から判断して、発生の可能性はないことを確認した。

表-別紙 12-4 地下水に起因するコンクリートの劣化要因に係る発生および進展の可能性

| 経年劣化事象 | 劣化要因 | 劣化要因のスクリーニング結果 | | |
|--------|----------|----------------|--------|--|
| | | 発生の可能性 | 進展の可能性 | 島根 2 号炉の環境条件・根拠等 |
| 強度低下 | 塩分浸透 | ○ | △ | <p>地下水から塩化物イオンが供給されるため発生の可能性はあるが、各経年劣化評価部位における鉄筋の腐食減量は、運転開始後 60 年時点の想定においても、健全性を有していることを確認している。</p> <p>また、塩分浸透に起因する鉄筋腐食が生じた場合に発生する膨張性のひび割れは、建物内部からも目視点検において確認されていない。</p> <p>さらにコンクリート躯体が直接海水に接触し、塩分浸透に対し最も厳しい環境条件下にある 1 号機取水槽北側壁においても、塩分浸透による鉄筋腐食に起因する膨張性のひび割れは確認されていない。</p> |
| | アルカリ骨材反応 | △ | △ | <p>島根 2 号炉建設時にコンクリート使用骨材についてモルタル法による反応性試験を実施した結果、無害と判定された。</p> <p>また、仮にアルカリ骨材反応が発生した場合に発生する膨張性のひび割れは、建物内部からの目視点検において確認されていない。</p> <p>さらに絶えず海水が供給される環境下にある 1 号機取水槽北側壁においても、アルカリ骨材反応に起因する膨張性のひび割れは確認されていない。</p> |
| | 化学的侵食 | × | × | <p>島根 2 号炉は、土壤や地下水に侵食性物質が多く含まれる温泉地帯や酸性河川流域等の付近には建設されていない。</p> <p>また、島根 2 号炉の地下水成分の分析の結果、酸や硫酸塩に起因するコンクリート劣化の可能性はないことを確認している。</p> |

凡例) ○ : 可能性あり、△ : 可能性は小さいが日常劣化管理事象、× : 可能性なし